



ごあいさつ

私たち宜野座村社会福祉協議会は、『一人ひとりが「けーとうねー」から始める、ふれあい・支え合う村づくり』を基本理念として、行政、福祉機関、各関係団体、地域の皆様と連携を図りながら、地域の抱える様々な福祉課題の解決に向け取り組んでいます。

近年、全国的に少子高齢化や核家族が進む中、一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯の増加を背景とする社会的孤立の問題、地域のつながりの希薄化が進み、虐待や貧困、家庭内暴力、ひきこもり、さらに高齢者の親と無職の子供の同居世帯や介護と子育ての時期を同時に迎える世帯「ダブルケア」など、複数の分野にまたがる課題を抱え、多方面からの包括的な支援を必要とする人が増えています。

また、令和2年から新型コロナウイルス感染症の拡大により、村民にも大きな影響を及ぼし、村民の生活環境や生活様式だけでなく地域福祉事業も中止・延期等と自粛せざる得ない事態となりました。このような状況の中、国、県は「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」等を発令し対策にあたっています。本会も三密を避け、マスク着用、こまめなうがい、手洗い等の予防を徹底し地域福祉活動の推進に取り組んでいます。

その一方で、国は、平成28年3月に社会福祉法の改正により、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の整備の在り方として、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」を創設しました。

このような状況下において、本会では「第4次宜野座村地域福祉活動計画」の策定にあたっては「第3次宜野座村地域福祉活動計画」の取り組みで見えてきた問題、課題等に反映した計画を策定するために行政、福祉機関、関係団体、地域との連携・協働をより一層強化し、本会の基本理念である『一人ひとりが「けーとうねー」から始める、ふれあい・支え合う村づくり』の実現に向けて役職員一丸となって取り組んで参ります。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力頂いた宜野座村地域福祉活動計画策定委員会の皆様をはじめ、ご意見を寄せご協力頂きました関係各位の皆様にご心から感謝し厚くお礼を申し上げます。

平成4年3月

社会福祉法人
宜野座村社会福祉協議会
会長 金武 司

目次

ごあいさつ

第1章 計画策定にあたって

1. 地域福祉活動計画とは	1
2. 計画策定の背景と目的	1
3. 地域共生社会について	2
4. 計画の性格と期待	4
5. 地域福祉計画と地域福祉活動計画との関係	4
6. 計画の期間	5

第2章 基本構想

1. 計画の基本理念	7
2. 計画推進の視点	7
(1) 地域の福祉力の向上	7
(2) 共に生きる地域づくり	8
(3) 利用者本位のサービスの実現	8
(4) 地域の特性を活かしたむらづくり	8
(5) 社協のコーディネート力・企画力の向上	8
3. 基本目標	9
4. 施策の体系	10

第3章 施策の推進

基本目標1 福祉について知らせよう・気づかせよう	13
(1) 広報啓発活動の充実	13
(2) 福祉教育の推進	16
基本目標2 みんなが支え合える地域力を高めよう	18
(1) 地域で支え合う仕組みづくりの推進	18
(2) ボランティアの活動の充実	20
(3) 福祉団体の活動支援の推進	22
基本目標3 一人ひとりの自立と安心した暮らしを支えよう	25
(1) 福祉課題の把握と相談支援の充実	25
(2) 自立生活支援の推進	28
(3) 災害時の支援体制の充実	36

基本目標 4 地域福祉を進めるための基盤強化	38
(1) 経営基盤の強化	38
(2) 財政基盤の強化	40
(3) 事務局体制の強化	42
(4) 拠点施設の管理運営	44

第4章 計画の推進にあたって

1. 連携・協働	45
2. 計画の広報啓発	45
3. 感染症拡大防止における計画の推進	45
4. 計画の進行管理	46

資料編

資料編 1 宜野座村の概況	49
資料編 2 地域福祉計画に関する村民アンケート調査（主な調査結果の報告）	71
資料編 3 宜野座村の社会資源	87
資料編 4 宜野座村社会福祉協議会の沿革・組織構成図	91
資料編 5 宜野座村地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	94

第1章 計画策定にあたって

1. 地域福祉活動計画とは

「地域福祉活動計画」は、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として、社会福祉法第109条に規定されている社会福祉協議会が中心となり、地域が抱える福祉課題の解決に向けて、地域住民をはじめ、ボランティアや福祉・保健の関係団体、事業者などと協働し取り組むことを定めた民間の活動・行動計画です。

また、「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第107条に基づき、市町村が作成する「地域福祉計画」と地域福祉の理念や方向性、地域の福祉課題、社会資源の状況などを共有して作成していくものです。

2. 計画策定の背景と目的

全国的に少子高齢化や核家族化が進む中、一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯の増加を背景とする社会的孤立の問題、限定的な近所づきあいなど、地域のつながりの希薄化が進んでいます。また、虐待や貧困、家庭内暴力、ひきこもり、さらに近年は、高齢の親と無職の子ども同居世帯（いわゆる「8050問題」）や、介護と子育ての時期を同時に迎える世帯（いわゆる「ダブルケア」）など、複数の分野にまたがる課題を抱え、多方面からの包括的な支援を必要とする人が増えています。このように複雑・多様化している社会問題や生活上の諸課題に対応するには、行政による福祉サービスの充実だけでは難しく、また、住民相互の助け合いだけでも難しくなっています。

このため、国は、地域共生社会の実現に向けて、平成28（2016）年度に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を厚生労働省に設置しました。また、令和3（2021）年4月施行の改正社会福祉法により、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の整備の在り方として、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」を創設しました。

このような状況の下、宜野座村社会福祉協議会では平成29（2018）年3月に策定した「第3次宜野座村地域福祉活動計画」（以下「第3次計画」という）において、基本理念である『一人ひとりが「けーとうねー」から始める、ふれあい・支え合うむらづくり』の実現に向けて取り組んできました。今年度(令和3年度)は「第3次計画」の最終年度にあたり、次期計画への見直しを行う必要があります。見直しにあたっては、「第3次計画」の理念、基本目標を引き継ぎつつ、これまでの取り組みで見えてきた課題や、令和2年度に行政が実施した「宜野座村の地域福祉に関するアンケート調査」（以下「アンケート調査」という）から導き出された課題を反映した計画とします。また、社会情勢の変化や国の動向を踏まえるとともに、地域共生社会の実現を目指し、令和3年3月に策定された行政の「第3次宜野座村地域福祉計画」と連携・連動した地域福祉の推進を図るための指針として、「第4次宜野座村地域福祉活動計画」を策定しました。

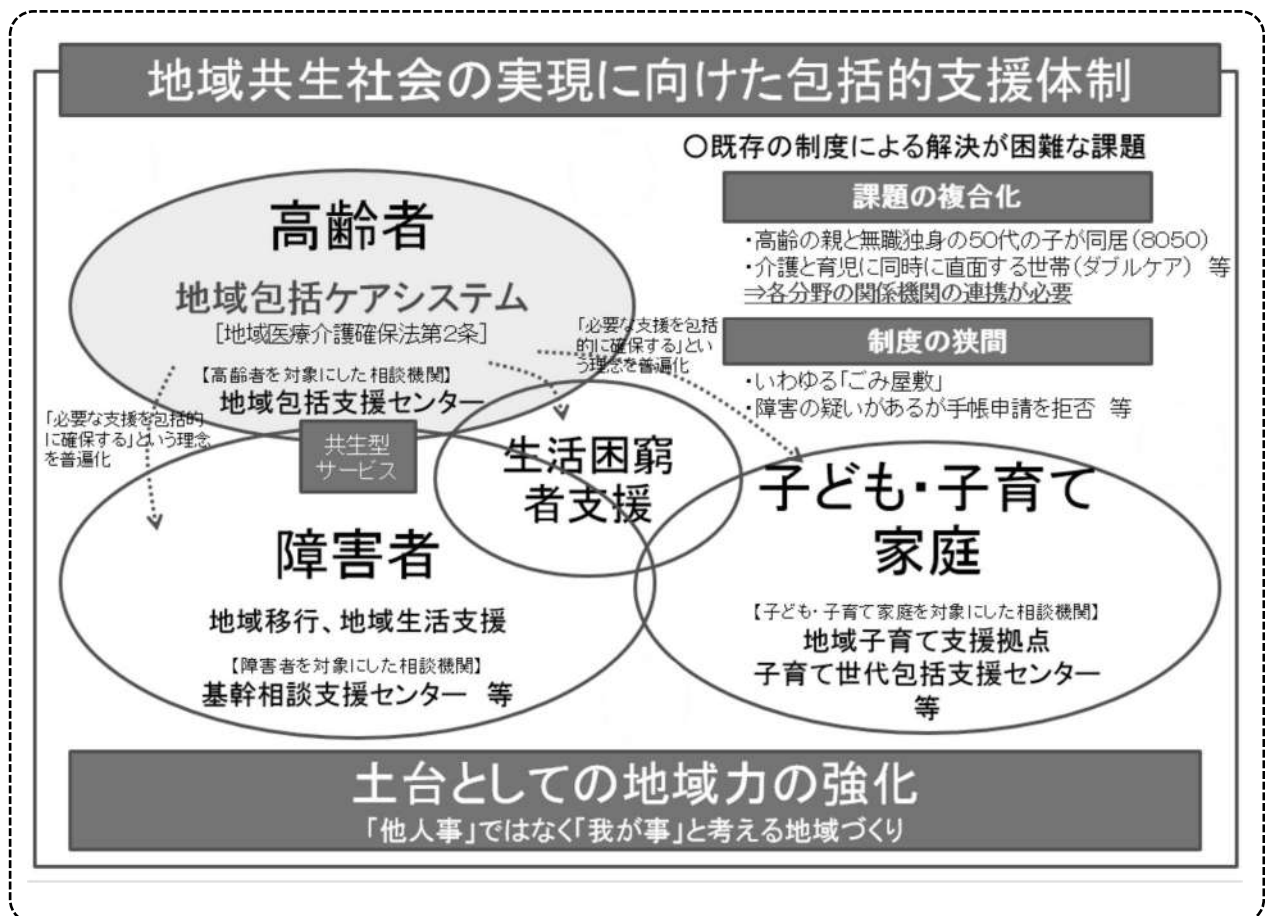
3. 地域共生社会について

(1) 地域共生社会とは

現在、我が国では、少子高齢化や人口減少が加速する中、「制度の狭間」や「社会的孤立」など既存の制度では対応できない課題が顕在化しています。地域共生社会とは、このような社会構造や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係をを超えて、住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、「人と人」、「人と資源」が世代や分野を超え、丸ごとつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。（平成29年2月7日 厚生労働省 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）

(2) 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備

地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制構築のための国の基本的な方向性としては、高齢者を対象とする「地域包括ケアシステム」における「必要な支援を包括的に確保する」という理念を普遍化し、高齢者のみならず、障がい者、子ども・子育て・家庭、そして生活困窮者支援など、生活上の困難を抱える地域住民への包括的な支援体制とするものと理解できます。そして、その土台として「地域力の強化」が位置づけられていることに留意することが重要です。



(3) 地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業

重層的支援体制整備事業とは、地域共生社会の実現に向けて、市町村における既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、Ⅰ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設するものです。実施の際には、Ⅰ～Ⅲの支援を創設することが必須条件となっています。

<p>Ⅰ 相談支援</p>	<p>相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において相談を受け止める。</p> <p>複雑化・複合化した事例については、各分野の相談支援関係者へつなぐ多機関協働事業により、課題の解きほぐしや関係機関の役割分担を円滑にすることを目指す。</p> <p>長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、アウトリーチ等(※1)を通じた継続的支援事業により本人との関係性の構築に向けて支援をする。</p> <p>(※1)支援が必要であるにも関わらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けること</p>
<p>Ⅱ 参加支援</p>	<p>介護・障害・子ども・困窮等の既存制度では対応できない狭間のニーズに対応するため、本人のニーズと地域の資源との間を取り持つことで多様な資源の開拓を行い、本人・世帯の状態に寄り添って、社会とのつながりを回復する参加支援(※2)事業を実施する。</p> <p>長く社会とのつながりが途切れている者に対しては性急な課題解決を志向せず、段階的で時間をかけた支援を行う。</p> <p>(※2)就労支援、見守り等居住支援など</p>
<p>Ⅲ 地域づくりに向けた支援</p>	<p>地域づくり事業を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他の事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。</p> <p>住民同士が出会い参加することのできる場や居場所づくりや、ケア・支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出すコーディネートを行う。</p>

重層的支援体制整備事業のもと相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援という3つの支援に一体的に取り組むことで、以下の例に挙げるような相互作用を生み出すことを目指しています。

- 「相談支援」において浮かび上がったニーズを、「参加支援」で開拓した就労や一時的な住まいの提供などの地域資源に繋げる。
- 「地域づくりに向けた支援」により地域の人と人とのつながりが強化され、個人や世帯が抱える課題に対する地域住民の気づきを生まれやすくすることで、周囲の人が課題を抱える本人に声かけをすることなどを通じて「相談支援」へ早期に繋がる。

さらに、各分野の関係者が一体的な事業に取り組むにあたり議論する場が生まれることで、地域の課題感を共有し、解決に向けて早期に共に歩みやすい環境が整うといった効果も期待されます。

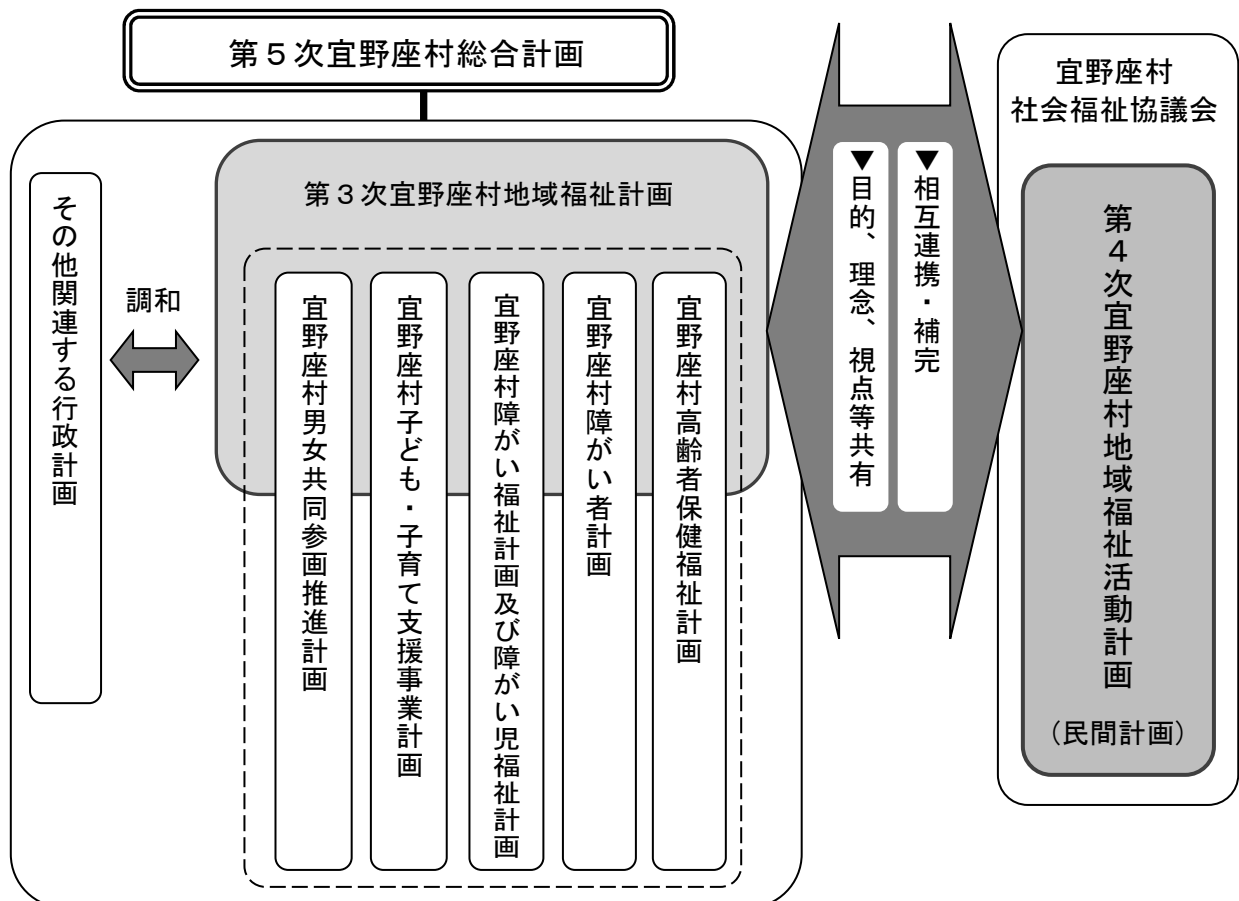
4. 計画の性格と期待

- 住民等の参画を基本に地域の福祉力を高め、誰もがその人らしく自立し、安心して暮らせる地域社会を形成するために、住民や関係機関・団体等の役割分担と連携、協働のあり方を共有する計画としての性格を有します。
- 本計画は、地域福祉を推進するにあたり、社協の取り組むべき課題や方向性を明らかにし、地域福祉活動における社協の推進力、組織力、財政基盤等の強化・発展を図る計画としての性格を有します。
- 福祉活動を通して人と人とのつながりが広がり、あらゆる分野の人達が影響しあうことで、独自性・自立性の高い福祉コミュニティを形成し、福祉を契機として地域の活性化と発展が図れることが期待されます。

5. 地域福祉計画と地域福祉活動計画との関係

本計画は、地域福祉を総合的かつ計画的に推進するための行政計画である「地域福祉計画」と目的や理念、視点等を共有し、具体的な取り組みにおいて行政と民間の役割を明確にするとともに、「地域福祉計画」と相互に連携・補完しながら、共に地域福祉の推進に取り組むものです。

■地域福祉計画と地域福祉活動計画との関係



6. 計画の期間

本計画は、令和4年度を初年度とし、令和8年度を目標年度とする5年間の計画とします。
 ただし、計画の期間中であっても、社会情勢の変化や計画の推進状況などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
地域福祉活動計画 (社協)	第3次 見直し	第4次					見直し
地域福祉計画 (行政)	第3次					見直し	



第2章 基本構想

1. 計画の基本理念

住み慣れた地域の中で、いつまでも安心して暮らしていくためには、年齢や性、障がいの有無などに関わらず、地域に住むみんなが社会の一員であることを認め合い、お互いの個性を尊重し、困った時に支え合っていくことが大切です。

また、福祉の支援を必要とし、公的なサービスのみでは支えきれない人に対して、身近な隣近所のふれあい、支え合いを基本に、地域に住む全ての人が地域福祉の推進に、主体的に参画していくことが求められています。

そのためには、福祉を行政や社協、民生委員・児童委員といった特定の組織・団体だけで進めるのではなく、地域の一人ひとりが福祉を我が事とし捉え、地域にある相互扶助の精神や連帯感の良さを生かしながら、住民同士のつながりを広げ、困ったときには、地域に住むみんなが福祉の担い手となり、支え合っていける共生社会の実現を目指します。

その観点から、本計画の基本理念を前計画から継承し、『一人ひとりが「けーとうねー」から始める、ふれあい・支え合うむらづくり』とします。

基本理念

一人ひとりが「けーとうねー」から始める、
ふれあい・支え合うむらづくり

2. 計画推進の視点

○本計画は、行政計画である「地域福祉計画」と密接な連携を図るために、「地域福祉計画」で掲げる4つの視点を共有するものとします。これに、これからの社協の役割の中で重要となる「社協のコーディネート力・企画力の向上」を加えた5つの視点を掲げます。

(1)地域の福祉力の向上

福祉は限られた人に必要とされるものではなく、加齢や心身の状態の変化、生活環境の変化などで誰でも支援を必要とする立場になる可能性があります。

誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていくには、住民一人ひとりが、地域の福祉課題を自らの課題として受け止め、課題解決に主体的にかかわることが求められています。また、地域住民をはじめ地域組織や行政、関係機関・団体など、地域福祉を担う多様な主体が相互に連携・協力することによって、「地域の福祉課題は地域で解決する力」を高めていくという視点を持ちます。

(2)共に生きる地域づくり

年齢や性、価値観の違い、障がいなどを理由に周りから疎外されたり、社会参加が妨げられることなく、人それぞれが有する能力や関心に応じて社会参加が図られ、自立した生活を実現するために、一人ひとりの人権を最大限尊重し、誰もが地域の一員として互いに相手を認め合い支え合える、共に生きる地域づくりの視点を持ちます。

(3)利用者本位のサービスの実現

支援を必要とする人が、多様な制度やサービスの中から適切なサービスを選択し、安心して利用できるような援助するには、相談機関やサービス提供者等のネットワーク化を促進するとともに、サービス提供者の情報の公表、サービスの質的向上及びサービスを総合的に調整する仕組みづくりが求められています。また、「自己決定により自らの人生を切り拓き自己実現を図っていく」という、利用者の持っている力を引き出す援助(エンパワメント)を重視するなど、利用者本位のサービスを実現する視点を持ちます。

(4)地域の特性を活かしたむらづくり

本村には、昔ながらの相互扶助の精神が色濃く残っており、地域の行事や活動にも多くの住民が参加し、伝統文化を継承する活動も脈々と受け継がれています。また、各区には、様々な活動を行っている住民組織があるほか、隣近所を単位とした班があり、地域の連帯感が強く、自治会加入率や福祉への関心も高いなどの特性があります。地域福祉は、住民等の支え合いによって生まれる安心と福祉文化創造の活動です。性や年齢を超えた多様な世代をつなぎ、全ての住民が協働した取り組みとなるよう、地域福祉という観点から地域を見直し、地域の特性を活かしたむらづくりを行う視点を持ちます。

(5)社協のコーディネート力・企画力の向上

地域福祉への住民参加を促進するには、誰もが参加しやすい仕組みづくりや地域のリーダーの育成を図るほか、ボランティア活動及びその他の住民福祉活動の活性化を図るなど、地域の力を効果的に引き出し、その力を高め、地域が一体となって福祉を推進する体制を構築していくことが重要となります。そのような地域づくりを具現化していくために、地域福祉の中核団体である社協の重要な役割として、地域福祉の推進に必要な活動や事業におけるコーディネート力・企画力の向上を重視する視点を持ちます。



3. 基本目標

基本目標1 福祉について知らせよう・気づかせよう

地域福祉を推進する上で大切なのは、地域社会において年齢や性別、障がいの有無を問わず、互いに相手を認め合い、思いやる気持ちを持ち、困ったときに支え合っていくという意識と行動を育てていくことが大切です。

そうした住民の福祉意識を高めていくために、本村の福祉に関する様々な現状や課題を把握し、地域への周知を図るとともに、住民主体の福祉活動の啓発や福祉教育の推進に取り組みます。

基本目標2 みんなが支え合える地域力を高めよう

複雑・多様化する生活課題への対応は、行政を中心とした公的サービスの提供だけでは解決が困難な状況が生じており、これまで以上に、社協による地域への公益的な取り組みが期待されます。さらに、これからの福祉社会の構築においては、公的制度のすき間を埋める地域に根ざした住民主体の福祉活動が一層求められています。そのため、住民の地域の福祉課題への関心を高め、課題解決のための話し合いや具体的な住民活動につながる仕組みを構築します。

また、ボランティア活動や諸団体等の活動も住民主体の福祉活動として重要であり、活動の活性化が図られるよう支援します。

基本目標3 一人ひとりの自立と安心した暮らしを支えよう

尊厳を保ち、いつまでも自分らしく自立した生活を送ることは、誰もが望むものであり、その実現のためには、地域の福祉課題を把握するとともに、課題解決に向けた相談支援体制の充実を図ります。また、ニーズに即した介護等の専門的なサービスや生活支援のためのサービスが適切に利用できることが重要です。

在宅生活の自立を支援するため、社協が提供する介護や生活支援等のサービスの充実と質の向上を図るとともに、保健・福祉・医療等の関係機関・団体等と連携した、的確なサービスの利用援助を行います。

さらに、安心して暮らせるよう、権利擁護の取り組みを推進するほか、経済的に困っている人の自立支援、災害時における避難行動要支援者の避難支援体制の充実に取り組みます。

基本目標4 地域福祉を進めるための基盤強化

地域住民をはじめ、関係機関・団体及び事業所等と協働した福祉のまちづくりを進める上で、地域福祉推進の中核となる社協の果たすべき役割が極めて重要となります。そのため、社協の役割や機能が充分発揮できるよう、職員の専門性の向上、事務局の体制や財政基盤等の強化を図ります。

4. 施策の体系

基本理念	基本目標	基本施策
一人ひとりが「けーとうねー」から始める、ふれあい・支え合うむらづくり	1. 福祉について 知らせよう・気づかせよう	(1) 広報啓発活動の充実 (2) 福祉教育の推進
	2. みんなが支え合える 地域力を高めよう	(1) 地域で支え合う仕組みづくりの推進 (2) ボランティア活動の充実 (3) 福祉関係団体の活動支援の推進
	3. 一人ひとりの自立と 安心した暮らしを支えよう	(1) 福祉課題の把握と相談支援の充実 (2) 自立生活支援の充実 (3) 災害時避難支援体制の充実
	4. 地域福祉を進めるための 基盤強化	(1) 経営基盤の強化 (2) 財政基盤の強化 (3) 事務局体制の強化 (4) 拠点施設の管理運営

基本目標	1. 福祉について知らせよう・気づかせよう
-------------	------------------------------

基本施策	今後の取り組み
(1) 広報啓発活動の充実	①福祉啓発期間における啓発活動の推進 ②イベントにおける理解啓発の推進 ③広報活動の充実 ④社協のしおり(パンフレット)の作成・配布の実施 ⑤年忘りの集い・七月遊びぬ集いの開催 ⑥行政と連携した障がい者差別解消の啓発の推進
(2) 福祉教育の推進	①ボランティア活動協力校指定事業の推進 ②学校と連携した福祉教育の推進

基本目標	2. みんなが支え合える地域力を高めよう
-------------	-----------------------------

基本施策	今後の取り組み
(1) 地域で支え合う仕組みづくりの推進	①地区ミニデイサービスへの協力・支援 ②住民参加の福祉活動の仕組みづくり ③赤い羽根共同募金運動の推進 ④歳末たすけあい募金運動の推進
(2) ボランティア活動の充実	①ボランティアに関する情報提供の充実 ②ボランティア活動の推進 ③ボランティアコーディネーターの確保 ④第2層協議体と連携したボランティア活動の推進 ⑤ボランティア交流会の実施
(3) 福祉関係団体の活動支援の推進	①民生委員・児童委員の活動支援 ②子育て支援ていんの会・障がい者家族会(ひるぎの会)の育成支援 ③母子寡婦福祉会の育成支援 ④老人クラブ連合会の活動支援

基本目標	3. 一人ひとりの自立と安心した暮らしを支えよう
-------------	---------------------------------

基本施策	今後の取り組み
(1) 福祉課題の把握と相談支援の充実	①関係機関等との連携 ②地域福祉懇談会(仮称)の開催 ③相談窓口の周知強化 ④相談支援の充実 ⑤法律相談の推進 ⑥家庭内DVへの対応支援 ⑦重層的支援体制整備事業の導入検討

基本施策	今後の取り組み
(2) 自立生活支援の充実	①ふれあい給食サービスの推進 ②福祉用具無償貸与事業の推進 ③生活福祉資金の貸付の推進 ④子どもの貧困対策の実施 ⑤宜野座村助け合い金庫の貸付の推進 ⑥歳末たすけあい募金配分の推進 ⑦障害者福祉サービスの推進 ⑧地域活動支援センター事業の推進 ⑨相談支援事業の推進 ⑩要介護老人等外出支援サービス事業の推進 ⑪軽度生活支援事業の推進 ⑫食料支援事業の推進 ⑬法外援護事業の推進 ⑭介護サービス等の提供の推進 ⑮日常生活自立支援事業の推進 ⑯移動支援事業の推進 ⑰福祉有償運送事業の推進
(3) 災害時避難支援体制の充実	①災害接近時の避難行動要支援者の避難支援の推進 ②避難行動要支援者名簿更新への協力 ③福祉避難所の管理運営の充実 ④要支援者への防災意識の啓発推進

基本目標 4. 地域福祉を進めるための基盤強化

基本施策	今後の取り組み
(1) 経営基盤の強化	①理事会の推進 ②評議員会の推進 ③監査の推進 ④評議員選任・解任委員会の設置 ⑤委員会の運営 ⑥情報の開示・個人情報の保護
(2) 財政基盤の強化	①会員の確保推進 ②共同募金・チャリティー事業の推進 ③経営事業の収益性の維持向上の推進 ④公費財源の確保推進
(3) 事務局体制の強化	①地域福祉推進体制の強化 ②事業等推進体制の強化 ③業務連絡会・管理者会議の開催 ④経営事業の適切な運営の推進 ⑤職員の資質向上
(4) 拠点施設の管理運営	①地域福祉センターの管理運営 ②障害者福祉センターの管理運営

第3章 施策の推進

基本目標1

福祉について知らせよう・気づかせよう

(1) 広報啓発活動の充実

地域には、子どもからお年寄りまで幅広い年代の人達が暮らしており、中には健康や経済的なこと、子育て、介護、障がい、人間関係などで悩んでいる（福祉課題のある）人がいます。しかも、こうした課題は誰にでも起こりえるものであり、公的なサービスの利用や自助努力では解決できない課題も少なくありません。しかし、住民にとって、地域の福祉課題を知る機会は少なく、福祉に関心はあるものの、具体的な福祉活動まで至らない状況があります。

地域福祉への理解を深め住民参加による地域福祉の推進を図るためには、広報啓発活動等を通して住民が福祉にふれる機会の充実を図る必要があります。

【現状・課題】

(○:現状 ●:課題)

<広報活動>

- 5月の「児童福祉週間」や9月の「老人の日・老人週間」等において、役場、区事務所、学校等の公的機関及びコンビニや商店等の民間事業者にポスターの掲示を依頼し、啓発に努めています。
- 年度内に4回「社協だより」を発行しています。内容は、社協事務局の事業紹介、各種イベントや行事、寄付・寄贈、ボランティア活動団体によるボランティア活動、民生委員・児童委員協議会、母子寡婦福祉会、老人クラブ連合会等の活動等の紹介や、社協が運営する就労継続支援B型事業所、地域活動支援センター、相談支援事業所、訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、通所介護事業所の事業、イベント、行事等の紹介を行っています。
- デイサービスでは、毎月1回「ていんさぐぬ花」を発行し、利用者や家族、村内の居宅支援事業所(10か所)に配布し、イベントの様子や普段の活動について情報提供を行っています。
- 就労支援センターはばたきでは、「はばたき便り」で利用者の日頃の活動報告を中心に、利用者への情報発信を行っています。また、社協だよりの「はばたきコーナー」を通して活動報告や情報提供を行っています。
- 今後は、社協以外の地域の関係機関(事業所)等が行う事業やイベント等の情報についても、「社協だより」で提供していく必要があります。
- 「社協だより」の内容は事業報告に偏りがちで、福祉に対する住民の理解と関心を高めるといった視点が弱く、今後は住民の福祉意識の向上にも配慮した広報啓発に力を入れる必要があります。
- ホームページによる広報活動・情報提供等が出来ていないため、今後はホームページの活用 of 充実を図る必要があります。
- 社協のしおり(パンフレット)の作成ができていないため、作成に取り組む必要があります。

<啓発活動>

- 「児童福祉週間」においては、保育園児や地域の関係者を招いて「こいぼり会」を実施しています。
- 「老人の日・老人週間」においては、民児協事務局（社協職員）と民生委員・児童委員が連携し、宜野座村民児協による80歳以上の高齢者宅への激励訪問を行っています。
- 村まつりや産業まつり等の際には、デイサービス利用者の作品展示を行うとともに、就労継続支援B型事業所による福祉バザー（野菜やEM石鹸など）を開催し、販売活動を通して福祉への理解啓発に努めています。
- 毎年7月に、七月遊びぬ集いを実施。地域の団体や保育園等にエイサーやダンス等の催し物の協力を依頼し、社協のデイサービス事業所、就労継続支援B型事業所、地域活動支援センターの利用者に披露してもらっています。なお、年忘りの集いは、現在新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中断しています。
- 「障害者福祉週間」における啓発活動ができていません。また、障害者差別解消法の趣旨や※合理的配慮の提供に関しても、地域への啓発は行ってないため、今後、取り組む必要があります。

【今後の取り組み】

①福祉啓発期間における啓発活動の推進

- ・福祉への理解、関心を深めるために、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉等の各種福祉啓発期間においては、ポスターやチラシ等により福祉に関する啓発を行います。
- ・「老人の日・老人週間」においては、民生委員・児童委員と連携した80歳以上の高齢者宅への激励訪問を行います。
- ・「児童福祉週間」においては、保育所（園）や関係機関等と連携し、園児の参加のもと「こいのぼり会」及び園児と高齢者との交流を実施します。
- ・「障害者週間」においては、地域に向けた講演会の開催、就労継続支援B型事業所や地域活動支援センター利用者との交流機会をつくるなど、実施可能な方法について検討し、啓発に取り組みます。

②イベントにおける理解啓発の推進

- ・村まつりや産業まつり等の際には、デイサービス利用者の作品展示や小・中・高校生の福祉図画・作文等を展示し、福祉への関心を高めていきます。また、就労継続支援B型事業所による福祉バザーを開催し、障がい者による販売活動を通じて、地域の障がい者理解を深めていきます。

※合理的配慮・・・障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としていると意志が伝えられたときに、負担が重過ぎない範囲で対応すること。

例）聴覚障がいのある人に声だけで話す、視覚障がいのある人に書類を渡すだけで読みあげない、知的障がいのある人にわかりやすく説明しないといったことは役所や会社・お店などが、障がいのある人に「合理的配慮をしない」ことも差別となります。

③広報活動の充実

- 「社協だより」により、社協の事業や活動に関する情報、福祉制度の紹介、地域の福祉関係団体やボランティア団体等の紹介と活動状況等について、地域への情報を発信します。
- 「社協だより」では、事業報告に終始することなく、地域の福祉課題についての情報提供を行うとともに、住民の福祉意識の向上につながる内容の掲載に取り組みます。
- 就労継続支援B型事業所の「はばたき便り」や社協デイサービスの「デイサービス便り（ていんさぐぬ花）」を発行し、各事業所に関する情報提供を行います。
- 社協ホームページによる、福祉に関する広報啓発や情報提供の充実に取り組みます。また、障がい者等が情報を取得しやすいようホームページの機能性、操作性に配慮します。

④社協のしおり(パンフレット)の作成・配布の実施

- 地域住民に社協の活動について広く周知を図るとともに、福祉の支援を必要としている人が、必要な支援やサービスの利用につながるよう、社協の概要をはじめ、社協の事業・活動及び地域福祉センターの機能等についての情報が1冊にまとめた「社協のしおり(パンフレット)」を作成し、全世帯に配布します。

⑤年忘りの集い・七月遊びぬ集いの開催

- 社協在宅福祉サービス利用者を中心に「年忘りの集い・七月遊びぬ集い」を開催します。
- 開催にあたっては、地域への参加呼びかけを行い、お楽しみ鑑賞会やゲームなど、誰もが気軽に参加できるプログラムを企画します。

⑥行政と連携した障がい者差別解消の啓発の推進

- 障がい者が、正当な理由なく、障がいを理由に差別的な対応を受けることがないように、行政が行う障害者差別解消のための広報啓発や合理的配慮の普及啓発等の活動に、連携して取り組みます。



(2)福祉教育の推進

※ノーマライゼーションの理念の浸透を図り、共に支え合い、共に生きる地域社会を形成していくには、子どもの頃から福祉を知り体験することが大切です。そのためには、保育・教育機関等と連携した福祉教育の推進が重要となります。

【現状・課題】

(○:現状 ●:課題)

<ボランティア活動協力校の指定>

○村内の保育園（所）、幼稚園、小学校、中学校、高校を、ボランティア活動協力校に指定し、ボランティア助成金を支出し、助成金を活用したボランティア活動が行われています。（村内の3保育園（所）に関しては、輪番制で、助成金を毎年1保育園（所）だけに助成しています）

<福祉教育・ボランティア学習>

○毎年度、福祉に関する教育の推進を図るために、「各学校長との連絡会」を行ってきましたが、令和元年度から「各学校ボランティア担当及び総合学習担当（福祉教育担当）連絡会」を実施しています。連絡会では、各学校のボランティア担当及び総合学習担当の教員へ、ボランティア活動協力校指定事業における助成金の案内、社協ボランティア登録の案内、ボランティア保険の案内、福祉体験学習についての案内を行っています。また、小・中・高校生を対象として福祉の図画・作文の募集についての案内等を行っています。

○村内の小学校からの依頼により、小学校4年生の総合学習の時間に、福祉教育事業（各小学校福祉体験学習）として、高齢者疑似体験学習、視覚障がい者体験学習、認知症サポーター養成講座、村内の福祉専門職による福祉に関する講話等のプログラムを実施しています。これまで中学校からの依頼はありませんが、令和3年度では高校からの依頼がありました。

○小中学校に福祉図画・作文を募集し、村祭りの展示ブースにて展示しています。

●小中学校への福祉図画・作文募集においては、福祉教育事業（各学校福祉体験学習）を行った小学校からの応募はあるものの、それ以外の学校からはなかなか集まってきません。



※ノーマライゼーション・・・障がい者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々（弱者）が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

また、弱者がスムーズに社会参加できるような環境の成立を目指す活動、運動のこと。

【今後の取り組み】

①ボランティア活動協力校指定事業の推進

- ・村内の保育所（園）及び小中高校をボランティア活動協力校に指定し、子どもたちがボランティア活動を通じて、福祉の心を育ていけるよう、保育所（園）及び小中高校との連携を図ります。
- ・ボランティア活動協力校に対し、ボランティア活動のための助成金を支出します。

②学校と連携した福祉教育の推進

- ・「各学校ボランティア担当及び総合学習担当（福祉教育担当）連絡会」を実施し、各学校のボランティア担当及び総合学習担当の教員と連携した、ボランティア活動協力校指定事業によるボランティア活動の推進、社協ボランティアへの登録、ボランティア保険への加入及び福祉体験学習等を実施します。
- ・学校を通じて児童生徒への福祉の図画・作文の募集を行い、村祭りの展示ブースにて展示します。また、多くの学校から図画・作文が集まるよう、募集依頼を積極的に行います。
- ・学校からの依頼により、福祉教育事業（各小学校福祉体験学習）として高齢者疑似体験学習、視覚障がい者体験学習、認知症サポーター養成講座、福祉専門職による福祉に関する講話等のプログラムを実施します。

小学生による福祉図画



基本目標2

みんなが支え合える地域力を高めよう

(1)地域で支え合う仕組みづくりの推進

誰もが生き生きと安心して暮らせる福祉社会を築いていくために、地域住民が互いに支え合える関係を住民自らが創り上げていくことが、これからの福祉のあり方として重要となります。また、社会福祉法では、すべての社会福祉法人に対して、「地域における公益的な取り組みの実施」が明記されています。これまで以上に、地域の関係機関、福祉施設、関係団体、住民組織及び住民等との連携・協働による地域への公益的な取り組みが期待されます。

【現状・課題】

(○:現状 ●:課題)

- 村内全ての区で、ミニデイサービスが実施されており、地域のボランティア及び民生委員・児童委員がボランティアスタッフとして、ミニデイサービスの活動を支援しています。社協では、助成金による活動支援を行っています。
- 高齢者への支援として、漢那区に「ささえあい隊」「ゆんたく会」があり、高齢者の自宅訪問による交流や見守り等の活動を行っています。また、社協登録のボランティア団体による、高齢者宅の庭の草刈りが行われています。
- 社協では、「赤い羽根共同募金」や「歳末たすけあい募金」の活動を行っていますが、住民による金銭面での協力も地域福祉活動への住民参加と捉えられることから、引き続き募金活動の推進に努める必要があります。
- ミニデイサービスへの支援にあたり、住民ボランティアによる、車両を使用した利用者の送迎支援や送迎時に事故があった場合の補償（保険）のあり方が課題となっています。
- アンケート調査では、地域の福祉の充実を図るためには「高齢者や障がい者、子育て家庭等の見守りや生活支援」が必要と答えた人が4割近くを占めることから、地域に見守りや生活支援が必要なケースは少なくないと言えます。なお、支援の対象となる人の生活課題は1つだけとは限らず、複合的な課題を抱えるケースがあり、それに対応していくには、公的なサービス提供と住民主体の福祉活動が一体となった支援を必要とします。また、支援に向けた総合的なコーディネート機能と支援者間の連携が必要となります。そのため、行政計画である「地域福祉計画」と連携した支え合いの仕組みづくり(住民福祉活動)を進める必要があります。

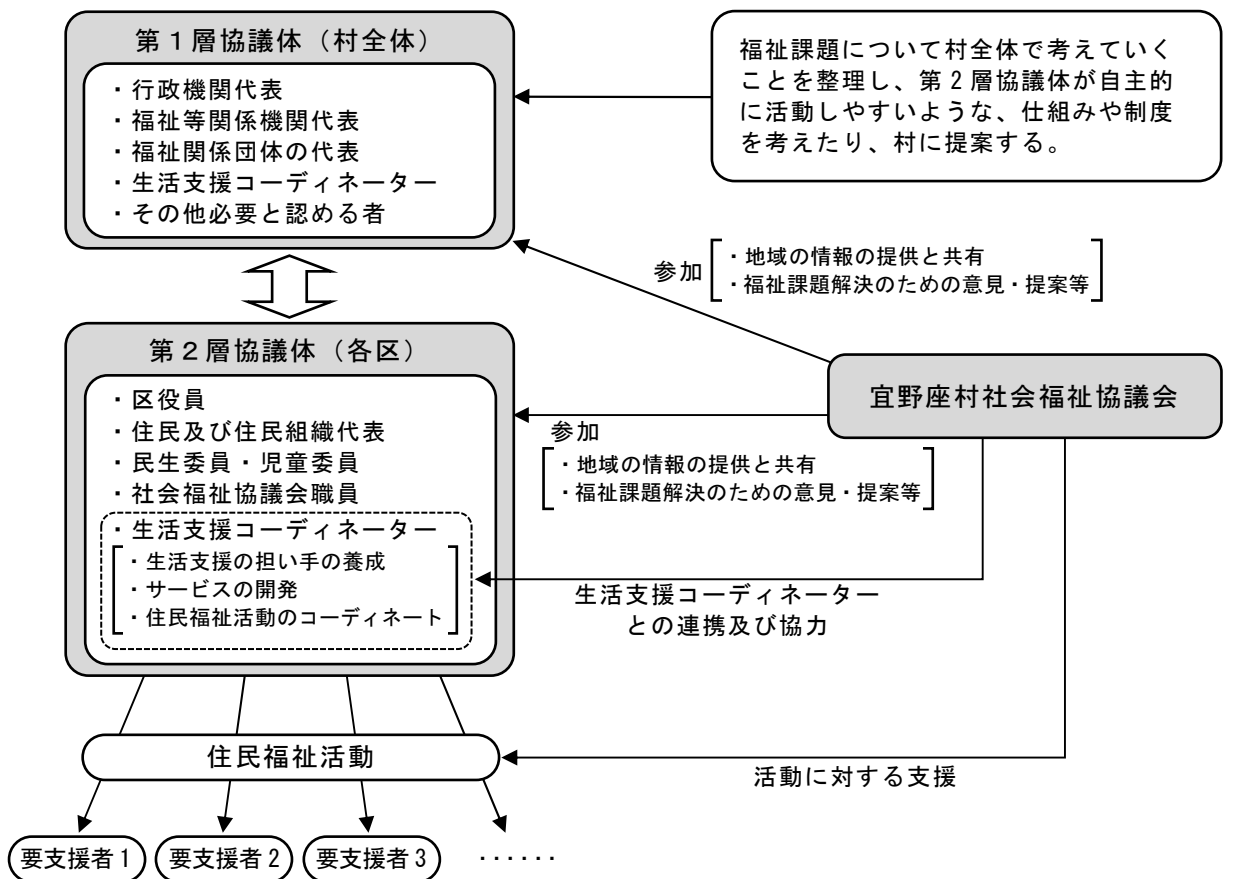
【今後の取り組み】

①地区ミニデイサービスへの協力・支援

- ・地区ミニデイサービスの継続と発展を図るため、助成金を交付します。また、ミニデイサービスの運営に関し、必要な情報の提供や相談・指導及び必要な協力・支援等を行います。
- ・住民ボランティアによる、自家用車両を使用した利用者の送迎支援が安心して提供できるよう、事故があった場合の補償（保険）のあり方を検討します。

②住民参加の福祉活動の仕組みづくり

- ・住民参加の福祉活動の仕組みづくりに向けて、行政の「地域福祉計画」における第1層協議体、第2層協議体及び生活支援コーディネーターと連携した取り組みを行います。
- ・具体的には、第1層協議体において、地域の福祉課題についての情報提供を行うとともに、福祉課題解決のための意見・提案等を行います。
- ・また、実際の住民福祉活動を展開するために、各区に設置を予定している第2層協議体に参加し、区の関係者や生活支援コーディネーター等と区の福祉課題の共有及び課題解決のための協議を行います。
- ・さらに、生活支援コーディネーターが担う生活支援の担い手の養成、サービスの開発、住民福祉活動のコーディネート等について、連携・協力を行います。
- ・実際の住民福祉活動においては、住民からの相談に対し、必要な支援を行います。



※ここでいう要支援者とは、福祉的な支援が必要な方

③赤い羽根共同募金運動の推進

- ・地域福祉を財政面から支える貴重な財源として、今後も地域の理解・協力が得られるよう、募金活動や広報活動等において募金の意義と使途の周知を図り、募金目標額の達成に取り組みます。

④歳末たすけあい募金運動の推進

- ・支援を必要とする人たちがより良い新年を迎えることができるよう、「みんなでささえあうあったかい地域づくり」をスローガンに、区長や民生委員児童委員、行政と連携し、住民や職場への募金を呼びかけます。

(2) ボランティア活動の充実

ボランティア活動は、自分たちの住む地域を自分たちの手で明るく住み良いものにしていく活動であり、誰もが安心して暮らせる（みんなで支え合える）地域を形成するために大きな役割を担うものです。そのため、ボランティア活動の活性化を図るための基盤整備が重要となります。

【現状・課題】

（○：現状 ●：課題）

- ボランティアに関する相談窓口や地域のボランティア活動については、「社協だより」等で情報の発信を行っています。また、ボランティア活動の充実を図るために、活動に必要な用具等の貸し出しを行っています。
- 社協がコーディネートしているボランティア活動としては、配食サービスボランティア、草刈り・清掃ボランティア、調理ボランティア、福祉施設・事業所（就労継続支援 B 型事業所、デイサービス）におけるボランティア活動（友愛訪問、介助、作業、舞台演出等）等があります。
- 近隣の高校生がボランティア活動に積極的に取り組むことができるよう、ボランティア活動終了後、ボランティア活動証明書等の発行を行っています。
- アンケート調査では、53.9%と半数以上の住民が、今後ボランティア活動に参加したいと答えており、ボランティア活動を活発にするための条件については、「ボランティアに関する情報提供の充実」が54.9%と最も高く、次に「一緒に参加する仲間がいる」が42.4%となります。そのほか、ボランティアの呼びかけ人がいることや養成講座を開く、活動への経費援助をあげる住民が多い結果となっています。
- ボランティアに関する情報について、ホームページによる発信ができていませんが、ボランティア活動の活性化を図るためには、ホームページを活用した情報提供の充実を図る必要があります。
- 社協事務局の地域福祉担当職員がボランティア関連の業務を兼任しているため、ボランティア活動に関し、積極的な実態の把握やボランティア登録の促進及び、活動に対する適切な助言・指導等の取り組みができていません。
- ボランティア活動は、住民が自発的・主体的に、地域社会の問題解決や住みよいむらづくりに向けて参加する活動であり、地域福祉の向上に資する活動であることから、活動の充実が図られるよう、アンケートの調査結果等も踏まえて、活動への参加促進及び活動しやすい環境づくりに一層取り組む必要があります。



【今後の取り組み】

①ボランティアに関する情報提供の充実

- ・ボランティアに関する相談窓口や活動内容、ボランティアの募集等について、「社協だより」のほか、社協のホームページによる情報提供を行うなど、地域への情報提供の充実を図ります。

②ボランティア活動の推進

- ・配食サービスボランティア、草刈り・清掃ボランティア、調理ボランティア、友愛訪問ボランティア、福祉施設・事業所（就労継続支援 B 型事業所、デイサービス施設）におけるボランティア活動（介助、作業、舞台演出等）等について、社協によるコーディネートを行います。

③ボランティアコーディネーターの確保

- ・ボランティア活動に関する住民からの相談に応じるとともに、活動の活性化や充実を図るために、ボランティアの養成、ボランティア登録の促進、積極的な活動の実態把握と活動に対する適切な助言・指導などを行うことができるよう、ボランティアコーディネーターの確保に取り組みます。

④第 2 層協議体と連携したボランティア活動の推進

- ・第 2 層協議体において、要支援者の見守りや生活支援等のボランティア活動を必要とする事案があれば、第 2 層協議体や生活支援コーディネーターと連携し、ボランティアによる支援活動が提供できるよう取り組みます。

⑤ボランティア交流会の実施

- ・ボランティア活動を行っている団体や個人が集まり、互いの活動についての情報交換と交流を図るとともに、相互連携によるボランティア活動の充実につながるよう、ボランティア交流会の実施に取り組みます。



(3)福祉団体の活動支援の推進

村内で活動する福祉団体の育成と活動の促進を図ることは、地域福祉の向上を目指す上で大切です。現在、社協では各福祉団体の事務局機能を担うとともに、活動に対する相談支援、活動費等の助成を行っており、今後も各団体の活動の充実が図られるよう、育成支援に努める必要があります。

【現状・課題】

(○:現状 ●:課題)

<民生委員・児童委員>

- 社協では、民生委員等のスキルアップを図るために、各種研修会に関する情報の提供や研修参加に必要なサポートを行っているほか、民生委員・児童委員が情報交換や相互の連携について話し合いが出来るよう、毎月の民児協定例会(事例検討会議)を開催しています。
- 民生委員等の活動や相談に対し、必要な助言・指導等を行っています。
- 「社協だより」等により民生委員・児童委員の紹介や役割、活動等の情報を発信し、地域への周知を図っています。
- 「民生委員活動強化週間」には、小中学校や各種福祉施設をまわり、民生委員・児童委員の紹介や活動内容等について関係者に周知を図るとともに、関係機関との意見交換・情報交換を行う場を設けています。

<子育て支援ていんの会・障がい者家族会(ひるぎの会)>

- 「子育て支援ていんの会」では、ゲスト(講師)を招いての座談会(相談・情報交換・意見交換会)、救命講習会(救急救命士を招いての講習)、ゆんたく会(保護者同士の雑談・交流会)などの行事を開催しているほか、オリジナルTシャツの作成、感染症予防対策の為に会員(保護者・児童)への消毒液・マスクの配布等様々な活動を行っています。
- 「障がい者家族会(ひるぎの会)」は、会員・賛助会員の親睦・交流を図るための、ピクニック、クリスマス会、観月会等の課外活動や障がい者のスポーツ大会、県の福祉行事等への参加協力を行っています。
- 「子育て支援ていんの会」と「障がい者家族会(ひるぎの会)」の交流する機会がなく、連携が図られていないため、児童が18歳になった後に「障がい者家族会(ひるぎの会)」に加入しないケースが多い状況です。

<母子寡婦福祉会>

- 社協では、母子(父子)寡婦家庭の自立と子どもの健やかな成長を支援するため、広報誌やライン等のツールを活用し、さまざまな情報提供を行っています。
- 会員の親睦を図るために、クリスマス会、観月会、ピクニック、いちご狩り等の各種交流会を企画・実施しています。また、沖縄県母子寡婦福祉連合会(県母連)と社協事務局が連携し、会員への食料・物品支援等も行っていきます。
- これまで、会の継続・発展を図るために、行政及び沖縄県母子寡婦福祉連合会(沖縄県マザーズスクエアゆいはあと)と連携し、役場での児童扶養手当の現況届けの際に、母子(父子)寡婦家庭に対し、会への加入の呼びかけを行ってきたことで、以前より会員数が増えました。

<老人クラブ連合会>

- 「老人クラブ連合会」は、生きがいのある長寿社会づくりと高齢者の福祉の向上に努めており、各区老人クラブの発展と会員相互の親睦を深める取り組みを行っています。
- 村内のゲートボール大会やグランドゴルフ大会への参加、村外のゲートボール大会、シニアゴルフ大会、カラオケ大会、ボーリング大会、囲碁大会等の大会に参加し、村内外の関係者との親睦を深めています。また、村内において、役員研修等の実施や女性委員会等の開催並びに村外の各種研修や委員会等に積極的に参加しています。
- 支援を必要とする高齢者への声掛け、安否確認の見守り、身の回りの手助けを行っています。また、社協等の団体が主催する、イベント等において、余興や催し物などを披露するボランティア活動を行うなど、地域福祉の推進に貢献しています。
- 社協では、「老人クラブ連合会」の会員のゲートボール大会やグランドゴルフ大会等のイベントへの参加において、社協スタッフの派遣調整を行っています。また、「老人クラブ連合会」の活動に関わる各種研修・会議への申込みや場所の調整等を行っています。さらに、県や北部地区老人クラブ連合会との連絡・調整等も行っていきます。

【今後の取り組み】

①民生委員・児童委員の活動支援

- ・民生委員・児童委員等のスキルアップを図るために、各種研修会に関する情報の提供や研修参加への必要なサポートを行います。
- ・民生委員・児童委員が情報交換や相互の連携について話し合いが出来るよう、毎月の民児協定例会(事例検討委員会)を開催します。また、社協事務局としても民児協と情報の共有や連携を図るために、定例会に参加します。
- ・民生委員等の活動や相談に対し、必要な助言・指導等を行います。
- ・民生委員・児童委員の活動の充実につながるよう、地域に対し、「社協だより」や多様な機会を活用して、民生委員・児童委員を紹介するとともに、民生委員・児童委員の役割や具体的な活動等の情報を発信し、周知を図ります。
- ・また、「民生委員活動強化週間」には、小中学校や各種福祉施設をまわり、民生委員・児童委員の紹介や活動内容等について関係者に周知を図るとともに、関係機関との意見交換・情報交換を行う場を設けます。

②子育て支援ていんの会・障がい者家族会(ひるぎの会)の育成支援

- ・「子育て支援ていんの会」及び「障がい者家族会(ひるぎの会)」の活動に対し、必要な支援や助成金を交付します。
- ・ていんの会とひるぎの会のつながりを深めるために、両会が交流する機会を設けます。

③母子寡婦福祉会の育成支援

- 母子(父子)寡婦家庭の自立と子どもの健やかな成長を支援するため、広報誌やライン等のツールを活用し、さまざまな情報を提供していきます。
- 会員の福祉の向上と活動の充実が図られるよう、助成金を交付します。
- 沖縄県母子寡婦福祉連合会と社協事務局が連携し、会員への食料・物品支援等を行います。
- 会員の親睦を図るために、クリスマス会などの各種交流会を企画・実施します。
- 会の継続・発展を図るために、関係機関と連携し、役場での児童扶養手当の現況届けの際に、母子(父子)寡婦家庭の保護者に対し会への加入呼びかけを行います。

④老人クラブ連合会の活動支援

- 生きがいのある長寿社会づくりと高齢者の福祉の向上並びに社会貢献に資する活動の充実が図られるよう、今後も活動への必要な協力・支援を行います。また、助成金の交付を行います。



(1)福祉課題の把握と相談支援の充実

地域の福祉課題に対応した福祉活動を展開していく上においては、社協の相談業務や各種調査等による地域の福祉課題を把握するほか、村内の各種相談窓口及び関係機関等と連携した課題把握に努めるとともに、課題に対応した相談支援の充実を図ることが不可欠となります。

【現状・課題】

(○:現状 ●:課題)

<関係機関等との連携>

- 民生委員・児童委員や区事務所並びに地域の福祉関係団体、福祉事業所等との連携により、福祉の支援を必要としている方の情報の把握に努めています。
- 行政との相互連携を図るために、毎月健康福祉課との連絡会を開催しています。また、行政が主催する「宜野座村要保護児童対策地域協議会」、「地域自立支援協議会」、「宜野座村地域包括支援協議会」、「宜野座村国民健康保険運営協議会」、「第一層協議体」、「宜野座村健康づくり推進協議会」、「ケアマネジャー連絡会」等各種会議へ出席し、村の福祉的課題の把握や地域福祉の推進に向けた協力・助言等を行っています。

<地域懇談会>

- 地域との福祉懇談会は開催していませんが、本村においては、母子・父子世帯の増加や新型コロナウイルスの影響による経済的困窮者の増、高齢者のみ世帯の増加などにより、複合的な福祉課題が増えてきていることから、福祉課題の実態把握及び課題解決への住民参加、関係者・関係機関との連携を図る観点から、今後開催していく必要があります。

<相談支援体制>

- 相談窓口の周知や相談することの大切さ等については、日頃から広報啓発に努めています。また、村民からの相談に対しては、随時対応しています。
- 社協事務局では、総合相談として金銭面、食料面での相談支援や福祉用具、福祉車両の貸出し等に関する相談支援を行っています。
- 介護保険サービス等に関する相談支援については、社協が運営する居宅介護支援事業のケアマネジャーが随時対応しています。また、障がい者及び障がい児の保護者からの福祉サービス等に関する相談に対しても、社協が運営する相談支援事業所の相談支援専門員が対応しています。
- 住民が気兼ねなく相談しやすいよう、令和元年度まで、各区事務所に社協事務局の福祉活動専門員が出向き、「ふれあい相談会」を実施していましたが、なかなか相談者が来なかったため、現在は、休止しています。
- 3 ヶ月に1回(年4回)、地域福祉センターにおいて法律相談を開催し、法律上の諸問題に関し弁護士が相談に応じています。法律相談は、村防災無線や村広報誌で周知を図っています。
- 社協の相談窓口については、「社協だより」や行政の村内放送により、地域への周知を図っていますが、ホームページやSNS等を活用した周知ができていません。また、苦情解決相談窓口の周知活動も十分ではありません。

- アンケート調査では、生活する上での悩みや不安の相談先として、役場や社協の相談窓口を利用する人の割合が低く、その一方で、「どこに相談したらよいかわからない」、「相談する人がいない」、「誰にも相談したいとは思わない」と答えた人がいます。相談に行きたくても行けない人や一人で悩んでいる人など、潜在的な課題があると考えられ、相談窓口の周知徹底や相談することの大切さについて、広報啓発を強化していく必要があります。

<家庭内DV>

○新型コロナウイルスによる経済的な困窮と相まって、行政における家庭内DVへの対応件数が増えてきており、迅速な対応やそうした家庭の子どもへの対応などにおいて、慎重な対応が求められています。

- 家庭内DVに対しては主として行政が対応していますが、迅速かつ慎重な対応が必要であることから、社協においても協力・支援に努める必要があります。

<重層的支援体制整備事業>

○地域共生社会の実現に向けて、「市町村において、すべての地域住民を対象とする包括的支援の体制整備」を行う事業として、重層的支援体制整備事業が社会福祉法に位置づけられ、令和3年4月1日より希望する市町村で、実施することができるようになりました。

○重層的支援体制整備事業では、「相談支援（包括的な相談支援）」、「参加支援（既存の取り組みでは対応できない狭間のニーズにも対応）」、「地域づくりに向けた支援（住民同士の顔の見える関係性の育成支援）」が必須条件となっています。

- こうした支援は社協が目指す方向性と同じであることから、事業への参加・かかわりが持てるよう、事業実施について、行政への働きかけを考えていく必要があります。



【今後の取り組み】

①関係機関等との連携

- ・「健康福祉課・社協連絡会」をはじめ、行政が主催する「要保護児童対策地域協議会」や「地域ケア会議」等に参加し、行政や民生委員児童委員、区長及び地域の福祉関係機関・団体等との情報交換を通して、地域の福祉課題の把握に取り組みます。

②地域福祉懇談会(仮称)の開催

- ・地域の福祉課題を把握し、課題解決に向けて意見交換を行うとともに、見守り等住民参加の福祉活動の機運を高めるために、地域福祉懇談会(仮称)の開催に取り組みます。
- ・懇談会の場として、第2層協議体を位置付けることを行政と連携しながら検討します。

③相談窓口の周知強化

- ・「社協だより」や行政の村内放送等により、地域に対し相談することの大切さや相談窓口の周知を図ります。また、各事業や活動等を通して周知を図ります。
- ・相談窓口の周知強化を図るために、社協のホームページや SNS 等の活用に取り組みます。

④相談支援の充実

- ・住民からの相談に対しては随時対応していくとともに、総合相談において金銭面や食料面で支援、福祉用具や福祉車輛の貸出等に関する支援を行います。
- ・介護保険に関する相談については、社協が運営する居宅介護支援事業所のケアマネジャーが対応します。
- ・障がい者及び障がい児のサービス利用時に関する相談については、社協が運営する相談支援事業所の相談支援専門員が対応します。
- ・相談においては、相談者に寄り添った親身な対応に留意するとともに、支援に関するわかりやすい説明に配慮することや情報提供の充実を図ります。

⑤法律相談の推進

- ・法律の専門相談員と連携し、定期的に法律相談を開催します。

⑥家庭内DVへの対応支援

- ・家庭内DVへの対応に関し、行政からの要請に基づき必要な支援・協力等を行います。

⑦重層的支援体制整備事業の導入検討

- ・重層的支援体制整備事業の実施において、社協が担う役割や関係機関等との連携体制のあり方等について、実現の可能性を見出すための検討を行います。
- ・実現の可能性を確認した時点で、行政に対し、重層的支援体制整備事業の導入を働きかけます。

(2) 自立生活支援の充実

社協では、各種の在宅福祉サービスを単独又は行政等からの委託により、サービスを必要とする住民に提供しています。今後も地域住民が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らしていけるよう、ニーズに即したサービスを提供し、日常生活の自立を支えていく必要があります。

【現状・課題】

(○:現状 ●:課題)

<ふれあい給食サービス(配食)事業>

- 在宅の要援護高齢者等に対し、生活の質の向上を図るとともに、安否確認、家族の介護負担の軽減を図ることを目的に、対象者に応じて週1回～4回の「ふれあい給食サービス」を提供しています。
- 赤い羽根共同募金配分金を活用し、利用料は材料費のみの負担となっています。
- 食事は、地域福祉センター（厨房）で調理しています。配達には配食サービスボランティアと社協職員が行っていましたが、令和2年度より配食サービスボランティアの活用を一時中止としています。
- 配食サービスボランティアの活用再開に向けて取り組んでいます。再開にあたっては、これまで火曜日のみでの活用としていましたが、毎日対応できる人材の確保が望ましい状況にあります。

■ふれあい給食サービス(配食)事業実績

	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実利用者数	人	48	46	48	34	48
延配食数	食	2,256	2,640	2,321	2,268	2,762

資料：社協事業報告書（各年度末現在）

<福祉用具無償貸与事業>

- 車イスや介護ベッドなどの福祉用具が必要な方について、緊急時の対応ができるよう、福祉用具の無償貸与を行っています。貸与する福祉用具の在庫を確保するために、沖縄県社会福祉協議会に用具の提供を依頼するほか、地域に対し使用済用具の提供を呼びかけています。
- 不足している福祉用具(備品)の購入や住民からの寄贈により、事業の充実を図ることができました。

■福祉用具無償貸与事業実績

	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
車イス	台	16	16	14	15	12
電動車イス	台	0	0	0	0	0
ポータブルトイレ	台	10	10	15	7	8
介護ベッド	台	20	20	20	2	1
ベッド付属品	台	20	20	20	2	1
歩行器	台	1	1	2	0	0
シャワーチェア	台	0	0	0	0	1
計	台	67	67	71	26	23

資料：社協事業報告書（各年度末現在）

<生活福祉資金貸付事業> ※運営主体:沖縄県社会福祉協議会

- 困窮世帯や障がい者世帯等への社会的・経済的自立の助長促進を目的に、生活困窮者自立支援制度に基く相談支援機関との連携の基、生活福祉資金の貸付を行っています。
- 貸付業務は県社協より業務の一部を委託されており、民生委員児童委員と連携して対象者の把握に努めています。
- 令和2年3月より、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による生活困窮者の増加を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯及び失業等により、日常生活の維持が困難となっている世帯に対する、生活福祉資金特例貸付を沖縄県社会福祉協議会からの委託により実施しています。

■生活福祉資金貸付事業実績(特例貸付事業実績含む)

	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
貸付件数	件	0	3	1	3	445
総貸付件数	件	3	6	5	7	448
総貸付額	円	4,280,000	5,773,000	5,352,000	5,652,000	175,732,000

資料：社協事業報告書（各年度末現在）

<宜野座村助け合い金庫の貸付> ※運営主体:宜野座村社会福祉協議会

- 生活資金や療養資金が必要な緊急保護世帯(一時的に生計困難な世帯)に対して貸付を行っています。
- 現在、貸付の償還率が伸び悩んでおり、貸付金の原資が少ないことから、令和2年度の貸付実績は0件となっています。今後、貸付の償還率アップ及び貸付原資の増加を目指し、滞りなく事業を実施できる体制整備が必要です。

■宜野座村助け合い金庫の貸付実績(※原資200万円)

	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
貸付件数	件	5	7	8	4	0
総貸付件数	件	39	46	54	58	58
総貸付額	円	455,000	300,000	322,000	130,000	0

資料：社協事業報告書（各年度末現在）

<歳末たすけあい募金配分>

- 毎年12月に、歳末たすけあい募金の配分金支給に係る対象世帯を調査（生活保護受給以外の支援を必要とする世帯の調査）を行い、配分金支給対象者候補を歳末たすけあい配分検討委員会にて検討・選定し、12月の後半に、各区民生委員・児童委員・主任児童委員により、対象世帯へ1万円の配分金を支給しています。
- 一部の対象世帯（母子世帯、多子世帯）には、1万円分の物品（食料品・日用品等）を購入し支給しています。

■歳末たすけあい募金配分世帯実績

	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
配分世帯数	世帯	84	80	84	87	90

資料：社協事業報告書（各年度末現在）

<障害者福祉サービス>

○現在、在宅の障がい者（身体・精神）に対し、居宅介護サービスとして調理・掃除・洗濯・買い物・入浴・排泄・通院等の介助を行うほか、相談や話し相手となり安心して在宅生活を送れるよう支援しています。

■居宅介護事業実績

	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用登録者数	人	1	1	1	10	7
延利用件数	件	20	12	36	77	89

資料：社協事業報告書（各年度末現在）

○就労継続支援B型事業所においては、在宅の障がい者が引き続き住み慣れた地域で自立した日常生活を送れるように、福祉的就労支援を行っています。また、「はばたき便り」を各区公民館、村役場窓口に配布し、取り組みの周知を図ることで利用者の増加につながっています。

■就労継続支援B型事業実績

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者登録者数	12	14	16	16	16
延利用者数	213	215	268	219	205

資料：社協事業報告書（各年度末現在）

●令和2年度より、相談支援事業所（ハピネス）を開設し、基本相談支援、計画相談支援、障がい児相談支援、地域移行・定着支援のサービスが提供できる体制を整備しました。しかし、現在、相談支援専門員が不在で業務が実施できていないため、早々に相談支援専門員を確保する必要があります。

■相談支援事業実績

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用登録者数					34
プラン・モニタリング作成件数					64

資料：社協事業報告書（各年度末現在）

<地域活動支援センター事業>（村委託事業）

○平成29年度より、地域活動支援センターを運営し、地域において、居場所や交流の場が少ない障がい者及び社会における他者との関わりを苦手とする障がい者等に対し、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び、社会との交流促進等を目的とした支援を行っています。また、引きこもりの障がい者を支援するために、訪問支援や同行支援、相談支援等を行っています。

■地域活動支援センター事業実績

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用登録者数		8	8	15	16
延利用件数		627	735	1002	1019

資料：社協事業報告書（各年度末現在）

<相談支援事業>(村委託事業)

○令和3年12月より、障がい児者及び難病患者等への相談支援を行うために、行政の担当課に相談支援専門員を派遣しています。

<要介護老人等外出支援サービス事業>(村委託事業)

○一般の交通機関を利用することが困難な高齢者や身体障がい者に対し、リフト付バスにより自宅と医療期間の送迎を行っています。利用回数は、原則月2回(人工透析のみ月4回まで)となっています。

○台風時や利用者の体調に応じ、早朝や夜間、祝祭日のサービスとしても実施しています。

■要介護老人等外出支援サービス事業実績

	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実利用者数	人	24	57	57	57	49
延利用者数	人	528	642	852	802	476

資料：社協事業報告書(各年度末現在)

<軽度生活支援事業>(村委託事業)

○介護保険で自立または要支援と認定されたひとり暮らし高齢者等で、日常生活を営むのに支障のある高齢者に対し、ヘルパーを派遣し、買い物や調理・掃除等の家事援助を行うほか、生活や身の上等の相談を受けています。また、通院の介助を行うなど、日常生活を支援しています。現在、1人暮らしの高齢者(1人)が利用しています。

<子どもの貧困対策>

○子どもの貧困対策として、行政において居場所の整備や支援員を確保するなどの取り組みを行っていることから、社協では子どもの貧困対策関連の取り組みは行っていません。

●昨今、子どもの貧困や生活困窮者に対する支援の必要性が大きくなっていることから、今後、宜野座村社協においても子どもの貧困対策関連の取り組みを考えていく必要があります。

<食料支援事業>

○令和3年度より、食べ物に困っている人や生活に窮迫した相談者に対して行う、フードバンクによる食料支援事業及び歳末たすけあい募金の配分金を活用した、緊急時困窮世帯食料支援事業並びに同配分金を活用した、災害時の避難所被災者等向け緊急食糧支援事業を行っています。

●本事業は始まって間もないため、地域への広報周知に取り組む必要があります。

<法外援護事業>

○現行の法制度では対応が困難で、なおかつ緊急に援助が必要な世帯に対し、法外援護費を支給しています。これまで、風水害を受けた世帯に対して、見舞金を支給しました。

<介護サービス等の提供>

○介護保険の3事業所(居宅介護支援・通所介護・訪問介護)が連携し、村内の要支援者・要介護者に対し必要なサービスを提供しています。

○居宅介護支援事業所では、村外の事業所が要支援者の受け入れを終了する中、利用者の受け入れを行ってきました。

※ターミナルケアについて

○村内に 24 時間体制の訪問診療に対応できる医療機関がありませんでしたが、直近では、近隣町にある訪問診療を行う医療機関の指示の下、訪問看護事業所と連携し、看取り等の緩和ケアが必要な対象者へ、在宅医療と介護が連携した支援が提供できました。

※医療連携について

- 平成 30 年度より、ケアマネやヘルパーが気づいた医療的な課題について、主治医への情報提供が義務付けられていますが、本人を介さずに主治医に連絡すべきか判断する事が難しい状況があります。
- 入院中にADLが低下し、生活が困難であるにも関わらず、退院日が決定されるため、介護側の調整が困難になることがあります。

※総合事業について

○村内及び近隣市町村の居宅介護支援事業所の廃止や休止が相次ぐ中、地域包括支援センターと連携を図ることで、切れ目のないサービスを提供することができました。また、要支援者及び事業対象者の思いを最大限に尊重し、公的サービスや社会資源を上手く活用することで、自立生活に向けた支援を提供することができました。

■介護保険事業実績

		単位	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
居宅介護支援事業	ケアマネジャー数	人	2	2	1	2	2
	プラン作成 A	件	35	29	18	45	45
	プラン作成 B	件	11	11	7	7	8
	プラン作成 C	件	3	4	3	2	1
通所介護事業	利用登録数	人	29	32	33	42	41
介護予防通所介護	利用登録数	人	16	20	14	15	11
訪問介護事業	利用登録数	人	12	11	12	11	10
介護予防訪問介護	利用登録数	人	4	5	5	7	7

資料：社協事業報告書（各年度末現在）

<日常生活自立支援事業>

○認知症や知的障がい、精神障がい等で判断能力が十分ではない人が、地域において安心して自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、重要書類等の預かりなどの援助を行っています。

○本事業は、沖縄県社会福祉協議会より受託して行っており、専門員(社協職員)と生活支援員を配置しています。現在、利用者は 2 人となっています。

- 事業の地域への周知が十分ではないため、今後、事業周知に積極的に努める必要があります。

■日常生活自立支援事業実績

	単位	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
実利用者数	人	2	2	2	2	2

資料：社協事業報告書（各年度末現在）

<移動支援事業>

○屋外での移動が困難な障がい者の、地域における自立生活及び社会参加の促進を図るために、令和元年度より、行政からの委託事業として、社協の車輛(リフト付き)を使用した外出支援を行っています。また、通学等が困難な障がい児等の特別支援学校等への移動も支援しています。

●移動支援のための車輛は、デイサービスの送迎車輛を利用しているため、ニーズに適切に対応していけるよう移動支援専用車輛の確保が必要となっています。

■移動支援事業実績

	単位	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
実利用者数	人				3	3
延べ利用回数	回				43	38

資料：社協事業報告書（各年度末現在）

<福祉有償運送事業>

○社協の独自事業として実施しており、介護保険の要介護認定を受けた方を対象に、通院などの外出の際に、移動手段を確保することが困難な場合に、陸運事務所から指定された社協の車輛を指定された訪問介護員(ヘルパー)が運転し、移動を支援しています。

■福祉有償運送事業実績

	単位	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
実利用者数	人				1	1
延べ利用回数	回				22	4

資料：社協事業報告書（各年度末現在）

【今後の取り組み】

①ふれあい給食サービスの推進

- ・在宅の要援護高齢者等に対し、生活の質の向上を図るとともに、安否確認、家族の介護負担の軽減を図るために、対象者に応じて週1回～4回の配食を提供します。
- ・配食サービスボランティアの活用再開に向けて取り組むとともに、毎日対応できる人材の確保を図ります。

②福祉用具無償貸与事業の推進

- ・福祉用具を無償貸与するとともに、福祉用具の在庫を確保するため、沖縄県社会福祉協議会に用具の提供を依頼するほか、用具の購入や地域への使用済用具の提供を呼びかけます。

③生活福祉資金の貸付の推進

- ・生活困窮世帯等の社会的・経済的自立と生活意欲の助長促進を目的に、生活困窮者自立支援制度に基づく相談支援機関との連携を図り、生活福祉資金の貸付を行います。
- ・民生委員・児童委員と連携して、貸付対象者の把握を行います。

④子どもの貧困対策の実施

- 行政や学校、子どもの居場所を運営する事業者及び子ども支援員等と連携し、子どもの貧困に関する地域の現状を把握するとともに、社協において、貧困世帯の子どもに対する支援方策を検討し、必要な取り組みを行います。

⑤宜野座村助け合い金庫の貸付の推進

- 生活資金や療養資金が必要な緊急保護世帯に対し貸付を行うとともに、償還率のアップと貸付原資の増に取り組みます。

⑥歳末たすけあい募金配分の推進

- 生活困窮世帯を支援するために、歳末たすけあい募金の配分金または物品を支給します。

⑦障害者福祉サービスの推進

- 居宅介護サービスでは、在宅の障がい者の日常生活を支えるために、必要な在宅生活の支援及び通院等の介助を行います。また、安心して過ごせるよう相談や話相手となります。
- 就労継続支援B型事業所では、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動やその他の活動機会を通じて知識及び能力の向上を図るために必要な訓練等を行います。
- 相談支援事業所（ハピネス）では、基本相談支援、計画相談支援、障がい児相談支援、地域移行・定着支援のサービスが提供できるよう、相談支援専門員の確保に取り組みます。

⑧地域活動支援センター事業の推進

- 地域活動支援センターでは、地域において、居場所や交流の場が少ない障がい者及び社会における他者との関わりを苦手とする障がい者等に対し、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び、社会との交流促進等を目的とした支援を行います。また、引きこもりの障がい者を支援するために、訪問支援や同行支援、相談支援等を行います。

⑨相談支援事業の推進

- 宜野座村相談支援事業を引き続き受託し、障がい児者及び難病患者等への相談支援を行うために、行政の担当課に相談支援専門員を派遣します。
- 研修等により、相談支援専門員の相談支援スキルの向上を図ります。

⑩要介護老人等外出支援サービス事業の推進

- 一般の交通機関を利用することが困難な高齢者や身体障がい者に対し、リフト付きバスにより自宅と医療機関の送迎を行います。
- 台風時や利用者の体調に応じ、早朝や夜間、祝祭日の外出についても対応します。

⑪軽度生活支援事業の推進

- 介護保険で自立または要支援と認定されたひとり暮らし高齢者等で、日常生活を営むのに支障のある高齢者に対し、ヘルパーを派遣し軽易な日常生活上の援助を行います。

⑫食料支援事業の推進

- 食べ物に困っている人や生活に窮迫した相談者に対して、フードバンクによる食料支援及び歳末たすけあい募金の配分金を活用した、緊急時困窮世帯食料支援並びに同配分金を活用した、災害時の避難所被災者等向け緊急食糧支援を行います。
- 本事業の地域への広報周知に取り組みます。

⑬法外援護事業の推進

- 現行の法制度では対応が困難で緊急に援助が必要な世帯に対し、法外援護費を支給します。

⑭介護サービス等の提供の推進

- 介護保険サービスとして「居宅介護支援」、「通所介護」、「訪問介護」を提供します。
- 医療を必要とする在宅の高齢者については、訪問診療を行う医療機関や訪問介護事業所等と連携し、在宅医療と連携した介護サービスの提供に取り組みます。
- 地域包括支援センターとの連携を強化し、日常生活支援総合事業として要支援認定者への介護予防のための訪問型独自サービス、通所型独自サービスを提供します。また、ミニデイサービス等地域の社会資源の活用を図り、介護予防の充実に取り組みます。

⑮日常生活自立支援事業の推進

- 認知症や知的障がい、精神障がい等で判断能力が十分ではない人について、必要な福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの援助を行います。また、援助を行うために専門員や生活支援員の配置を継続します
- 潜在的ニーズを掘り起こし、サービスの利用につながるよう、地域への事業の周知を図ります。

⑯移動支援事業の推進

- 屋外での移動が困難な障がい者の、地域における自立生活及び社会参加の促進を図るために、車輛(リフト付き)による外出支援を行います。また、通学等が困難な障がい児等の特別支援学校等への移動を支援します。
- 移動支援のための専用車輛の確保について、行政と調整を図ります。

⑰福祉有償運送事業の推進

- 介護保険の要介護認定を受けた方を対象に、通院などの外出の際に、移動手段を確保することが困難な場合に、訪問介護員(ヘルパー)が運転する車輛により移動を支援します。



(3)災害時避難支援体制の充実

近年、多発する大規模災害や広域災害時において、より適切で効果的な支援を行うことが重要となっています。そのような中、行政、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等が協働して避難支援や被災者支援に当たる流れが生まれています。また、避難行動要支援者の避難支援や福祉避難所における要支援者への支援も重要な課題となっています。

宜野座村社会福祉協議会においても、行政や村内の福祉施設、関係団体等と協働して、災害時避難行動要支援者の安否確認や避難誘導の体制及び福祉避難所における支援体制の充実に取り組む必要があります。

【現状・課題】

(○:現状 ●:課題)

- 台風時の対応としては、台風が来る直前に行政や民生委員・児童委員等と連携し、一人暮らしの高齢者等の要支援者のいる世帯を回り、状況確認や避難の呼びかけ等を行っています。
- 平成30年に行政と民児協、社協が連携し、避難行動要支援者名簿が作成されました。
- 作成された避難行動要支援者名簿は健康福祉課、総務課、民生委員、村社会福祉協議会で共有しています。
- 地域福祉センターは、平成27年度より災害時における福祉避難所として指定されています。また、平成29年度より、災害時における福祉避難所への看護師や介護士の配置を行い、避難者（虚弱者）の介護や食糧支援を行ってきました。
- 令和3年度には専用の福祉避難所が開設されました。この避難所は、災害時だけではなく、緊急保護等一時的に避難が必要な方も利用できるようになっています。
- 避難行動要支援者名簿は作成後3年が経過しているため、名簿の更新が必要です。
- アンケート調査では、避難所での生活を不安視する意見が多くあがっており、福祉避難所の情報提供に努める必要があります。

【今後の取り組み】

①災害接近時の避難行動要支援者の避難支援の推進

- ・台風等災害接近時の直前に、行政や民生委員・児童委員等と連携し、避難行動要支援者のいる世帯を回り、状況確認や避難の呼びかけ等を行います。
- ・行政からの避難行動要支援者の避難支援に関し、地域との連携体制の構築や避難支援の個別計画の作成等の要請に対し、必要な協力・支援を行います。

②避難行動要支援者名簿更新への協力

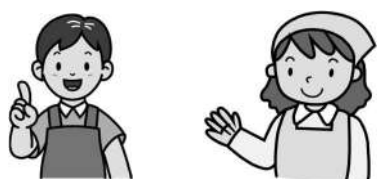
- ・行政からの避難行動要支援者名簿の更新協力要請に対し、必要な協力・支援を行います。

③福祉避難所の管理運営の充実

- 福祉避難所に看護師や介護士等の専門職を配置し、避難者（虚弱者）の介護や食糧支援等を行います。また、緊急保護等一時的に避難が必要な方の利用にも対応していきます。
- 福祉避難所として必要な設備や備蓄品等について、整備していけるよう行政との連携を図ります。
- 福祉避難所の設備や避難所における要支援者への対応等について、社協だよりやホームページ、チラシ等により地域への周知を図ります。

④要支援者への防災意識の啓発推進

- 要支援者に対し、防災意識を高めるよう働きかけます。また、地域の防災訓練や避難訓練等への参加を促します。



基本目標4

地域福祉を進めるための基盤強化

(1)経営基盤の強化

地域の福祉課題に的確に対応していくために、地域福祉推進の中核団体として、本会の適切な運営、事業の円滑な実施に向けて会員の拡充や理事会、評議員会、会計監査及び委員会機能の充実を図り、経営基盤の強化を進めることが重要です。

また、社協の公共性と信頼性を高めるために、地域への情報開示を行うことや個人情報について適切な保護・運用を徹底することが大切です。

【現状・課題】

(○:現状 ●:課題)

<理事、評議員会、監事、委員会>

- 本会には、的確な経営判断と経営責任を担う役員体制として、理事会、評議員会、監事が設置されています。
- 理事会は、事業に係る意思決定や事業執行について責任を負う執行機関と位置付けられており、法人の業務執行決定や理事の職務の執行の監督、会長、副会長の選定を行う他、社協事務局から提出された議案について審議を行っています。
- 理事会は、年2～3回開催し、理事（9名）、監事（2名）の出席率も90%を超え、執行機関としての役割を果たしています。
- 評議員会は、理事及び監事の選任や予算及び事業計画の承認等の他、理事会と同様事務局からの議案について審議を行っています。
- 評議員会（19名）において、評議員の役割や重要性について認識を深め、評議員会への参加率を高めてもらうとともに、組織経営のガバナンスの強化に努めています。評議員の出席率は70%程度となっています。
- 監事は、理事及び職員に対していつでも事業の報告を求め、調査することができ、法人の業務執行及び財産状況を監査しています。監査は年2回（上半期＜4月～9月分＞、下半期＜10月～3月分＞）実施し、監査の指摘事項について改善を図っています。
- 特定の事業を推進するための常設の委員会として、共同募金運営委員会があり、毎年、赤い羽根共同募金や歳末助け合い募金の活動を行っており、村民や企業、関係機関の理解・協力により、目標額を突破し財源を確保しています。また、共同募金の配分に関して事務局案の審議・決定を行っています。
- 役員（理事・監事）の補充の際は、理事会にて選任候補者の推薦及び解任等の提案を行い、評議員選任・解任委員会において承認を得ています。

■理事会・評議員会開催実績

	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
理事会開催数	回	3	3	2	3	2
評議員会開催数	回	3	2	2	2	2

資料：社協事業報告書（各年度末現在）

<情報開示と個人情報保護>

- 社会福祉法で定める事業報告や決算報告及び役員体制等について、社協だよりやホームページで開示しているほか、住民が閲覧しやすいよう、地域福祉センターに情報開示のコーナーを設置しています。
- 個人情報については、個人情報保護に関する基本方針を定め、遵守に努めています。

【今後の取り組み】

①理事会の推進

- ・理事会として事業執行の状況を総合的に把握し的確な指導を行うとともに、事業執行における課題について、必要に応じて行政等関係各方面との調整を行います。

②評議員会の推進

- ・評議員に対し、議決機関である評議員会の重要性についてたえず意識づけを行い、評議員会への参加率を高めるとともに、役員を選出する団体には、役職にこだわらず熱意と行動力のある人材を選出するよう要請します。

③監査の推進

- ・業務執行及び本会の財産状況を監査します。監査の指摘事項については改善を図ります。

④評議員選任・解任委員会の設置

- ・役員（理事・監事）の補充の際は、理事会にて選任候補者の推薦及び解任等の提案を行い、評議員選任・解任委員会において承認を得ます。

⑤委員会の運営

- ・共同募金運営委員会による、赤い羽根共同募金や歳末助け合い募金の活動を行うとともに、共同募金の配分に関して事務局案の審議・決定を行います。

⑥情報の開示・個人情報の保護

- ・社会福祉法で定められた情報は、社協だよりやホームページで開示するほか、住民が閲覧しやすいよう、地域福祉センターに情報開示のコーナーを設置します。
- ・情報の開示にあたっては、個人情報保護に関する基本方針を遵守します。



(2)財政基盤の強化

地域福祉を推進する上で、社協の安定した事業や活動を推進することが大切であり、そのためには必要な財源の確保等により、安定的な財政運営を行うことがきわめて重要となります。

【現状・課題】

(○:現状 ●:課題)

<自己財源>

- 社協の財源は、大きく分けて自己財源と公費財源に分けられます。自己財源としては会員会費、共同募金配分金、寄付金等の民間財源と介護保険事業や障害福祉サービス等事業の経営事業による収入財源があります。
- 賛助会員は、社協の理事・評議員、民生委員・児童委員が加入しており、施設及び団体会員は、民児協や老人会、子ども会、母子寡婦福祉会、医療施設、保育所(園)、老人施設が加入しています。
- 特別会員については篤志家が対象となっていますが、篤志家の加入者はなく、現在2企業が加入しています。
- 共同募金配分金は、共同募金の事業開始以来、毎年目標額を達成しており、安定した財源となっています。
- 資金造成チャリティー事業に取り組んでいます。

■社協会員実績

	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
戸別会員数	世帯	1,440	1,376	1,479	1,437	1,237
総世帯数	世帯	2,358	2,447	2,492	2,579	2,626
加入率	%	61.1	56.2	59.3	55.7	47.1
賛助会員数	人	36	33	32	27	34
施設・団体会員数	箇所	8	7	6	7	8
うち施設数	箇所	4	4	3	4	4
特別会員数	箇所	0	0	0	1	1

- 会員会費の大半は戸別会費が占めており、自己財源の増強を図るために、戸別会員の拡大に取り組んでいます。加入率は減少傾向にあり、今後も加入促進に努める必要があります。

<公費財源>

- 公費財源としては、村の補助金や事業委託金があります。そのほか、各区からの補助金があります。
- 村の補助金としては、社協運営費、就労支援センター運営費があります。また、事業委託金としては、介護予防支援委託費、移動支援事業委託費、要介護老人等外出支援サービス事業委託費、軽度生活支援事業委託費、相談支援事業委託費、地域活動支援センター事業委託費、容器包装廃棄物分別収集委託費、地域福祉センター管理委託費があります。

【今後の取り組み】

①会員の確保推進

- ・自己財源の増強を図るために、戸別会員の拡大に取り組みます。
- ・賛助会員加入について、理事、評議員、民生委員・児童委員に対し、引き続き理解・協力が得られるよう取り組みます。また、施設及び団体会員についても、引き続き地域の福祉施設や関係団体等の理解・協力が得られるよう取り組みます。
- ・特別会員として篤志家の加入を呼びかけるとともに、一般企業・事業所を対象に加入促進を図ります。

②共同募金・チャリティー事業の推進

- ・共同募金の目標額達成や資金造成チャリティー事業に取り組みます。

③経営事業の収益性の維持向上の推進

- ・介護保険事業や障害福祉サービス等事業の経営事業については、行政及び関係機関との連携を蜜にするとともに、制度改正等を踏まえながら、的確な事業運営と経営の効率化を図り、収益性の維持向上を図ります。

④公費財源の確保推進

- ・公費財源による事務局職員の人件費をはじめ、施設管理運営費及び公共性・公益性の高い公費財源を安定確保するため、事業の必要性及び経費等について明確に提示できるよう適切な事業評価やコスト管理を行います。
- ・新たな受託事業については、社協で実施する意義や実施に伴う諸課題について十分検討し、委託機関と必要な調整を行うものとします。



(3)事務局体制の強化

社協においては、地域福祉推進の中核を担う民間組織として、地域福祉に関する十分な知識と専門性を有する職員を育成するとともに、地域の福祉課題に柔軟に対応できる組織づくりを目指す必要があります。

【現状・課題】

(○:現状 ●:課題)

- 社協の職員体制は、令和3年8月現在で事務局が5名（事務局長、係長、福祉活動専門員、地域福祉担当、事務局補助）で事務分掌に応じて業務を行っています。地域福祉センター管理職員1名と介護保険事業の職員32名、就労支援センターの職員6名、地域活動支援センター職員3名、相談支援事業所職員2名を合わせると48名となります。
- 毎月の健康福祉課との連絡会や民児協の定例会において、地域の福祉課題の把握と課題解決に向けた、協議を行っています。
- 職種が多様化し、勤務体制も異なっているため、各部門間の相互連携を図ることを目的に、随時各部門間の管理者が集まる業務連絡会及び管理者会議を開催しています。また、業務連絡会及び管理者会議では、地域の福祉課題や社会資源の把握に努めているほか、公的福祉サービスの狭間にある社会的援護を必要とする人への、新たなサービス開発について検討しています。
- 介護保険事業や障害福祉サービス等の経営事業については、制度改正等も踏まえて常に経営分析を行いながら、適切な事業運営を図っています。
- 地域福祉を推進する上での福祉活動の企画力やコーディネート力の向上及び介護技術や相談援助技術の専門性を高めるために、職員の研修会への積極的な派遣や業務に関わる専門資格取得の奨励と支援を行っています。
- 各種事業や活動の点検・評価・見直しを行っていますが、一部点検等がなされていない事業があり、改善に向けて取り組む必要があります。
- 社協は、福祉施設や福祉サービス事業者、NPO、住民と連携した支えあう地域づくりの構築と、地域における「連携・協働の場」を構築する役割を担っており、関係機関とのネットワークの強化を図る必要があります。



【今後の取り組み】

①地域福祉推進体制の強化

- ・誰もが安心して暮らせる、ふれあい・支えあいのある村づくりを進めるために、毎月健康福祉課との連絡会や民児協の定例会において、地域の福祉課題の把握と課題解決のための協議をします。
- ・また、公的サービスだけでは解決できない課題については、住民参画、社会資源の有効活用を基本に、地域住民をはじめ地域の福祉施設や福祉サービス事業者、NPO等とのネットワークを強化し、効果的・効率的な地域福祉(地域における支え合い)の推進に取り組みます。
- ・地域福祉への住民参画等については、第2層協議体や生活支援コーディネーターと協働した取り組みを視野に入れます。

②事業等推進体制の強化

- ・社協のすべての事業や活動について、点検・評価を行う体制をつくとともに、点検・評価に基づき毎年度事業計画を立て、事業や活動の推進体制の強化を図ります。

③業務連絡会・管理者会議の開催

- ・各部門間の相互連携を図ることを目的に、随時各部門の管理者による業務連絡会及び管理者会議を開催します。
- ・業務連絡会及び管理者会議では、地域の福祉課題や社会資源の把握に取り組むほか、公的福祉サービスの狭間にある社会的援護を必要とする人への、新たなサービス開発について検討します。

④経営事業の適切な運営の推進

- ・介護保険事業や障害福祉サービス等事業の経営事業については、法制度に基づく事業であるため、法制度の改正等も踏まえながら、常に経営状況を分析し、適切な事業運営を図ります。

⑤職員の資質向上

- ・地域福祉を推進する上での福祉活動の企画力やコーディネート力の向上及び介護技術や相談援助技術の専門性を高めるために、職員の研修会等への積極的な派遣や業務に関わる専門資格取得の奨励と支援を行います。



(4)拠点施設の管理運営

社協では、行政の指定管理を受けて地域福祉センターや障害者福祉センターの管理運営を行っています。今後も地域福祉推進の拠点施設として、施設の有効活用と適切な管理運営に努める必要があります。

【現状・課題】

(○:現状 ●:課題)

- 社協では、行政の指定管理を受けて、地域福祉センターと障害者福祉センターの管理運営を行っています。
- 地域福祉センターには、社協事務局をはじめ、介護保険事業所(3ヶ所)、地域活動支援センター、相談支援事業所、会議室、相談室、福祉避難所等が整備され、地域福祉に関わる会議や研修等で活用されているほか、福祉サービスや介護保険サービス提供の拠点となっています。
- また、地域福祉センター内の旧レストランのスペースを開放し、毎週水曜日にふれあいカラオケサロンを行っているほか、地域の交流の場(クリスマス会や新年会等)として地域住民に利用されています。
- 地域福祉センターは、住民主体の福祉活動や交流活動の拠点ともなるべき施設であり、今後も住民の交流活動の充実が図れるよう、センターの有効活用を進める必要があります。
- 地域福祉センターは、施設利用者の安全確保を第一とし、必要な設備等の整備や安全対策の充実及び適切な管理運営を行っています。令和2年度と3年度では、安全対策のために村からの補助金により、必要な設備等を改善しました。
- 障害者福祉センターは、障がい者の福祉の向上に資することを目的とした施設で、就労継続支援B型事業所が設置されているほか、子育て支援ていんの会や障がい者家族会「ひるぎの会」の活動拠点として利用されています。

【今後の取り組み】

①地域福祉センターの管理運営

- ・施設利用者の安全確保を第一とし、必要な設備等の整備や安全対策の充実及び適切な管理運営を行います。
- ・住民福祉活動に資する施設としての有効活用を推進するために、住民への施設利用の促進を図ります。

②障害者福祉センターの管理運営

- ・障がい者の福祉の向上に資するよう、就労継続支援B型事業所の設置を継続するほか、子育て支援ていんの会や障がい者家族会「ひるぎの会」の活動拠点としての利用を継続します。
- ・安全対策のために、設備等の点検を行うとともに、行政と連携した適切な管理運営を行います。

第4章 計画の推進にあたって

1. 連携・協働

複雑・多様化する福祉課題への対応においては、単一の福祉サービスのみで充足されるものばかりではなく、他の福祉サービスや保健医療サービス及び教育その他の分野にまたがる場合があります。また、公的なサービスや民間サービスだけでは対応できず、ボランティアや住民による見守り活動等の福祉活動を必要とする場合もあり、こうした複数のサービスや支援を適切に組み合わせることで、福祉課題への対応の充実が図れることは少なくありません。

このため計画の推進にあたっては、福祉課題に対応した包括的な支援体制を構築するために、行政をはじめとする地域の関係機関や各種団体、民生委員・児童委員、学校、福祉施設、医療機関及び保健福祉に関わる広域的な専門機関等との連携・協働を図りながら地域福祉の推進に取り組んでいきます。

2. 計画の広報啓発

本計画を推進していく上では、地域住民をはじめとする地域に関わる全ての人達が、計画がめざす地域福祉の方向性や取り組みについて共通の認識を持ち、協働した取り組みとなるよう、計画の普及啓発を図る必要があります。そのため、社協だよりによる周知やホームページでの公開及び地域福祉懇談会等さまざまな機会を活用して、広く普及啓発を行います。

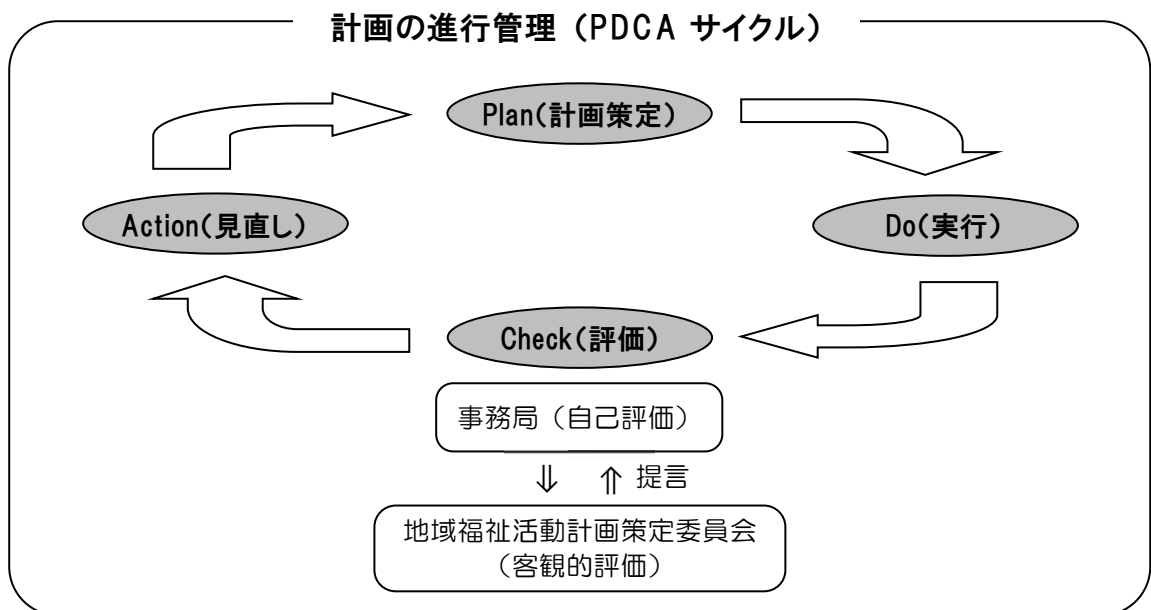
3. 感染症拡大防止における計画の推進

令和3（2021）年現在、感染症の長期化により、高齢者、障がいのある方などをはじめ、多くの方が今でも不安な気持ちで毎日過ごすこととなり、ひきこもりがちな生活を余儀なくされています。また、地域の多様な支え合い活動も、感染拡大防止のために活動内容によっては自粛や縮小を避けられない状況が続いています。本計画に基づく事業の実施に当たっては、感染対策を十分にとりつつも必要な方へ、必要な支援を行っていきます。



4. 計画の進行管理

計画の適切な進行を図るために、PDCA サイクルによる進行管理を行うこととし、毎年度事務局による事業毎の自己評価を行い、本計画の成果と課題を明らかにするとともに、地域福祉活動計画策定委員会に報告します。委員会は計画の成果と課題等について、事務局に対し必要な提言を行います。また、事務局は委員会の提言を踏まえて計画の必要な見直しを行います。



資料編

- 資料編1 宜野座村の概況
- 資料編2 地域福祉計画に関する村民アンケート調査（主な調査結果の報告）
- 資料編3 宜野座村の社会資源

資料編 1 宜野座村の概況

1. 地域の動向

(1) 総人口及び年齢3区分別人口の推移

本村の総人口は年々増加しており、平成 25 年の 5,839 人に対し、令和 2 年は 6,168 人と、この 7 年間で 329 人の増、率にして 5.63%の伸びとなっています。

年齢3区分別にみると、「年少人口(0～14 歳)」は平成 29 年以降 1,200 人前後で推移しており、令和 2 年が 1,201 人で、平成 25 年と比べると 58 人の増となっています。「生産年齢人口(15～64 歳)」は平成 27 年以降 3,400 人台で推移しており、令和 2 年では 3,491 人となっています。平成 25 年と比べるとわずかに減少(18 人)しています。

一方、「老年人口(65 歳以上)」は「年少人口」より多く、かつ毎年増加しており、平成 25 年の 1,187 人から令和 2 年では 1,476 人と、この 7 年間で 289 人の増、率にして 24.35%の伸びとなっています。

総人口に占める構成比をみると、「年少人口」は 19%程度で推移していますが、「生産年齢人口」は年々低下し、平成 25 年の 60.1%から令和 2 年では 56.6%となっています。一方、「老年人口」は年々高くなっており、平成 25 年の 20.3%から令和 2 年では 23.9%となっています。

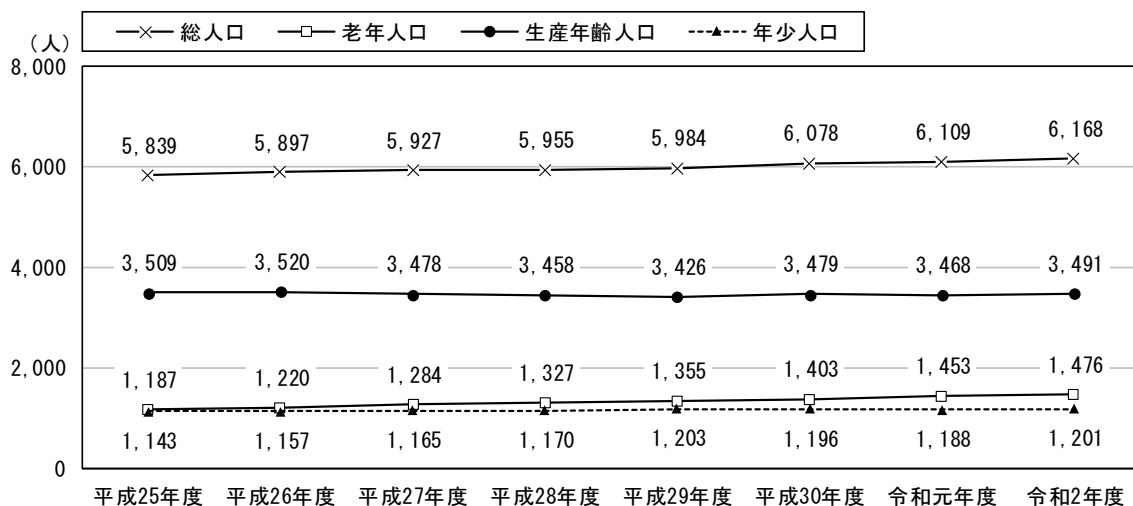
【総人口及び年齢3区分別人口の推移】

単位：人、%

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	
総人口	5,839	5,897	5,927	5,955	5,984	6,078	6,109	6,168	
年少人口(0～14 歳)	1,143	1,157	1,165	1,170	1,203	1,196	1,188	1,201	
生産年齢人口(15～64 歳)	3,509	3,520	3,478	3,458	3,426	3,479	3,468	3,491	
老年人口(65 歳以上)	1,187	1,220	1,284	1,327	1,355	1,403	1,453	1,476	
構 成 比	年少人口	19.6	19.6	19.7	19.6	20.1	19.7	19.4	19.5
	生産年齢人口	60.1	59.7	58.7	58.1	57.3	57.2	56.8	56.6
	老年人口	20.3	20.7	21.7	22.3	22.6	23.1	23.8	23.9

資料：住民基本台帳(各年 10 月 1 日現在)

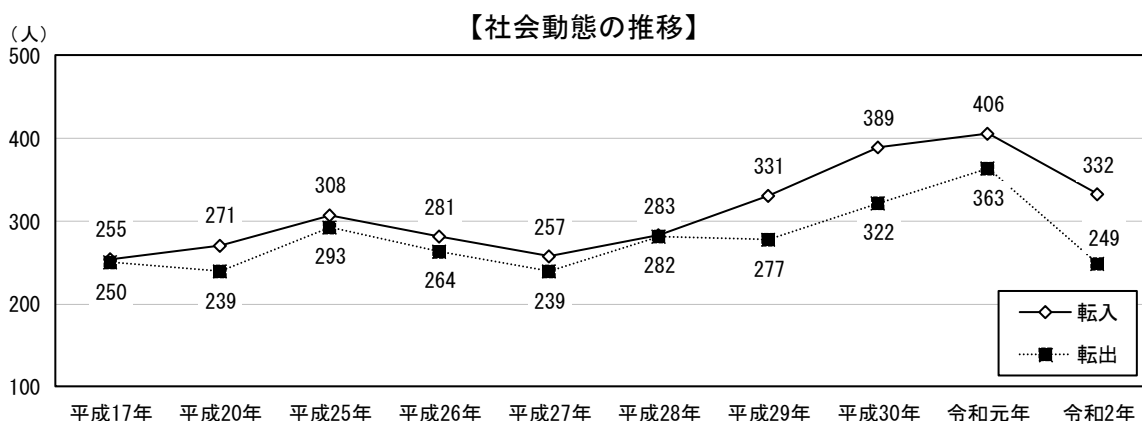
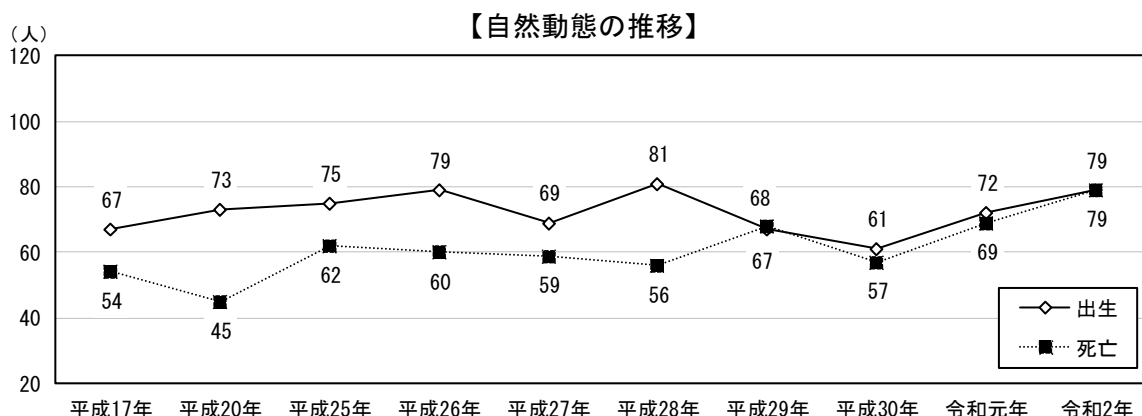
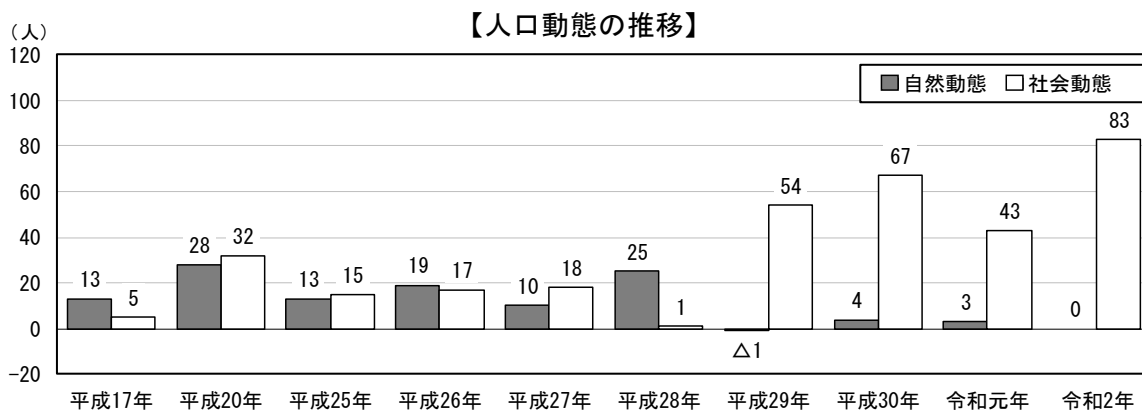
【総人口及び年齢3区分別人口の推移】



(2)人口動態

本村の人口動態をみると、自然動態（出生・死亡）では、平成28年までは毎年出生数が死亡数を上回っていましたが、平成29年以降では出生数と死亡数に大きな違いはなく、自然動態による増加は微増となっています。一方、社会動態（転入・転出）では、平成28年まで転入と転出に大きな差はなく推移していましたが、平成29年以降は転出に比べて転入が大きくなってきており、平成29年以降はほぼ社会動態による人口増となっています。

なお、平成28年以降の転入・転出の人数はいずれも増加傾向にありましたが、令和2年ではいずれも前年に比べて大きく減少しています。



資料：沖縄県企画部統計課「沖縄県の推計人口」（各年1月～12月まで）

(3)行政区別人口と世帯数

行政区別の人口は、毎年「松田区」が最も多く、次に「惣慶区」となっており、「福山区」と「城原区」が少ない状況です。令和2年でみると「松田区」が1,618人、「惣慶区」が1,497人、「福山区」と「城原区」が291人となっています。

平成28年から令和2年にかけての各行政区別の人口は、「城原区」が微減(-5人)となっていますが、そのほかの行政区はいずれも増加しており、増加率は「宜野座区」が5.66%、「惣慶区」が5.05%と高く、「漢那区」が1.67%と低くなっています。

行政区別の世帯数も人口と同じく、毎年「松田区」が最も多く、次に「惣慶区」で、「福山区」と「城原区」が少ない状況です。

平成28年から令和2年にかけての各行政区別の世帯数は、いずれも増加しており、増加率は「福山区」が21.21%と最も高く、「漢那区」と「城原区」が7%程度と低くなっています。

【行政区別人口と世帯数】

(単位：人、世帯、%)

		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	
							対H28年 増加率
人口	総人口	5,955	5,984	6,078	6,109	6,168	3.58
	松田	1,566	1,557	1,569	1,594	1,618	3.32
	宜野座	1,184	1,211	1,215	1,239	1,251	5.66
	惣慶	1,425	1,438	1,513	1,499	1,497	5.05
	福山	284	285	276	274	291	2.46
	漢那	1,200	1,201	1,202	1,211	1,220	1.67
	城原	296	292	303	292	291	▲1.69
世帯数	総世帯数	2,341	2,377	2,492	2,540	2,590	10.64
	松田	611	615	642	663	690	12.93
	宜野座	458	478	496	522	520	13.54
	惣慶	573	581	631	617	614	7.16
	福山	99	99	101	106	120	21.21
	漢那	487	489	502	511	525	7.80
	城原	113	115	120	121	121	7.08

資料：住民基本台帳(各年10月1日現在)

(4)1 世帯あたり人員

1 世帯あたり人員は、村全体では年々減少する傾向にあり、平成 28 年の 2.54 人から令和 2 年では 2.38 人とこの 4 年間で 0.16 人の減となっています。

行政区別にみると、「宜野座区」が令和 2 年で前年より増え、「惣慶区」も令和元年、令和 2 年で増えています。そのほかの 4 区ではいずれも毎年減少する傾向にあります。

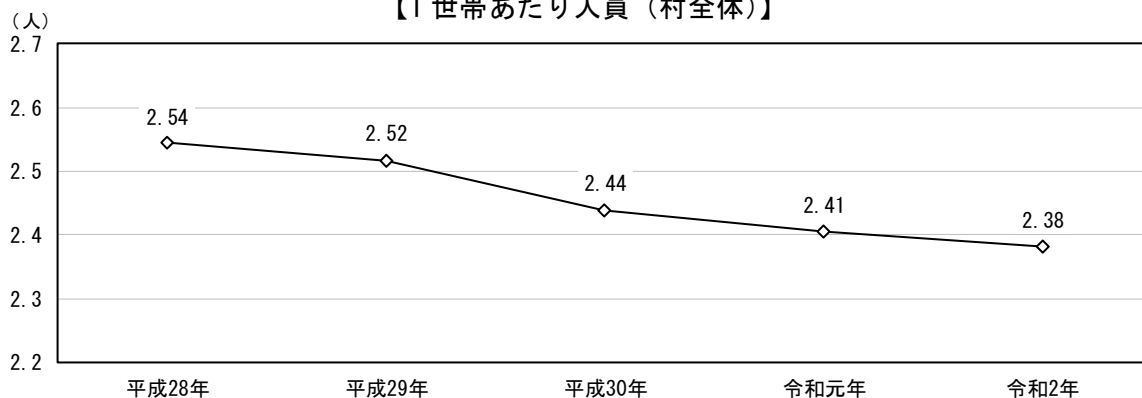
【1 世帯あたり人員】

(単位：人)

		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
村全体		2.54	2.52	2.44	2.41	2.38
行政区	松田	2.56	2.53	2.44	2.40	2.34
	宜野座	2.59	2.53	2.45	2.37	2.41
	惣慶	2.49	2.48	2.40	2.43	2.44
	福山	2.87	2.88	2.73	2.58	2.43
	漢那	2.46	2.46	2.39	2.37	2.32
	城原	2.62	2.54	2.53	2.41	2.40

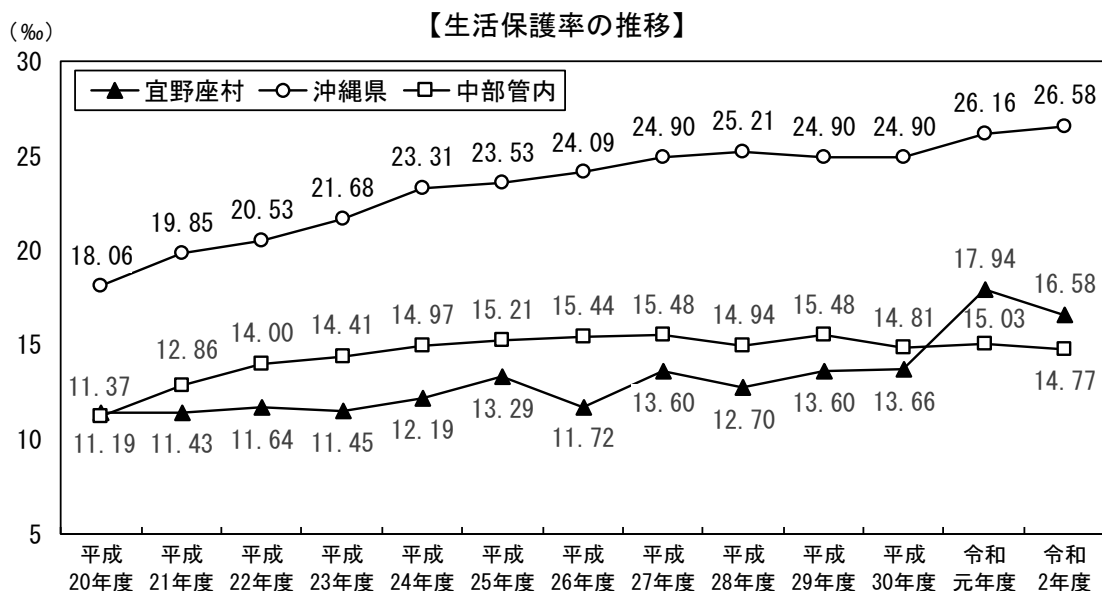
資料：住民基本台帳(各年 10 月 1 日現在)

【1 世帯あたり人員 (村全体)】



(5)生活保護世帯・保護率

本村の生活保護を受けている被保護世帯及び被保護人員は、増減をくり返しながらも増える傾向にあります。令和元年度と令和2年度の被保護世帯は86世帯で、被保護人員は100人を超えています。また、保護率は平成20年度から平成30年度の間は11%~13%程度で推移し、沖縄県及び中部管内の保護率より低くなっていましたが、令和元年度と令和2年度では大きく上昇し、18%~17%程度と、中部管内の保護率より高くなっています。



【生活保護率の推移】 (単位: 世帯、人、%)

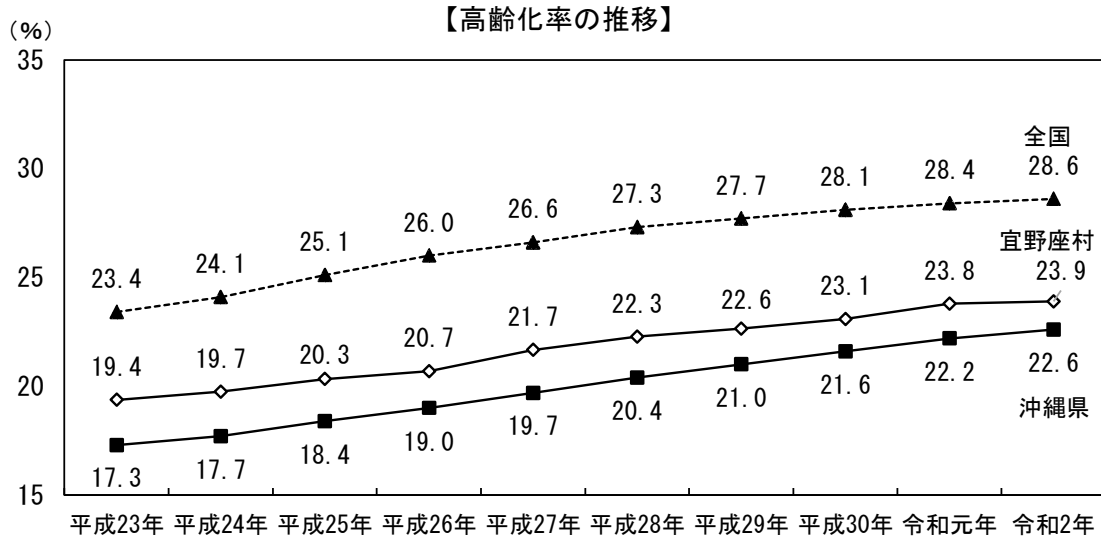
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
被保護世帯数	37	40	36	39	47	51	51	57	59	57	64	86	86
被保護人員	63	64	66	65	71	78	69	80	76	80	83	110	103
保護率	11.37	11.43	11.64	11.45	12.19	13.29	11.72	13.60	12.70	13.60	13.66	17.94	16.58
沖縄県	18.06	19.85	20.53	21.68	23.31	23.53	24.09	24.90	25.21	24.90	24.90	26.16	26.58
中部管内	11.19	12.86	14.00	14.41	14.97	15.21	15.44	15.48	14.94	15.48	14.81	15.03	14.77

資料：沖縄県中部福祉事務所活動概況 保護率：人口千人あたりの被保護人員の割合

2. 高齢者の状況

(1) 高齢化率の推移

本村の高齢化率は、毎年全国より低く、沖縄県より高い率で推移しています。令和2年の高齢化率を比べると、本村が23.9%、沖縄県が22.6%、全国が28.6%で、本村は沖縄県より1.3ポイント高く、全国より4.7ポイント低くなっています。



資料：宜野座村は住民基本台帳より（各年10月1日現在）

全国、沖縄県は「人口統計」（総務省統計局）より（各年10月1日現在）

(2) 行政区別高齢化率

行政区別の高齢化率をみると、各区とも高齢化率は高くなる傾向にあり、令和2年には「宜野座区」、「漢那区」、「城原区」の3区が25%を超えており、中でも「城原区」が28.2%と最も高くなっています。

平成26年に対する令和2年の高齢化率の伸びは、「城原区」が4.7ポイント増と最も大きく、次に「漢那区」が4.2ポイント増、「松田区」が4.0ポイント増となっています。

【行政区別高齢化率の推移】

（単位：人、%）

行政区	平成26年（10月1日）			平成29年（10月1日）			令和2年（10月1日）		
	総人口	高齢人口	高齢化率	総人口	高齢人口	高齢化率	総人口	高齢人口	高齢化率
松田	1,563	287	18.4	1,557	336	21.6	1,618	363	22.4
宜野座	1,153	259	22.5	1,211	289	23.9	1,251	324	25.9
惣慶	1,420	291	20.5	1,438	321	22.3	1,497	329	22.0
福山	271	62	22.9	285	66	23.2	291	69	23.7
漢那	1,205	254	21.1	1,201	270	22.5	1,220	309	25.3
城原	285	67	23.5	292	73	25.0	291	82	28.2
合計	5,897	1,220	20.7	5,984	1,355	22.6	6,168	1,476	23.9

資料：村健康福祉課（各年10月1日現在）

(3)高齢者のいる世帯

本村の「高齢者のいる世帯」は増加傾向にあり、平成27年の862世帯から令和2年では1,074世帯と、この5年間で212世帯の増となっています。また、「総世帯数」に占める割合も、平成27年の33.3%から令和2年では44.1%と4.1ポイントの増となっています。

「高齢者のいる世帯」のうち「高齢者単身世帯」と「高齢者のみ世帯」は増加傾向にあり、「高齢者単身世帯」が平成27年の287世帯から令和2年では474世帯と187世帯の増となっています。また、「高齢者のみ世帯」は平成27年の162世帯から令和2年では258世帯と96世帯の増となっています。一方、「その他高齢者のいる世帯」は減少傾向にあり、平成27年の413世帯から令和2年では342世帯となっています。

【高齢者のいる世帯構成の推移】

(単位：世帯、%)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
総世帯数	2,305	2,341	2,379	2,492	2,541	2,590
高齢者のいる世帯	862	974	856	947	982	1,074
高齢者単身世帯	287	396	364	354	381	474
構成比	33.3	40.7	42.5	37.4	38.8	44.1
高齢者のみ世帯	162	185	147	220	241	258
構成比	18.8	19.0	17.2	23.2	24.5	24.0
その他高齢者のいる世帯	413	393	345	373	360	342
構成比	47.9	40.3	40.3	39.4	36.7	31.8

資料：平成27年と平成28年は沖縄県福祉関係基礎資料（各年10月1日現在）より、平成29年以降は村健康福祉課（各年10月1日現在）より
 ※高齢者のいる世帯：65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯
 ※高齢者単身世帯は村内介護老人福祉施設入所者を含まない。
 ※構成比は高齢者のいる世帯に対する割合

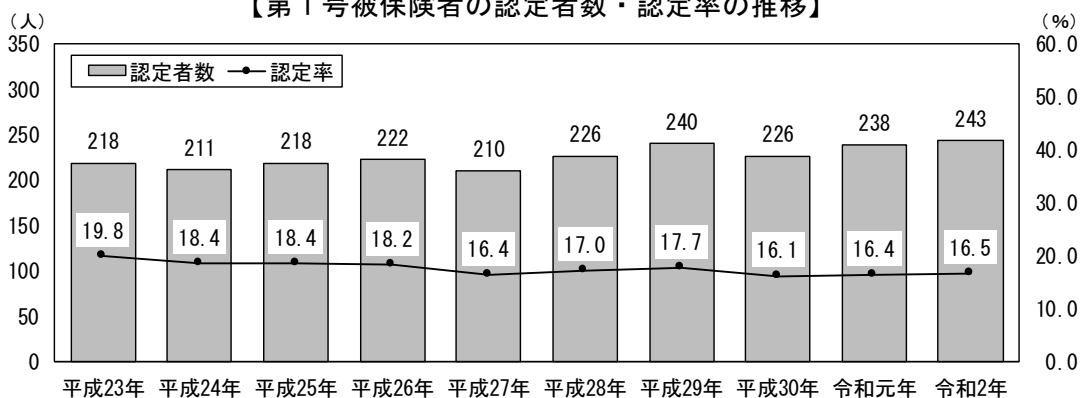
(4)介護保険の状況

ア)介護保険認定者数・認定率

介護保険の第1号被保険者の認定者数は、増減を繰り返しながらも徐々に増加する傾向にあり、平成28年の226人から令和2年では243人となっています。

一方、第1号被保険者の認定率は平成30年まで徐々に減少する傾向にありましたが、令和元年と令和2年では前年より高くなっています。

【第1号被保険者の認定者数・認定率の推移】



資料：介護保険事業状況報告（各年10月分報告）

介護認定者の年齢をみると、「75歳以上」の後期高齢者が最も多く、毎年認定者の8割以上を占めています。次に「65歳以上75歳未満」が20人～30人程度で推移し、「第2号被保険者（40歳以上65歳未満）」が7人～10人で推移しています。

【要支援・要介護認定者数】

(単位：人)

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
第1号被保険者	226	240	226	238	243
65歳以上75歳未満	20	26	27	25	35
75歳以上	206	214	199	213	208
第2号被保険者（40歳以上65歳未満）	8	7	9	10	8
総数	234	247	235	248	251

資料：介護保険事業状況報告（各年10月分報告）

イ)介護保険サービス利用状況

①居宅介護サービス利用者数

居宅介護サービスの利用者は、平成29年以降150人程度で推移しています。また、サービスの受給率（認定者数に対する居宅介護サービス利用者の割合）は、60%程度で推移しています。

【居宅介護（介護予防）サービス受給者数】

(単位：人、%)

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
総数	133	155	145	159	147
第1号被保険者	127	150	138	150	142
第2号被保険者	6	5	7	9	5
受給率	56.8	62.8	61.7	64.1	58.6

資料：介護保険事業状況報告（各年10月分報告）

②施設サービス利用者数

施設サービスの利用者は、平成29年以降40人台で推移しており、令和2年が47人と最も多くなっています。

【施設サービス受給者数】

(単位：人)

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
総数	37	43	46	42	47
介護老人福祉施設	22	32	34	32	39
介護老人保健施設	15	11	12	10	8

資料：介護保険事業状況報告（各年10月分報告）

③地域密着型サービス利用者数

地域密着型サービスの利用者は徐々に減少する傾向にあり、平成 28 年の 41 人から令和 2 年では 31 人となっています。

サービスごとの利用では「地域密着型通所介護」の利用者が 12 人～16 人で、増加の傾向がみられます。一方、「小規模多機能型居宅介護」の利用者は平成 28 年の 19 人から減少する傾向にあり、令和 2 年では 7 人となっています。

「認知症対応型通所介護」は平成 30 年以降の利用がありません。また、「認知症対応型共同生活介護」の利用者は、8 人～9 人で推移しています。

【地域密着型（介護予防）サービス受給者数】

(単位：人)

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
総数	41	40	35	38	31
地域密着型通所介護	12	13	13	15	16
認知症対応型通所介護	1	1	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	19	17	13	14	7
認知症対応型共同生活介護	9	9	9	9	8

資料：介護保険事業状況報告(各年 10 月分報告)

(5) 認知症の状況

介護保険認定者の認知症による日常生活の自立度（Ⅰ～Ⅴ：数字が大きいほど重度）をみると、一人では日常生活に支障がある「Ⅱa 以上」の方が 73.1%を占めています。

認知症の自立度では、「Ⅱb」が 75 人と最も多く、次に「Ⅲa」が 58 人、「Ⅰ」が 39 人となっています。介護別にみると、「要介護 1」と「要介護 2」では「Ⅱb」が最も多く、「要介護 3」～「要介護 5」では「Ⅲa」が最も多くなっています。

年齢層別にみると、年齢が高いほど認知症者の割合も高く、「85 歳以上」では 82.1%となっています。一方、「40～64 歳」の若い年齢層でも認知症「Ⅱa 以上」の割合が 44.4%となっています。

【介護度と認知症の自立度（人数）】

（単位：人）

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計	
									人数
自立	13	10	1	3	2	0	0	29	11.5
Ⅰ	3	14	0	9	9	4	0	39	15.4
Ⅱa	3	0	13	7	3	3	0	29	11.5
Ⅱb	2	0	32	19	11	11	0	75	29.6
Ⅲa	0	0	1	4	18	23	12	58	22.9
Ⅲb	0	0	0	4	3	7	0	14	5.5
Ⅳ	0	0	0	0	2	5	1	8	3.2
Ⅴ	0	0	0	0	0	1	0	1	0.4
計	21	24	47	46	48	54	13	253	100.0

資料：沖縄県介護保険広域連合（令和 2 年 3 月末現在）

【年齢層別認知症の状況】

（単位：人、%）

	40～64 歳		65～74 歳		75～84 歳		85 歳以上		計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
認知症あり （Ⅱa 以上）	4	44.4	17	60.7	45	63.4	119	82.1	185	73.1
認知症なし	5	55.6	11	39.3	26	36.6	26	17.9	68	26.9
計	9	100.0	28	100.0	71	100.0	145	100.0	253	100.0

資料：沖縄県介護保険広域連合（令和 2 年 3 月末現在）

3. 障がい者・障がい児等の状況

(1) 障害者手帳所持者の推移

障害者手帳所持者は増える傾向にあり、令和2年度が408人で、平成28年度の329人から、この4年間で79人の増となっています。

毎年度、身体障害者手帳の所持者が最も多く、200人台で推移していますが、令和2年度では218人と前年度と比べて13人の減となっています。また、令和2年度の手帳所持者総数に占める割合は、53.4%と半数以上を占めています。次に、精神障害者保健福祉手帳の所持者が多く、かつ増加傾向にあり、平成28年度の53人から令和2年度では112人と、59人の増となっています。

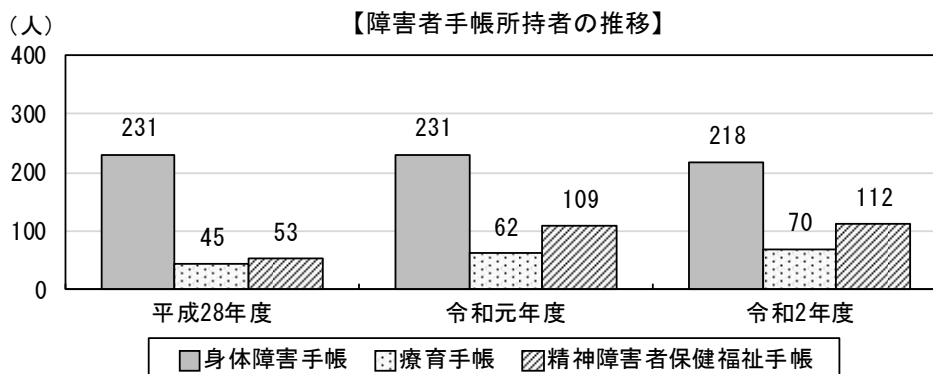
療育手帳の所持者も増える傾向にあり、平成28年度の45人から令和2年度では70人と、25人の増となっています。

【障害者手帳所持者の推移】

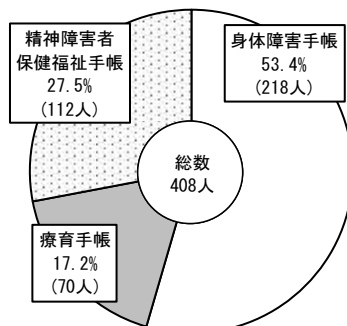
(単位：人、%)

	平成28年度	令和元年度	令和2年度	
			人数	構成比
総数	329	402	408	
身体障害手帳	231	231	218	53.4
療育手帳	45	62	70	17.2
精神障害者保健福祉手帳	53	109	112	27.5

資料：村健康福祉課(各年度末現在)



【障害者手帳所持者の構成(令和2年度)】



(2)障がい者の年齢

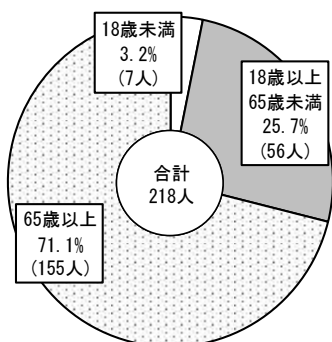
令和3年3月31日現在における障がい者の年齢を、「18歳未満」、「18歳以上65歳未満」、「65歳以上」の3区分で見ると、身体障がい者の年齢は「65歳以上」が155人と最も多く、身体障がい者全体の71.1%を占めています。次に「18歳以上65歳未満」が56人で、構成比は25.7%と4人に1人程度の割合となっています。また、「18歳未満」が7人となっています。

知的障がい者の年齢は、「18歳未満」が36人、「18歳以上65歳未満」が32人と多く、「65歳以上」では2人となっています。

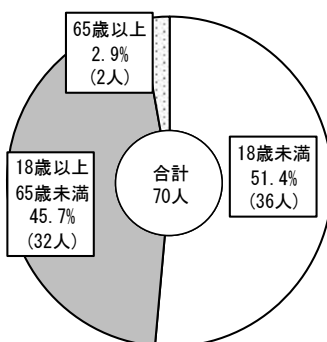
精神障がい者の年齢は、「18歳以上65歳未満」が66人と最も多く、精神障がい者全体の58.9%と約6割を占めています。次に「65歳以上」が40人で、35.7%を占めています。また、「18歳未満」が6人となっています。

年齢3区分ごとに最も人数が多いのは、「18歳未満」では知的障がい者、「18歳以上65歳未満」では精神障がい者、「65歳以上」では身体障がい者となっています。

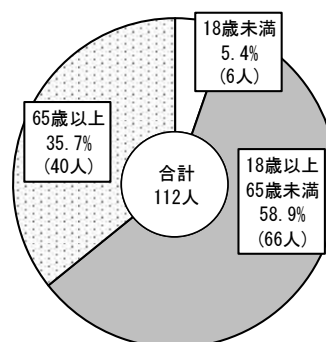
【身体障がい者の年齢構成】



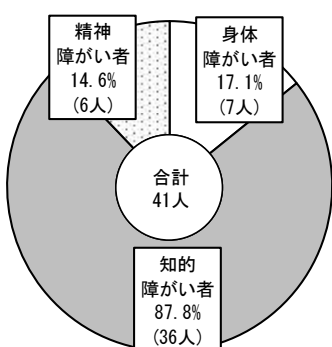
【知的障がい者の年齢構成】



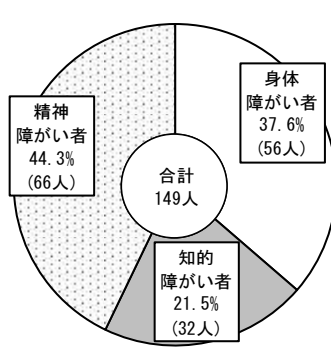
【精神障がい者の年齢構成】



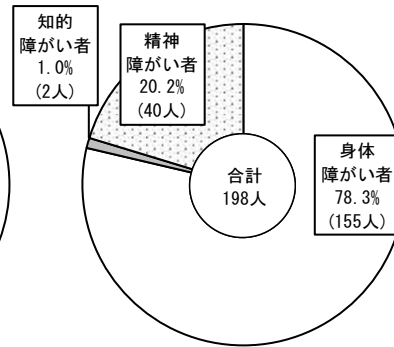
【18歳未満の障がい別人数構成】



【18歳以上65歳未満の障がい別人数構成】



【65歳以上の障がい別人数構成】



(3)身体障がいの内訳・内部機能障害の内訳

ア)身体障がいの内訳

身体障がい者の障がいの内訳をみると、毎年度「内部機能障害」が最も多く、身体障がい全体の43%~45%を占めています。また、令和元年度は前年度より3人増加しましたが、令和2年度では前年度より6人の減となっています。

次に「肢体不自由」が多く、毎年度80人台で推移していますが、令和2年度では82人とこの3年間で最も少ない人数となっています。また、身体障がい全体に占める割合は38%程度となっています。続いて、「聴覚障害・平衡機能障害」が20人程度、「視覚障害」が13人~16人で推移しています。「視覚障害」についてはやや減少する傾向がみられます。

「音声・言語・そしゃく機能障害」が最も少なく、3人~4人で推移しています。

【身体障がいの内訳】

(単位：人、%)

	平成28年度		令和元年度		令和2年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
視覚障害	16	6.9	15	6.5	13	6.0
聴覚障害・平衡機能障害	23	10.0	21	9.1	21	9.6
音声・言語・そしゃく機能障害	3	1.3	4	1.7	4	1.8
肢体不自由	88	38.1	87	37.7	82	37.6
内部機能障害	101	43.7	104	45.0	98	45.0
合計	231		231		218	

資料：村健康福祉課(各年度末現在)

イ)内部機能障害の内訳

「内部機能障害」の内訳をみると、毎年度「心臓機能障害」が最も多く、60人台で推移していますが、令和2年度では前年度より4人の減となっています。次に、毎年度「じん臓機能障害」が多く、20人台で推移しており、令和2年度では27人となっています。そのほかの障がいについては1桁台で推移しています。

「内部機能障害」に占める「心臓機能障害」の割合は、毎年度60%台で推移しています。また、「じん臓機能障害」の割合は20%台で推移しています。

【内部機能障害の内訳】

(単位：人、%)

	平成28年度		令和元年度		令和2年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
心臓機能障害	65	64.4	66	63.5	62	63.3
じん臓機能障害	23	22.8	28	26.9	27	27.6
呼吸器機能障害	3	3.0	2	1.9	2	2.0
ぼうこう・直腸機能障害	8	7.9	6	5.8	5	5.1
小腸機能障害	0	0.0	1	1.0	1	1.0
免疫機能障害	2	2.0	1	1.0	1	1.0
合計	101		104		98	

資料：村健康福祉課(各年度末現在)

(4)障がいの程度

ア)身体障がいの等級

身体障がい者の障がいの等級（数字が小さいほど重度）は、「1級」が81人と最も多く、次に「4級」が41人、「3級」が37人、「2級」が35人となっています。

身体障がい者に占める割合は、「1級」が37.2%で、「2級」の16.1%を合わせると、重度者が53.3%と半数以上を占めます。また、「3級」が17.0%、「4級」が18.8%で、合わせると中度者が35.8%を占め、「5級」と「6級」を合わせた軽度者が11.0%と1割程度となっています。

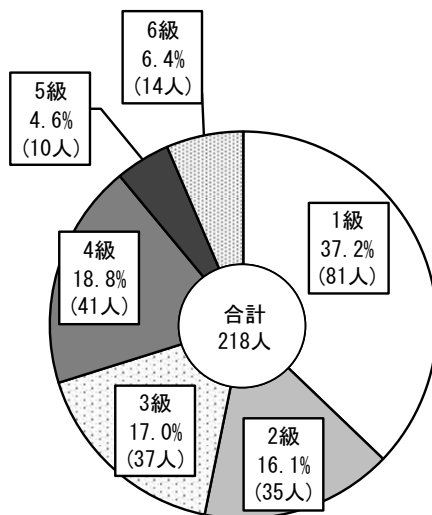
【身体障がいの等級】

(単位：人、%)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障害	6	5	0	0	1	4	13
聴覚障害・平衡機能障害	0	6	2	4	0	9	21
音声・言語・そしゃく機能障害	1	1	1	1	0	0	4
肢体不自由(上肢・下肢・体幹)	19	21	16	13	9	4	82
内部機能障害	55	2	18	23	0	0	98
合計	81	35	37	41	10	14	218
割合	37.2	16.1	17.0	18.8	4.6	6.4	

資料：村健康福祉課(令和3年3月31日現在)

【身体障がいの等級】



イ)知的障がいの判定

知的障がいの判定では、「B2(軽度)」が31人と最も多く、割合は44.3%となっています。次に「B1(中度)」が24人で34.3%、「A2(重度)」が12人で17.1%、「A1(最重度)」が3人で4.3%と、障がいの判定が重いほど割合は低くなっています。

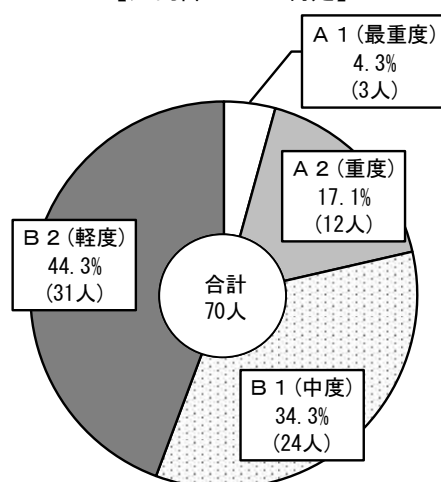
【知的障がいの判定】

(単位：人、%)

	A 1 (最重度)	A 2 (重度)	B 1 (中度)	B 2 (軽度)	合計
人数	3	12	24	31	70
割合	4.3	17.1	34.3	44.3	

資料：村健康福祉課(令和3年3月31日現在)

【知的障がいの判定】



ウ)精神障がいの等級

精神障がいの等級(数字が小さいほど重度)は、「2級」が67人と最も多く割合は59.8%と全体の約6割を占めています。次に「1級」が33人で29.5%と約3割、「3級」が12人で10.7%と約1割を占めています。

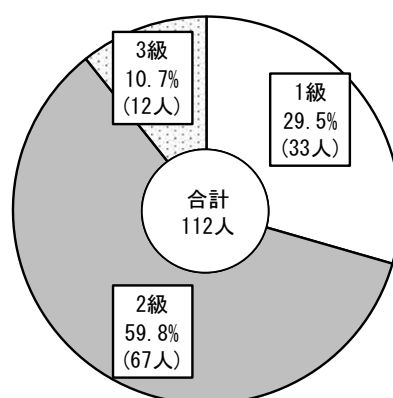
【精神障がいの等級】

(単位：人、%)

	1級	2級	3級	合計
人数	33	67	12	112
割合	29.5	59.8	10.7	

資料：村健康福祉課(令和3年3月31日現在)

【精神障がいの等級】



(5)発達支援児保育

本村では、心身に障がいのある子（発達支援児）を村内 3 保育所（園）で受け入れ、集団保育の中で適正な指導を行うことにより、健全な社会性の助長発達を促すための保育を行っています。対象となる子は平成 27 年度以降 3 保育所（園）を合わせて 3 人～7 人で推移しています。

【発達支援児保育対象児数】

(単位：人)

施設名	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
宜野座保育所	3	3	4	0	0	2
松田保育園	1	1	1	2	2	2
かなな保育園	2	2	2	1	2	2
合 計	6	6	7	3	4	6

資料：村健康福祉課(各年度 5 月 1 日現在)

(6)特別支援教育

障がいのある幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な指導及び必要な支援を行うために特別支援教育を実施しています。対象となる幼児・児童・生徒は年々増える傾向にあり、平成 28 年度の 22 人から令和 2 年度では 45 人となっています。

【特別支援教育対象児数】

(単位：人)

施設名	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
幼稚園(3園)	2	1	9	1	2
松田小学校	4	3	5	5	7
宜野座小学校	5	5	4	11	13
漢那小学校	4	5	6	7	6
宜野座中学校	4	5	7	11	12
特別支援学校	3	3	4	5	5
合 計	22	22	35	40	45

資料：村教育委員会(各年度 5 月 1 日現在)

(7)障害福祉サービスの利用

障害福祉サービスの利用では、毎年度「就労継続支援B型」の利用者が最も多く、かつ増加傾向にあり、平成30年度以降は30人を超え、令和2年度では38人となっています。

次に、「共同生活援助」の利用者が多く、令和2年度では村内に事業所が整備されたことにより、前年度より大きく増え22人が利用しています。

そのほかでは、「居宅介護」と「施設入所支援」の利用者が比較的多くなっています。

障害福祉サービス利用者の増に伴い、「計画相談支援」の利用者も増えてきており、平成28年度の49人から令和2年度では66人となっています。

【障害福祉サービス実利用者数】

(単位：人)

サービス名	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
居宅介護	3	4	11	17	15
生活介護	8	8	7	9	9
自立訓練（生活訓練）	2	0	0	0	0
就労移行支援	3	3	2	1	2
就労継続支援A型	6	7	5	10	7
就労継続支援B型	26	29	34	35	38
短期入所（福祉型）	0	0	0	1	1
短期入所（医療型）	2	2	2	2	4
療養介護	1	1	0	0	0
共同生活援助	13	11	17	16	22
施設入所支援	10	10	9	10	10
計画相談支援	49	51	53	60	66

資料：村健康福祉課（各年度3月分実績）

(8)障がい児支援サービスの利用

障がい児支援サービスの利用では、毎年度「放課後等デイサービス」の利用者が最も多く、かつ増加傾向にあり、平成28年度の18人から令和2年度では42人となっています。次に「保育所等訪問支援」の利用者が多く、かつ増加傾向にあり、令和元年度では20人と前年度の6人から大きく増え、さらに、令和2年度では28人となっています。

「児童発達支援」の利用者は、令和元年度が8人と最も少なく、そのほかの年度では12人～15人で推移しています。また、「医療型児童発達支援」は平成30年度から1人が利用しています。

児童のサービス利用の増加に伴い、「障害児相談支援」の利用者も増えてきており、平成28年度の32人から令和2年度では55人となっています。

【障害児通所支援等実利用者数】

(単位：人)

サービス名	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童発達支援	14	15	12	8	12
医療型児童発達支援	0	0	1	1	1
放課後等デイサービス	18	23	22	35	42
保育所等訪問支援	1	3	6	20	28
障害児相談支援	32	38	35	45	55

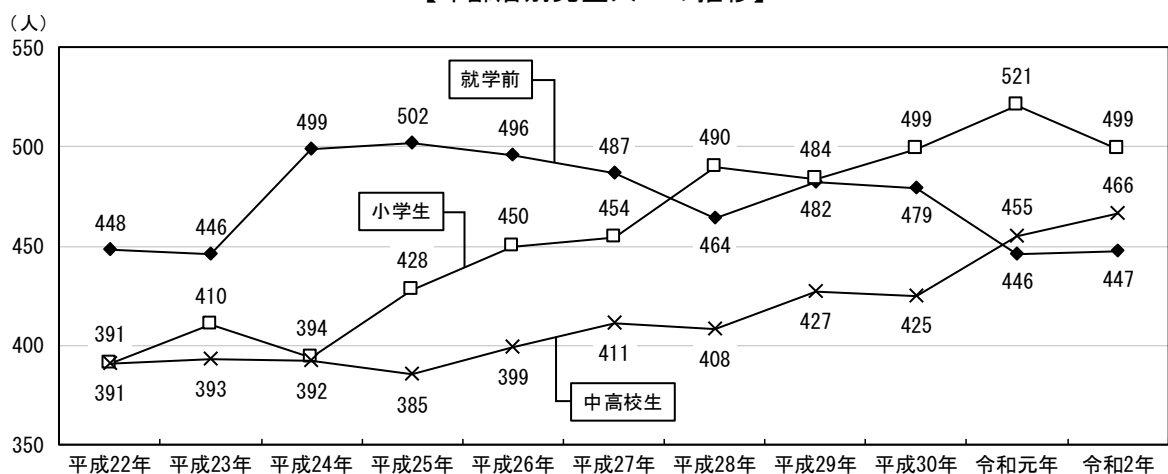
資料：村健康福祉課（各年度3月分実績）

4. 子どもの状況

(1) 年齢層別児童人口の推移

児童人口の推移を就学前(0歳～5歳)、小学生(6歳～11歳)、中高校生(12歳～17歳)の3区分で見ると、就学前の人口は平成25年の502人をピークにその後減少し、平成29年でやや増加するも平成30年から再び減少する傾向にあり、令和2年では447人となっています。小学生の人口は増加傾向にあり、平成22年の391人から令和元年では514人と、この9年間で123人の増となっています。しかし、令和2年では499人とやや減少しています。中高校生の人口も平成25年が385人で、その後は増加傾向にあり、令和2年では466人と、この7年間で81人の増となっています。

【年齢層別児童人口の推移】



資料：住民基本台帳(各年3月31日現在)

(2) 保育所(園)入所児数

令和2年度の村内保育施設は、村立保育所が1か所、私立保育園が2か所(分園を含む)の計3か所となっています。

入所児数(広域利用含む)は、平成27年度以降では平成28年度が273人と最も少なく、その後は年々増加し令和元年度が310人と最も多くなっています。しかし、令和2年度では296人とやや減少しています。

【保育所(園)入所児数】

(単位：人)

保育所(園)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
宜野座保育所	78	73	82	79	79	75
松田保育園	105	104	109	118	117	86
光保育園(松田保育園分園)					—	22
かなな保育園	107	96	102	101	112	111
広域利用(認定こども園含む)				5	2	2
計	290	273	293	303	310	296

資料：村健康福祉課(各年度4月1日現在) ※光保育園は令和元年6月1日開所

(3)幼稚園在園児数

村内の幼稚園は、公立幼稚園が3園で、在園児数は平成27年度以降70人～90人の間で推移しており、令和2年度では76人となっています。

【幼稚園在園児数の推移】

(単位：人)

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
松田幼稚園	28	22	17	26	19	21
宜野座幼稚園	41	42	36	43	37	44
漢那幼稚園	22	19	18	27	13	11
計	91	83	71	96	69	76

資料：村教育委員会(各年度5月1日現在)

(4)小・中学校生徒数

村内の小学校は3校で、生徒数は平成27年度以降451人～510人の間で推移しており、令和2年度では492人となっています。

また、中学校は1校で、生徒数は平成27年度以降増減をくり返しながらも増加する傾向にあり、令和元年度では234人と最も多く、次に令和2年度が231人となっています。

【小・中学校生徒数】

(単位：人)

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
松田小学校	113	123	125	126	139	132
宜野座小学校	223	232	227	237	238	234
漢那小学校	115	125	123	129	133	126
計	451	480	475	492	510	492
宜野座中学校	206	205	224	207	234	231

資料：村教育委員会(各年度5月1日現在)

(5)ひとり親世帯

ア)ひとり親世帯出現率

本村の母子世帯数は、平成 25 年と平成 30 年が 125 世帯で、平成 20 年の 61 世帯から倍以上増えています。また、父子世帯も平成 25 年と平成 30 年が 29 世帯で、平成 20 年の 10 世帯から約 3 倍に増えています。

母子世帯の出現率は、平成 20 年では沖縄県、中部管内より低くなっていますが、平成 25 年と平成 30 年では、依然中部管内よりは低いものの、沖縄県より高くなっています。

一方、父子世帯の出現率は、平成 20 年では沖縄県、中部管内より低くなっていますが、平成 25 年と平成 30 年では沖縄県、中部管内より高くなっています。

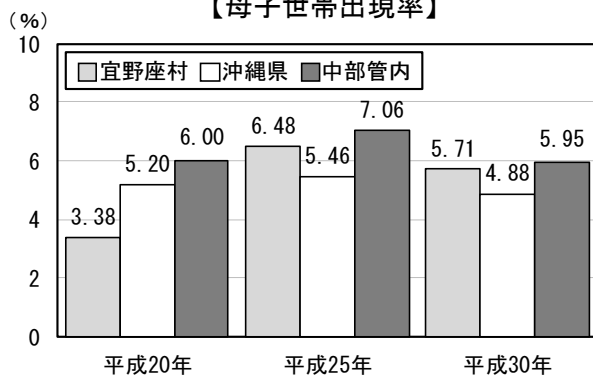
【ひとり親世帯数】

(単位：世帯)

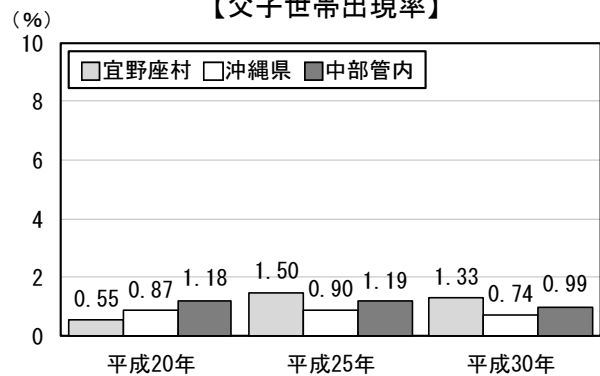
	平成 20 年	平成 25 年	平成 30 年
総世帯数	1,806	1,928	2,188
母子世帯数	61	125	125
父子世帯数	10	29	29

資料：沖縄県ひとり親世帯等実態調査報告書（5年ごとに調査）

【母子世帯出現率】



【父子世帯出現率】



出現率：(母子世帯数又は父子世帯 / 総世帯数) * 100

イ)児童扶養手当支給世帯

児童扶養手当の支給世帯数は、平成 28 年度以降 80 世帯程度で推移しています。また、総世帯数に占める児童扶養手当支給世帯の割合は、平成 28 年度までは 4% 台、平成 29 年度以降は 3% 台で推移しています。

【児童扶養手当支給状況】

(単位：世帯、%)

	総世帯数 (A)	児童扶養手当支給世帯	
		世帯数 (B)	割合 (B / A)
平成 26 年度	1,976	95	4.8
平成 27 年度	2,003	90	4.5
平成 28 年度	2,060	84	4.1
平成 29 年度	2,152	76	3.5
平成 30 年度	2,175	85	3.9
令和元年度	2,256	82	3.6

資料：村健康福祉課

(6) 就学援助費

就学援助費には、「要保護」と「準要保護」があり、小・中学校合わせると「要保護」の対象となる児童生徒数は、この4年間で7人～11人と大きな変動はなく推移しています。一方、「準要保護」の対象となる児童生徒数は平成30年度以降100人余りで推移していますが、徐々に増加する傾向がうかがえます。

在籍児童生徒数に対する就学援助費の支給率は、この4年間では平成30年度と令和2年度が15.6%と高く、次に令和元年度が14.7%となっています。

【就学援助費支給状況】

(単位：人、%)

	平成29年度			平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計
児童生徒数	475	224	699	492	207	699	510	234	744	492	231	723
要保護	3	4	7	4	3	7	5	2	7	7	4	11
準要保護	67	26	93	68	34	102	64	38	102	72	30	102
合計	70	30	100	72	37	109	69	40	109	79	34	113
支給率	14.7	13.4	14.3	14.6	17.9	15.6	13.5	17.1	14.7	16.1	14.7	15.6

資料：教育委員会(各年度5月1日現在)

(支給率=支給合計/児童生徒数×100)

資料編 2 地域福祉計画に関する村民アンケート調査(主な調査結果の報告)

1. 調査の概要

(1) 調査の目的

「宜野座村地域福祉計画」の見直しにあたり、村民の地域福祉に対する考え方や地域活動、ボランティア活動などへの参加の状況等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に、本調査を実施しました。

(2) 実施主体

宜野座村 健康福祉課

(3) 調査対象

令和2年7月3日時点で施設入所者、外国人を除いた、宜野座村に住所を有する20代から80代の方の中から、行政区別、性別、年代別のバランスに配慮して1,000人を無作為に抽出し、調査対象者としてしました。

(4) 調査の方法

アンケートは郵送による配布・回収を行いました。

(5) 調査期間

令和2年7月16日～令和2年8月31日

(6) アンケート配布・回収状況

アンケートの配布数1,000件に対し、回収数は486件で、回収率は48.6%となっています。行政区別の回収率をみると、惣慶区が62.4%と最も高く、福山区と城原区が各34%台で低い結果となっています。

行政区別アンケート配布・回収状況

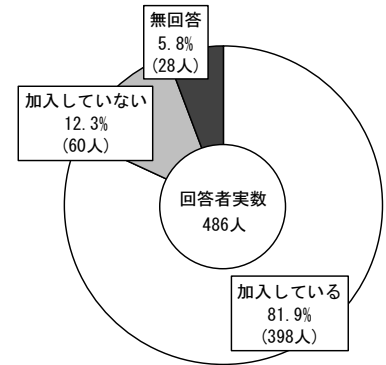
行政区	配布数	回収数	回収率
福山区	153	52	34.0%
惣慶区	173	108	62.4%
松田区	178	85	47.8%
宜野座区	176	93	52.8%
城原区	147	50	34.0%
漢那区	173	93	53.8%
無回答	—	5	—
計	1,000	486	48.6%

2. 主な調査結果の報告

(1) 自治会加入の有無

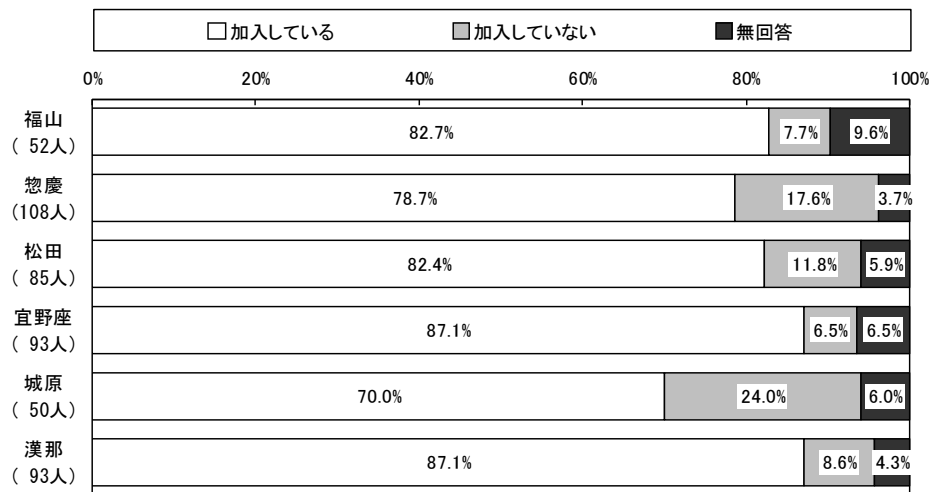
○「加入している」が81.9%で、前回調査の75.8%から6.1ポイント高くなっています。

自治会加入の有無



○行政区別にみると、加入率は「宜野座区」と「漢那区」が87.1%と最も高く、「城原区」が70.0%と最も低くなっています。

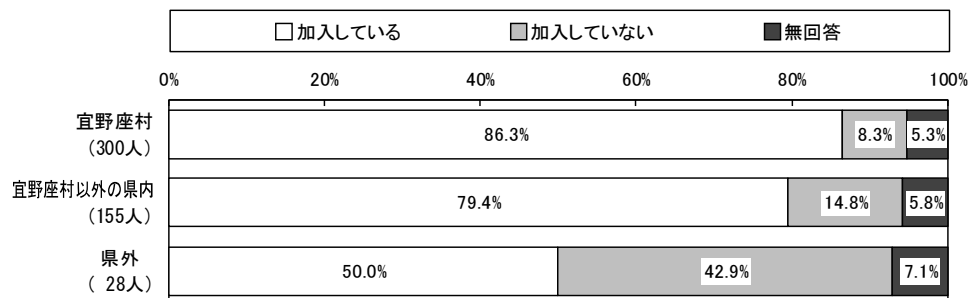
自治会加入の有無（行政区別）



○出身地別の加入率をみると、出身地が「宜野座村」の方では86.3%、「宜野座村以外の県内」の方でも79.4%とほぼ8割を占めます。

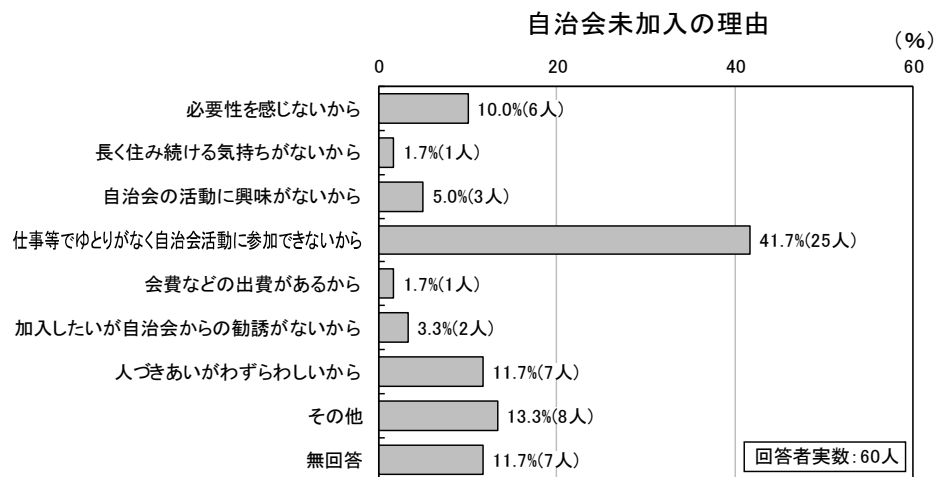
○一方、出身地が「県外」の方の加入率は50.0%となっています。

自治会加入の有無（出身地別）



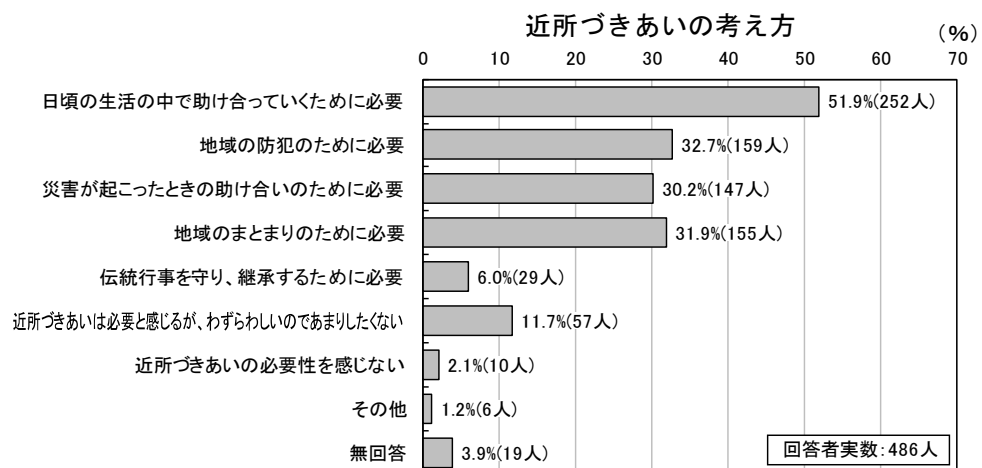
(2) 自治会未加入の理由

- 「仕事等でゆとりがなく自治会活動に参加できないから」が 41.7%と最も高く、前回調査と比べると 3.8 ポイント高くなっています。
- 「長く住み続ける気持ちがないから」は前回は 13.6%と 2 番目に高かったのが、今回は 1.7%と最も低くなっています。



(3) 近所づきあいの考え方（複数回答）

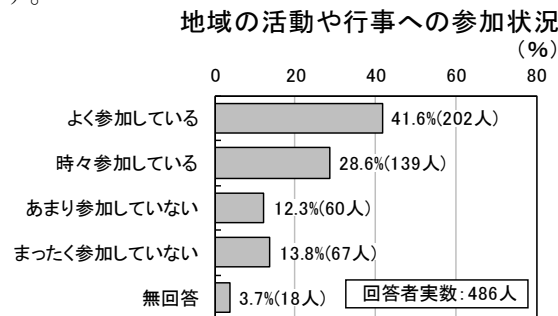
- 近所づきあいは、「日頃の生活の中で助け合っていくために必要」が 51.9%と最も高くなっています。
- 次に「地域の防犯のために必要」、「災害が起こったときの助け合いのために必要」、「地域のまとまりのために必要」がいずれも 30%余りの比率となっています。
- 一方、「近所づきあいは必要と感じるが、わずらわしいのであまりしたくない」が 11.7%、「近所づきあいの必要性を感じない」が 2.1%となっています。
- 前回調査と比べると、「日頃の生活の中で助け合っていくために必要」が 10.2 ポイント低くなっています。一方、「地域の防犯のため必要」が 5.0 ポイント高く、「災害が起こったときの助け合いのために必要」も 7.2 ポイント高くなっています。日頃の助け合いより、防犯や災害時のために必要と考える方が増えています。



(4) 地域の活動や行事への参加状況

○地域の活動や行事(地域の美化、清掃、敬老会、スポーツ大会等)への参加については、「よく参加している」が41.6%、「時々参加している」が28.6%で、合わせると70.2%の方が参加しています。

○前回調査と比べると、「よく参加している」と「時々参加している」を合わせた比率は、4.7ポイント低くなっています。



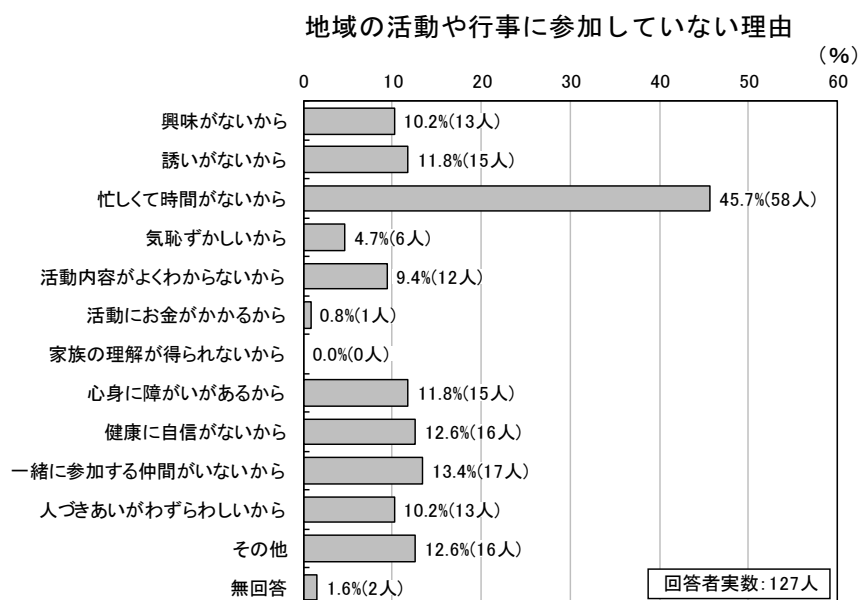
(5) 地域の活動や行事に参加していない理由（複数回答）

地域の活動や行事に「あまり参加していない」、「全く参加していない」と答えた方への質問。

○「忙しくて時間がないから」が45.7%と最も高く、そのほかの理由については、13.4%以下の比率となっています。

○「一緒に参加する仲間がないから」、「誘いが無いから」、「気恥ずかしいから」、「活動内容がよくわからないから」という理由で参加していない方もいることから、参加への呼びかけ等により、参加につながる方もいると思われます。

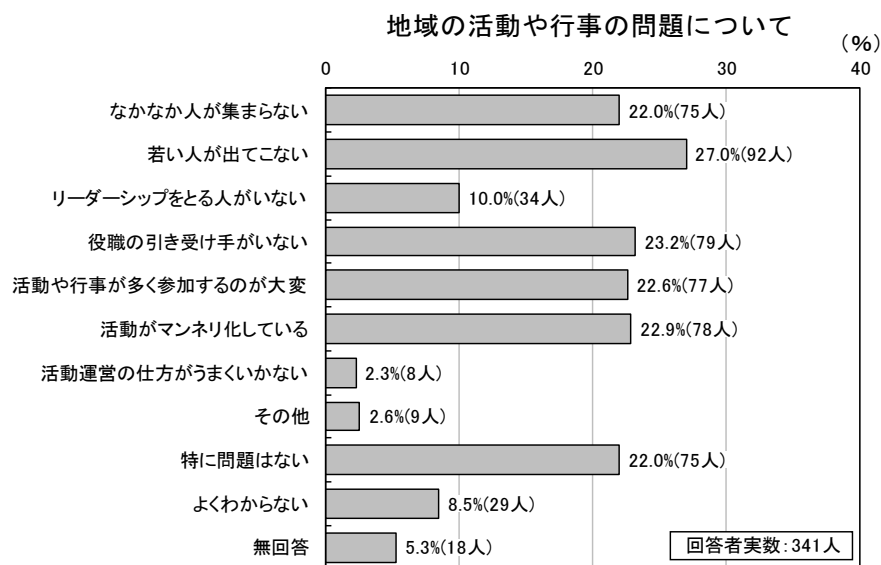
○前回調査と比べると、「忙しくて時間がないから」は3.0ポイント高くなっています。



(6) 地域の活動や行事に関する問題（複数回答）

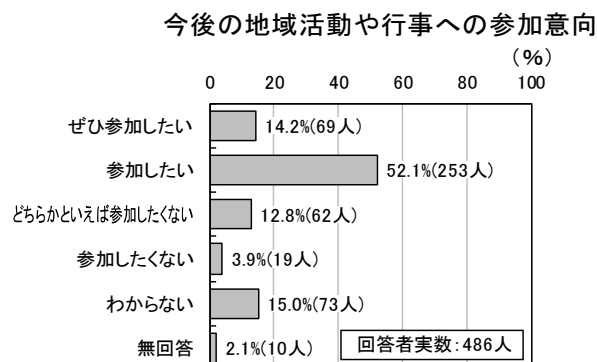
地域の活動や行事に「よく参加している」、「時々参加している」と答えた方への質問。

- 「若い人が出てこない」が 27.0%と最も高くなっています。
- 「役職の引き受け手がいない」、「活動がマンネリ化している」、「活動や行事が多く参加するのが大変」、「なかなか人が集まらない」も 20%台前半の比率となっています。
- 前回調査と比べると、前は「活動や行事が多く参加するのが大変」が 28.2%と最も高かったのが、今回は 5.6 ポイント低下し、4 番目に高い比率となっています。
- 一方、「若い人が出てこない」、「役職の引き受け手がいない」は、前回よりそれぞれ 5.8 ポイント、6.7 ポイント高くなっています。



(7) 地域活動や行事への今後の参加意向

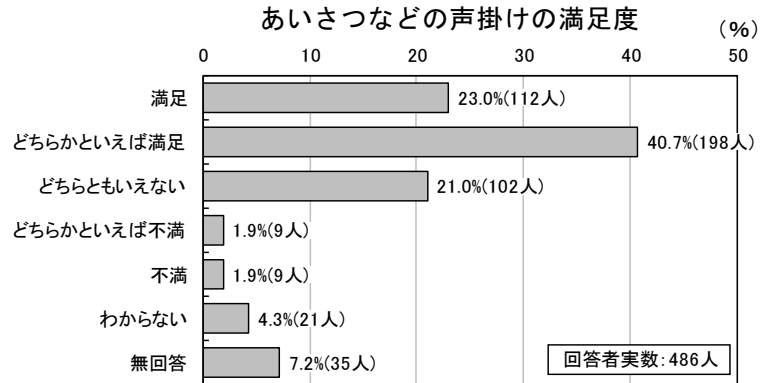
- 地域の活動や行事への今後の参加については、「参加したい」が 52.1%と最も高く、「ぜひ参加したい」の 14.2%を合わせると、66.3%の方が参加したいと考えています。
- 前回調査と比べると、「ぜひ参加したい」が 3.8 ポイント低く、そのほかの参加意向については、前回とほぼ同程度の比率となっています。



(8) 地域における満足度・重要度（前回未調査）

① あいさつなどの声掛けの満足度

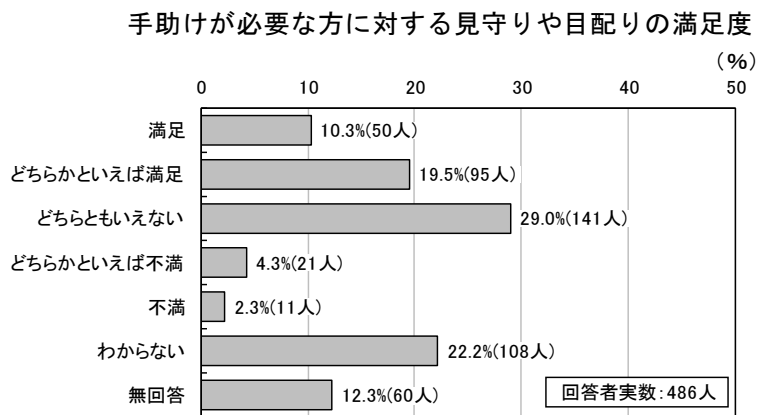
○ 「どちらかといえば満足」が40.7%と最も高く、次に「満足」が23.0%で、合わせると満足と答えた比率は63.7%となっています。



② 手助けが必要な方に対する見守りや目配りの満足度

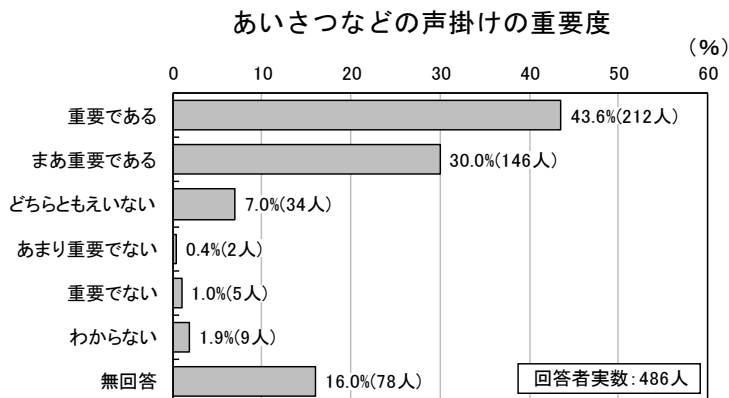
○ 「どちらともいえない」が29.0%と最も高く、次に「わからない」が22.2%で、合わせると51.2%となっています。

○ 一方、「どちらかといえば満足」が19.5%、「満足」が10.3%で、合わせると満足と答えた比率は29.8%となっています。



③ あいさつなどの声掛けの重要度

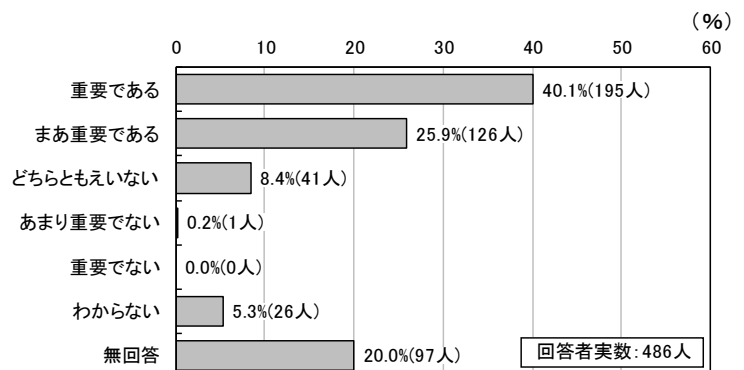
○ 「重要である」が43.6%と最も高く、次に「まあ重要である」が30.0%で、合わせると重要と答えた比率は73.6%となっています。



④手助けが必要な方に対する見守りや目配りの重要度

○「重要である」が40.1%と最も高く、次に「まあ重要である」が25.9%で、合わせると重要と答えた比率は66.0%となっています。

手助けが必要な方に対する見守りや目配りの重要度



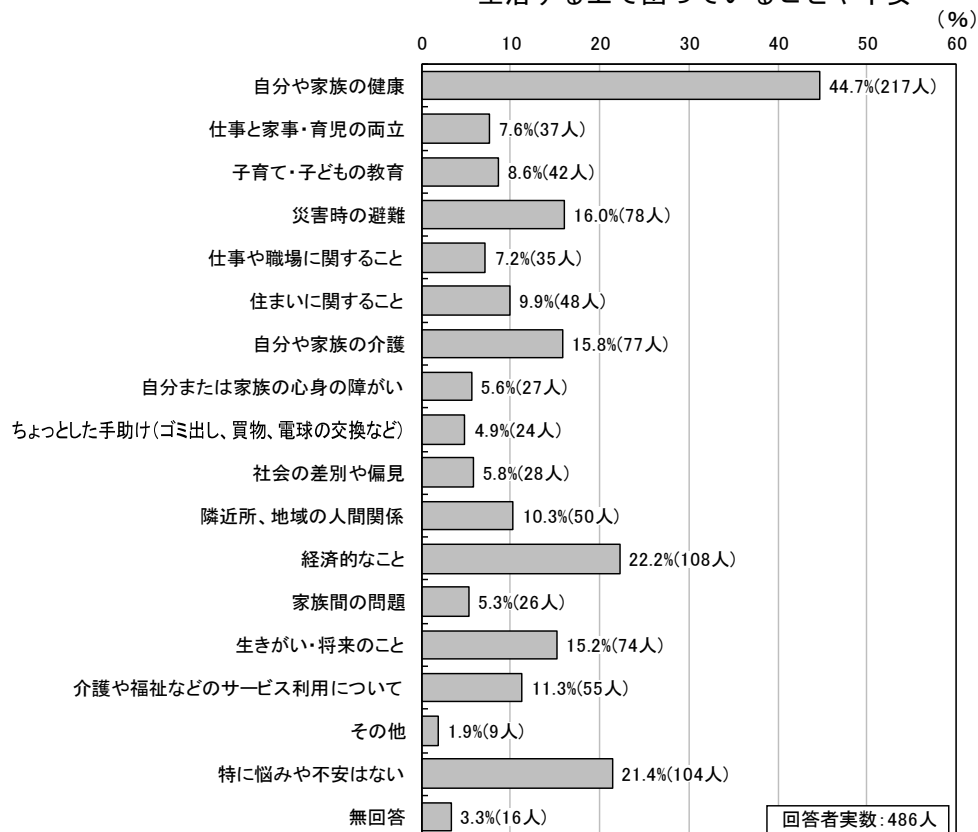
(9)生活する上で困っていることや不安（複数回答）

○「特に悩みや不安はない」と「無回答」を除いた、75.3%の方が何らかの困っていることや不安を持っています。

○具体的には「自分や家族の健康」が44.7%と最も高く、次に「経済的」なことが22.2%となっています。

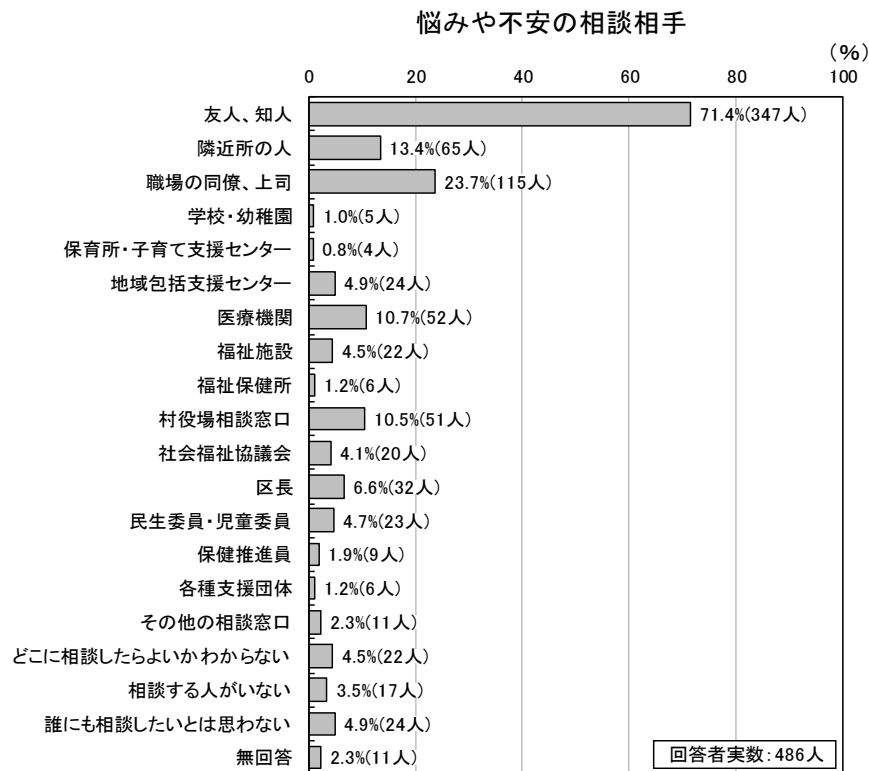
○また、「災害時の避難」が16.0%、「自分や家族の介護」が15.8%、「生きがい・将来のこと」が15.2%と比較的高い比率となっています。

生活する上で困っていることや不安



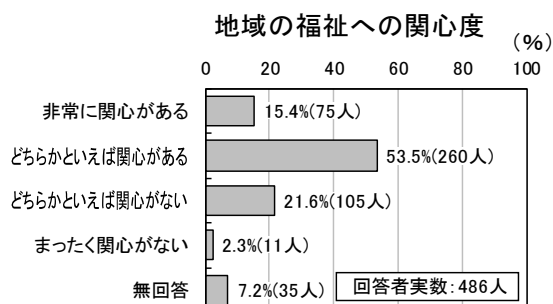
(10) 家族や親族以外の相談相手・相談先（複数回答__前回未調査）

- 「友人」が71.4%と最も高く、次に「職場の同僚、上司」が23.7%となっています。
- 一方、「どこに相談したらよいかわからない」や「相談する人がいない」といった、悩みや不安を相談できずにいる方がそれぞれ4.5%、3.5%となっています。また、「誰にも相談したいとは思わない」が4.9%となっています。



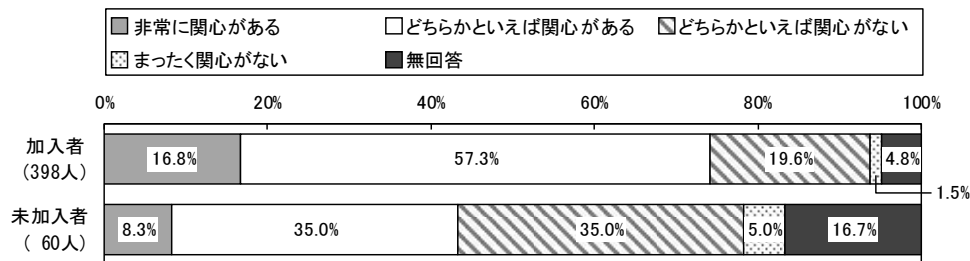
(11) 地域の福祉への関心度

- 「どちらかといえば関心がある」が53.5%と最も高く、「非常に関心がある」の15.4%を合わせると、68.9%が福祉に関心を持っています。
- 前回調査と比べると、「どちらかといえば関心がある」はほぼ同率ですが、「非常に関心がある」は5.5ポイント低く、「どちらかといえば関心がない」は4.1ポイント高くなっています。



○自治会加入の有無でみると、「非常に関心がある」と「どちらかといえば関心がある」は、いずれも「加入者」の比率が高く、2つを合わせた比率は「加入者」が74.1%、「未加入者」が43.3%となっています。

地域の福祉への関心度（自治会加入の有無別）



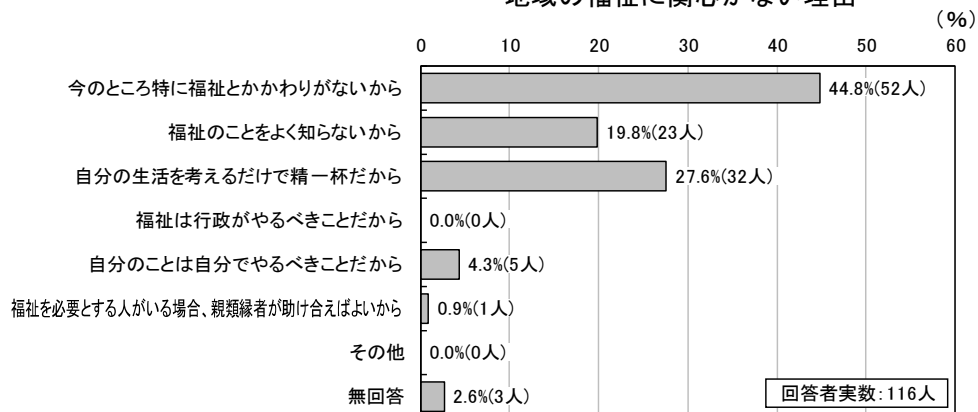
(12) 地域の福祉に関心がない理由

地域の福祉について「どちらかといえば関心がない」、「まったく関心がない」と答えた方への質問。

○「今のところ特に福祉とかかわりがないから」が44.8%と最も高く、次に「自分の生活を考えるだけで精一杯だから」が27.6%、「福祉のことをよく知らないから」が19.8%となっています。

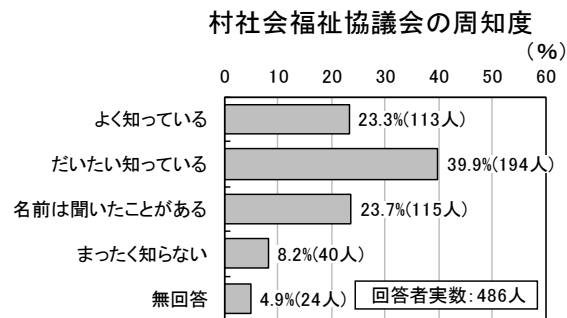
○前回調査と比べると、「今のところ特に福祉とかかわりがないから」は6.5ポイント低く、「自分の生活を考えるだけで精一杯だから」は8.8ポイント高くなっています。

地域の福祉に関心がない理由



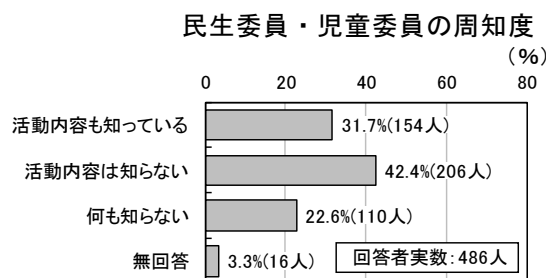
(13) 村社会福祉協議会の周知度

- 「だいたい知っている」が 39.9%と最も高く、「よく知っている」の 23.3%を合わせると、63.2%の方が周知しています。
- 前回調査と比べると、「だいたい知っている」は 3 ポイント低くなっていますが、「よく知っている」は 5.3 ポイント高くなっています。



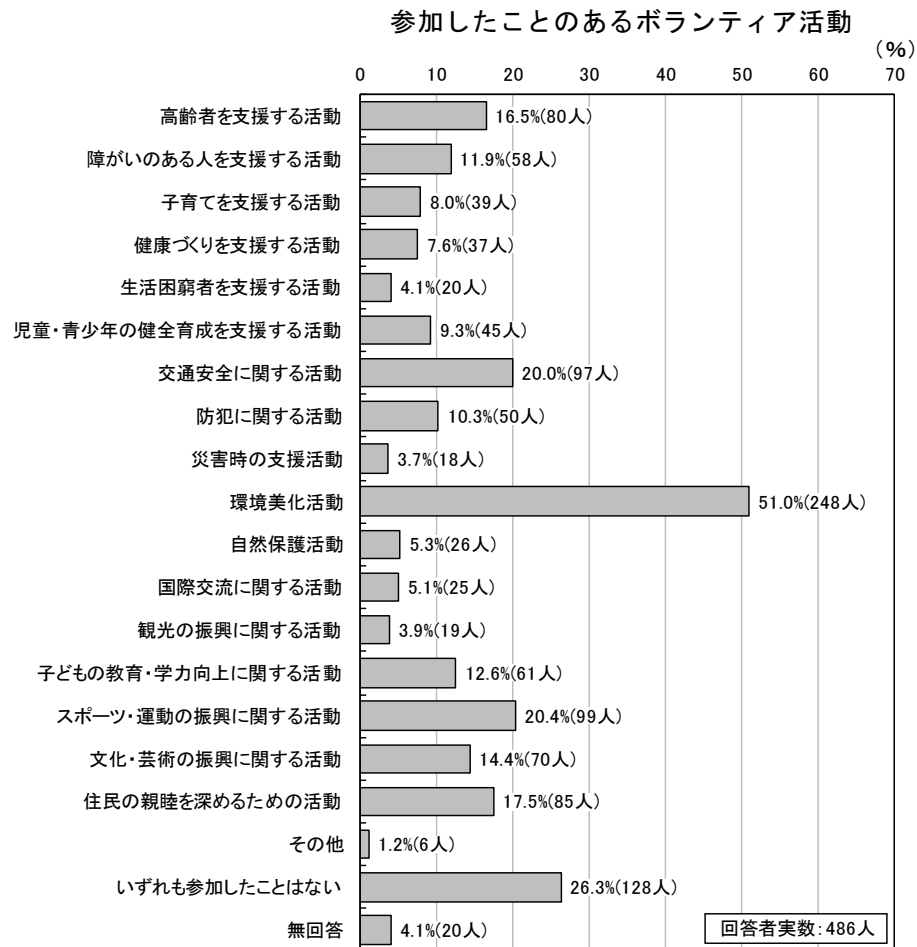
(14) 民生委員・児童委員の周知度

- 「活動内容は知らない」が 42.4%と最も高く、次に「活動内容も知っている」が 31.7%となっています。
- 前回調査と比べると、「活動内容は知らない」は 3.1 ポイント低く、「活動内容も知っている」は 5.4 ポイント高くなっています。



(15) 参加したことがあるボランティア活動（複数回答）

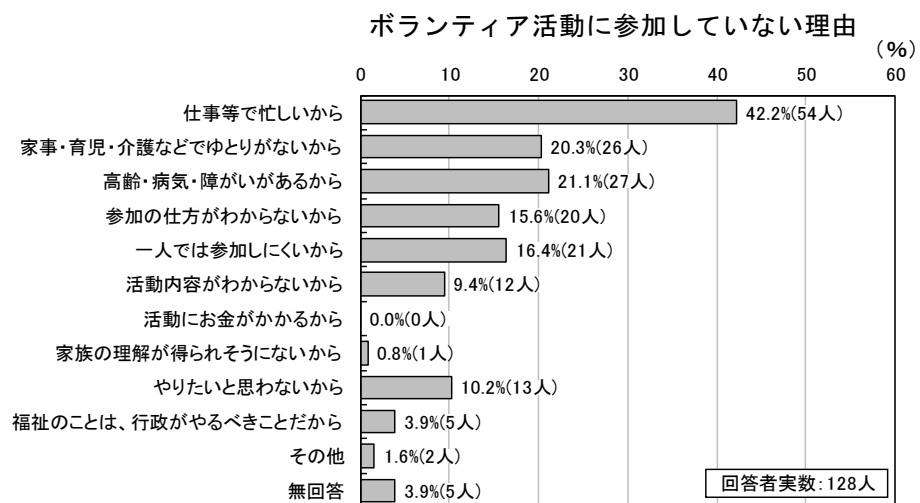
- 「いずれも参加したことはない」の26.3%と「無回答」の4.1%を除いた、69.6%の方が何らかのボランティア活動に参加しています。
- 参加したことがある活動の中では、「環境美化活動」が51.0%と最も高くなっています。次に、「スポーツ・運動の振興に関する活動」が20.4%、「交通安全に関する活動」が20.0%となっています。
- 前回調査と比べても、各ボランティア活動の比率はほぼ同程度となっています。



(16) ボランティア活動に参加していない理由（複数回答）

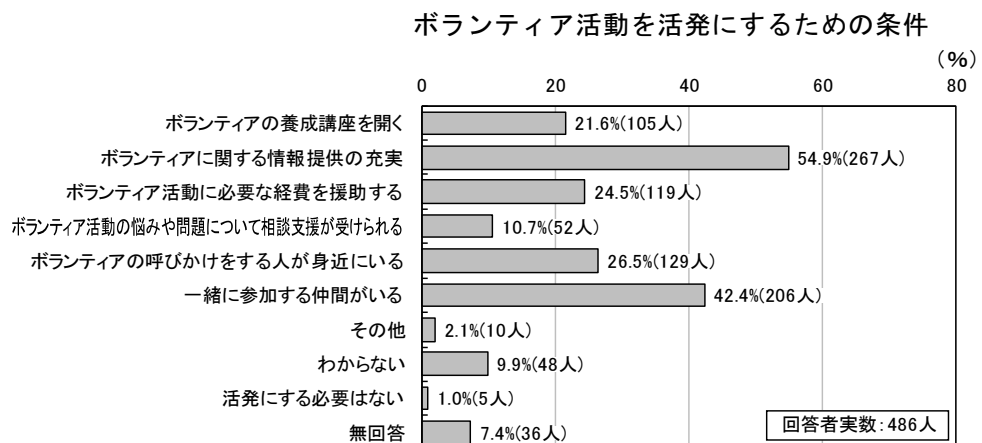
ボランティア活動に「いずれも参加したことはない」と答えた方への質問。

- 「仕事等で忙しいから」が42.2%と最も高くなっています。そのほか、「高齢・病気・障がいがあるから」、「家事・育児・介護などでゆとりがないから」といった理由が各20%台と比較的高い比率となっています。
- また、「一人では参加しにくい」、「参加の仕方がわからないから」、「活動内容がわからないから」といった理由もあり、参加のための働きかけをすることで、参加につながる方もいると考えられます。
- 前回調査と比べると、「家事・育児・介護などでゆとりがないから」、「参加の仕方がわからないから」はそれぞれ5.8ポイント、5.3ポイント高くなっていますが、そのほかの理由については前回とほぼ同程度の比率となっています。



(17) ボランティア活動を活発にするための条件（複数回答）

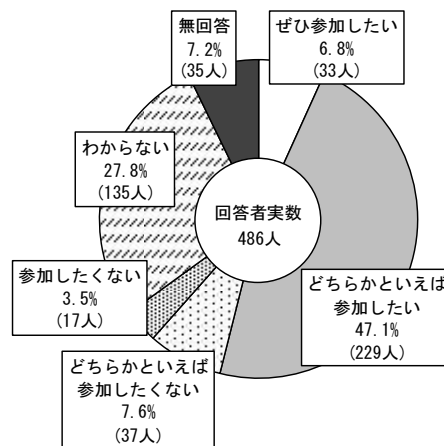
- 「ボランティアに関する情報提供の充実」が54.9%と最も高く、次に「一緒に参加する仲間がいる」が42.4%となっています。
- 前回調査と比べると、「一緒に参加する仲間がいる」は5ポイント高くなっていますが、そのほかの条件についてはほぼ同程度の比率となっています。



(18) 今後のボランティア活動への参加意向

- 「どちらかといえば参加したい」が47.1%と最も高く、「ぜひ参加したい」が6.8%で、合わせると53.9%の方が参加したいと考えています。
- また、「わからない」が27.8%と2番目に高くなっています。
- 前回調査と比べると、「ぜひ参加したい」は3.2ポイント低くなっていますが、「どちらかといえば参加したい」と「わからない」は3ポイント程度高くなっています。

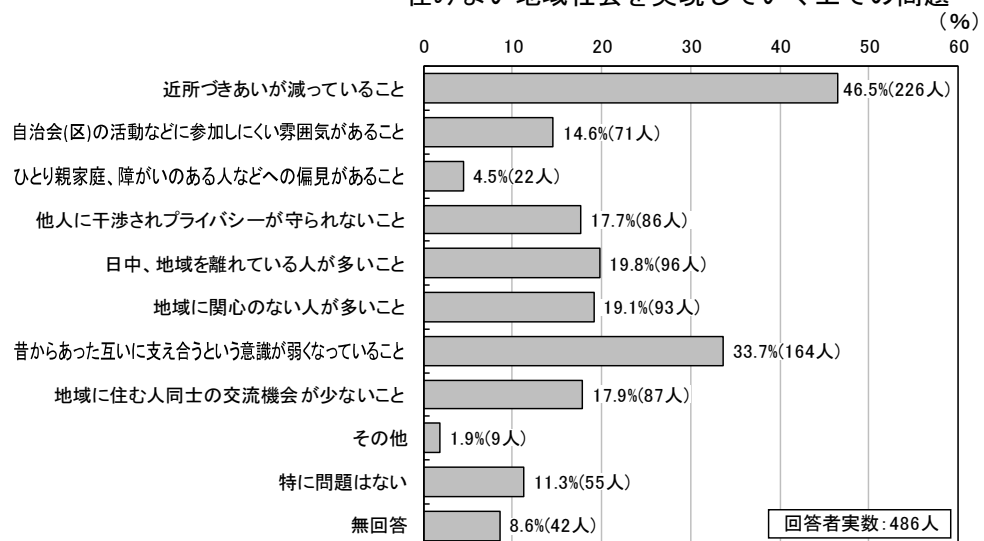
今後のボランティア活動への参加意向



(19) 住みよい地域社会を実現していく上での問題（複数回答）

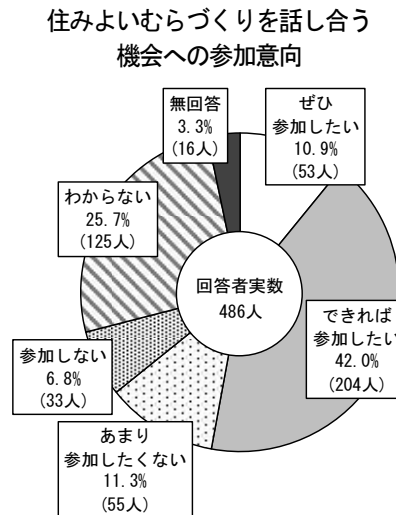
- 地域の人々がお互いを合わせて、住みよい地域社会を実現していく上で問題となること。○
- 「近所づきあいが減っていること」が46.5%と最も高く、次に「昔からあった互いに支え合うという意識が弱くなっていること」が33.7%で、住民同士のつながりが希薄になってきていると感じている方が多いと言えます。
- 前回調査と比べると、「近所づきあいが減っていること」は7.9ポイント高くなっていますが、そのほかの問題については、前回とほぼ同程度の比率となっています。

住みよい地域社会を実現していく上での問題



(20) 住みよいむらづくりを話し合う機会への参加意向

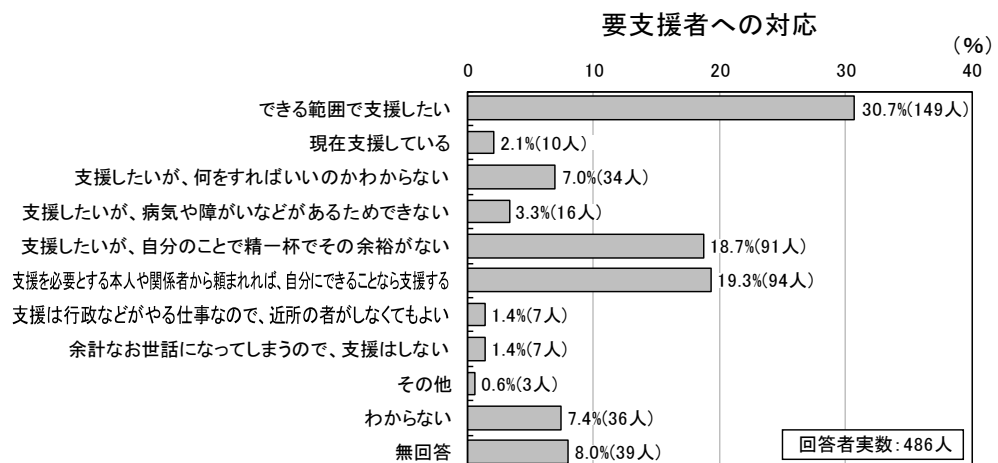
- 「できれば参加したい」が 42.0%、「ぜひ参加したい」が 10.9%で、合わせると 52.9%の方が参加したいと思っています。
- 前回調査と比べても、参加意向の比率はほぼ同程度となっています。



(21) 要支援者への対応

隣近所に周りからの支援を必要とする方がいる場合の対応について。

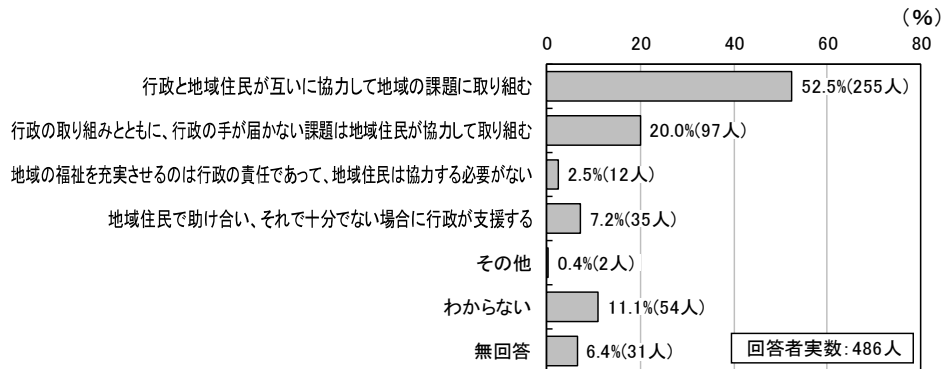
- 「わからない」(7.4%)と「無回答」(8.0%)を除いた、84.6%の方が支援したい考えを持っており、中でも「できる範囲で支援したい」が 30.7%と最も高くなっています。
- 次に「支援を必要とする本人や関係者から頼まれれば、自分にできることなら支援する」が 19.3%、「支援したいが、自分のことで精一杯でその余裕がない」が 18.7%となっています。
- 前回調査と比べても、要支援者への対応の比率はほぼ同程度となっています。



(22) 地域福祉における行政と地域住民との関わり

- 「行政と地域住民が互いに協力して地域の課題に取り組む」（公私協働型）が 52.5%と最も高く、次に「行政の取り組みとともに、行政の手の届かない課題は地域住民が協力して取り組む」（行政先行型）が 20.0%となっています。
- 多くの方が行政との協力体制が必要と感じています。
- 「地域住民で助け合い、それで十分ではない場合に行政が支援」（住民先行型）が 7.2%と低率ですが、まずは地域における住民同士の助け合いを優先する方がいると思われます。
- 前回調査と比べると、公私協働型の比率は 3.2 ポイント高く、行政先行型の比率は 4.9 ポイント低くなっています。

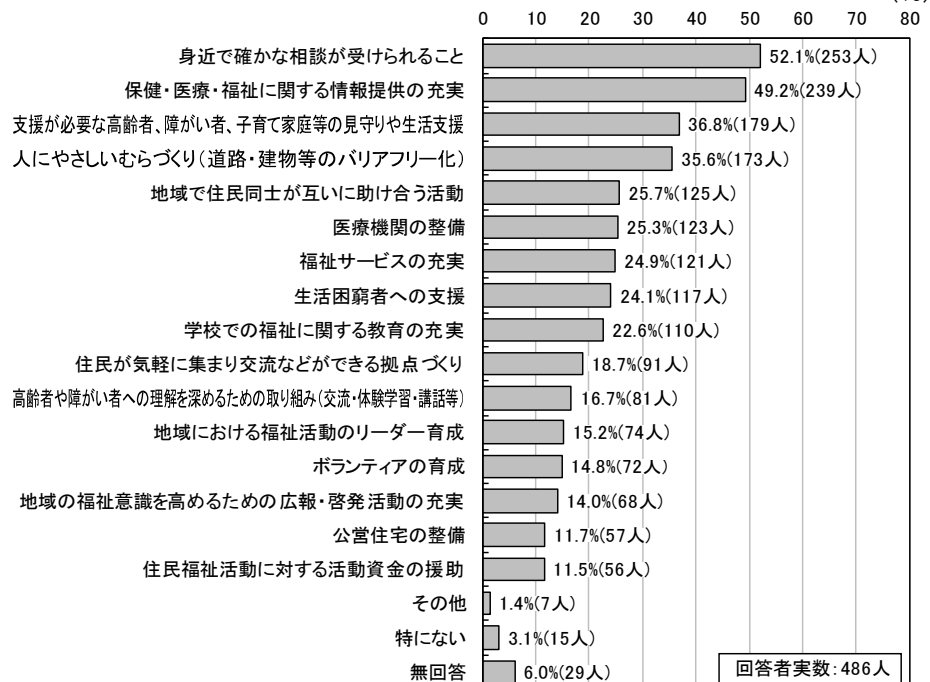
地域福祉における行政と地域住民との関わり



(23) 福祉の充実を図るために必要なこと（複数回答）

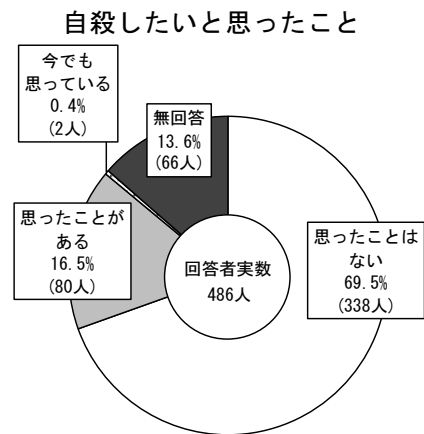
- 「身近で確かな相談が受けられること」が 52.1%と最も高く、次に「保健・福祉・医療に関する情報提供の充実」が 49.2%で、相談と情報提供に対するニーズが高いと言えます。
- 前回調査と比べると、「身近で確かな相談が受けられること」は 5.2 ポイント低く、「地域で住民同士が互いに助け合うこと」も 7.2 ポイント低くなっています。一方、「生活困窮者への支援」は 5.1 ポイント高くなっています。

福祉の充実を図るために必要なこと



(24) これまでの人生のなかで、本気で自殺したいと思ったこと

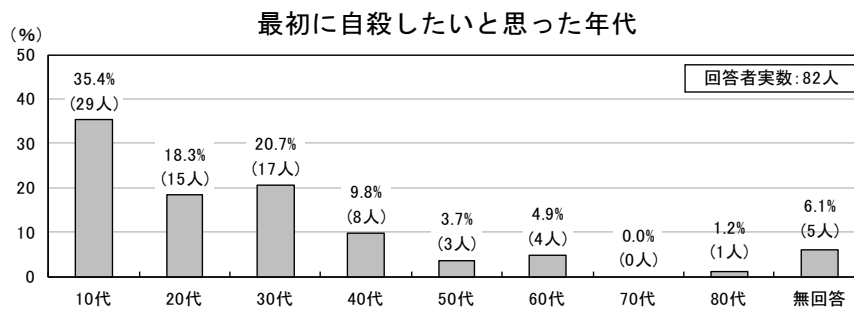
- 「思ったことがある」が 16.5%、「今でも思っている」が 0.4%となっています。



(25) 最初に自殺したいと思った年代

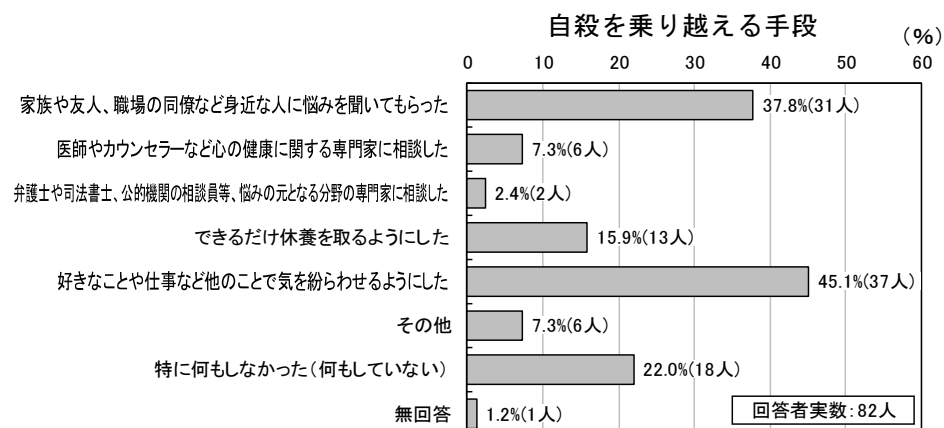
これまでの人生のなかで、本気で自殺したいと「思ったことがある」または「今でも思っている」と答えた方への質問。

- 「10代」が 35.4%と最も高く、次に「30代」が 20.7%、「20代」が 18.3%で、「10代」から「30代」で全体の 74.4%を占めます。



(26) 自殺を乗り越える手段（複数回答）

- 「好きなことや仕事など他のことで気を紛らわせるようにした」が 45.1%と最も高く、次に「家族や友人、職場の同僚など身近な人に悩みを聞いてもらった」が 37.8%、「できるだけ休養を取るようにした」が 15.9%となっています。
- 一方、「特に何もしなかった（何もしていない）」が 22.0%と3番目に高くなっています。
- 医師やカウンセラーなどの心の専門家や悩みの元となる分野の専門家への相談は低率で、専門家への相談はハードルが高いと感じている方や普段面識のない専門家とのやりとりに抵抗を感じる方が多いことが考えられます。



資料編3 宜野座村の社会資源

宜野座村の社会資源（令和3年7月末時点）

分類	名称	備考
関係団体・組織等	宜野座村民生委員児童委員協議会	委員 12名
	障がい児親の会（ていんの会）	会員 15名
	障がい者家族会（ひるぎの会）	会員 40名
	母子寡婦福祉会	会員 25名
	老人クラブ連合会 松田（170名） 宜野座（323名） 惣慶（270名） 福山（31名） 漢那（302名） 城原（94名）	会員 1,190名
	子ども会※親（子） 松田（194名） 宜野座（135名） 惣慶（204名） 福山（30名） 漢那（124名） 城原（34名）	会員 721名
	青年会 松田（80名） 宜野座（60名） 惣慶（35名） 福山（10名） 漢那（48名） 城原（15名）	会員 248名
	婦人会 松田（120名） 宜野座（153名） 惣慶（190名） 福山（0名） 漢那（150名） 城原（0名）	会員 613名
	成人会 松田（70名） 宜野座（104名） 惣慶（80名） 福山（13名） 漢那（140名） 城原（35名）	会員 442名
	壮年会（五十六会） 松田（53名） 宜野座（48名） 惣慶（60名） 福山（0名） 漢那（56名） 城原（0名）	会員 217名
	P T A（保護者のみ） 松田小学校（94名） 宜野座小学校（175名） 漢那小学校（94名） 宜野座中学校（216名）	579名
	スポーツ振興会 松田（24名） 宜野座（18名） 惣慶（14名） 福山（11名） 漢那（17名） 城原（13名）	役員 97名
	農業青年クラブ連絡協議会	会員 20名
	宜野座村商工会	職員4名 会員207名
	宜野座村緑化振興会	職員2名 会員 28名
	相談員・協力員等	民生委員児童委員（主任児童委員 名を含む）
行政相談員		1名
人権擁護委員		3名
スクールソーシャルワーカー		1名
母子保健推進員		14名
ボランティア		団体登録 9団体 個人登録 1名

分 類	名 称	備 考
福祉施設	宜野座村地域福祉センター	1 箇所
	宜野座村障害者福祉センター	1 箇所
	地域包括支援センター（村健康福祉課）	1 箇所
	特別養護老人ホーム（でいご園）	1 箇所
	地区学習等併用施設（惣慶、宜野座、福山、漢那、城原、松田）	6 箇所
	保育所・園（宜野座保育所、かんな保育園、松田保育園）	3 箇所
	地域子育て支援センター（かんな保育園）	1 箇所
	子どもの居場所（エステージ、わらばーはうす）	2 箇所
	放課後児童クラブ（松田、宜野座、惣慶、漢那）	4 箇所
	老人福祉施設（松寿館<松田区>、宜野座区老人レクリエーションセンター、長寿の館<惣慶区>、浜の家<漢那区>）	4 箇所
	城原区レクリエーションセンター	1 箇所
介護保険事業所 及び関連施設	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム でいご園）	1 箇所
	認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム 虹の家）	1 箇所
	小規模多機能型居宅介護事業所（新がらまんの里）	1 箇所
	居宅介護支援事業所（かけはし、愛安、社協、かんなの里、まる）	5 箇所
	通所介護事業所（えにし、介護センターかんな、にじ、社協）	4 箇所
	介護予防通所介護事業所（社協）	1 箇所
	訪問介護事業所（社協、えがお）	2 箇所
	訪問看護事業所（桑の実、かんなの里）	2 箇所
	介護予防訪問介護事業所（社協）	1 箇所
	通所リハビリテーション事業所（かんな病院）	1 箇所
	介護予防通所リハビリテーション事業所（かんな病院）	1 箇所
	有料老人ホームかけはし（介護センターかんな）	1 箇所
	住宅型有料老人ホームかんなの里	1 箇所
	株式会社 三聖（介護タクシーのぞ）	1 箇所
障害福祉サー ビス事業所及 び関連施設	就労継続支援 B 型事業所（はばたき、アニマート）	2 箇所
	相談支援事業所（ハピネス）	1 箇所
	地域活動支援センター（アイリス）	1 箇所
	放課後等児童デイサービス事業所（はッピーふれんど、アニマート、アクア）	3 箇所
	グループホーム（和楽）	1 箇所
保健・医療施設	宜野座村保健相談センター	1 箇所
	病院（かんな病院）	1 箇所
	地域医療支援センター（かんな病院）	1 箇所
公民館	中央公民館	1 箇所
	地区公民館（松田、宜野座、惣慶、福山、漢那、城原）	6 箇所

分 類	名 称	備 考
教育・文化施設	宜野座村文化センター	1箇所
	宜野座村博物館	1箇所
	宜野座村学習塾21世紀未来	1箇所
	幼稚園（松田幼稚園、宜野座幼稚園、漢那幼稚園）	3箇所
	小学校（松田小学校、宜野座小学校、漢那小学校）	3箇所
	中学校（宜野座中学校）	1箇所
	高等学校（宜野座高等学校）	1箇所
	国際交流村	1箇所
スポーツ施設	ぎのざカントリークラブ	1箇所
	ぎのざドーム	1箇所
	宜野座村総合体育館	1箇所
	宜野座村総合グラウンド	1箇所
	宜野座村野球場	1箇所
	宜野座村農村公園	1箇所
	宜野座村立中央公民館	1箇所
	宜野座村惣慶運動場（ゲートボール場）	1箇所
	かなパークゴルフ	1箇所
その他施設	宜野座村人材サポートセンター	1箇所
	未来ぎのざ	1箇所
	かりゆしカンナタラソラゲーナ	1箇所
	宜野座村サーバーファーム	1箇所
	J A 沖縄研修所	1箇所
	宜野座村農業後継者等育成センター	1箇所
	石川警察署宜野座駐在所	1箇所
	金地区消防衛生組合宜野座分遣所	1箇所
	宜野座郵便局	1箇所

◎宜野座村社協登録ボランティア一覧

NO.	グループ名称	主な活動	人数	活動日
1	宜野座消防友の会	草刈り作業	15名	随時
2	宜野座村商工会青年部	草刈り作業	17名	年末
3	宜野座村青年団協議会	草刈り作業	9名	土日祝
4	社会福祉法人平松福祉会 かな保育園	地域行事の参加・舞台出演 福祉関連施設の友愛訪問	36名	平日（月～金）
5	社会福祉法人ひかり福祉会 松田保育園	地域行事の参加・舞台出演 福祉関連施設の友愛訪問	36名	平日（水・金）
6	宜野座村立保育所	地域行事の参加・舞台出演 福祉関連施設の友愛訪問	24名	平日（金）
7	宜野座村立松田小学校	地域行事の参加・舞台出演 福祉関連施設の友愛訪問	138名	平日
8	宜野座村立漢那小学校	地域清掃	120名	平日
9	沖縄県立宜野座高等学校 ボランティア部	地域行事の参加・舞台出演 福祉関連施設の友愛訪問 在宅・福祉施設での支援	31名	土日祝
10	個人	在宅支援（近隣の見守り・生活支援） 料理（調理）（講習）	大人2名 子供2名	随時

資料編 4 宜野座村社会福祉協議会の沿革・組織構成図

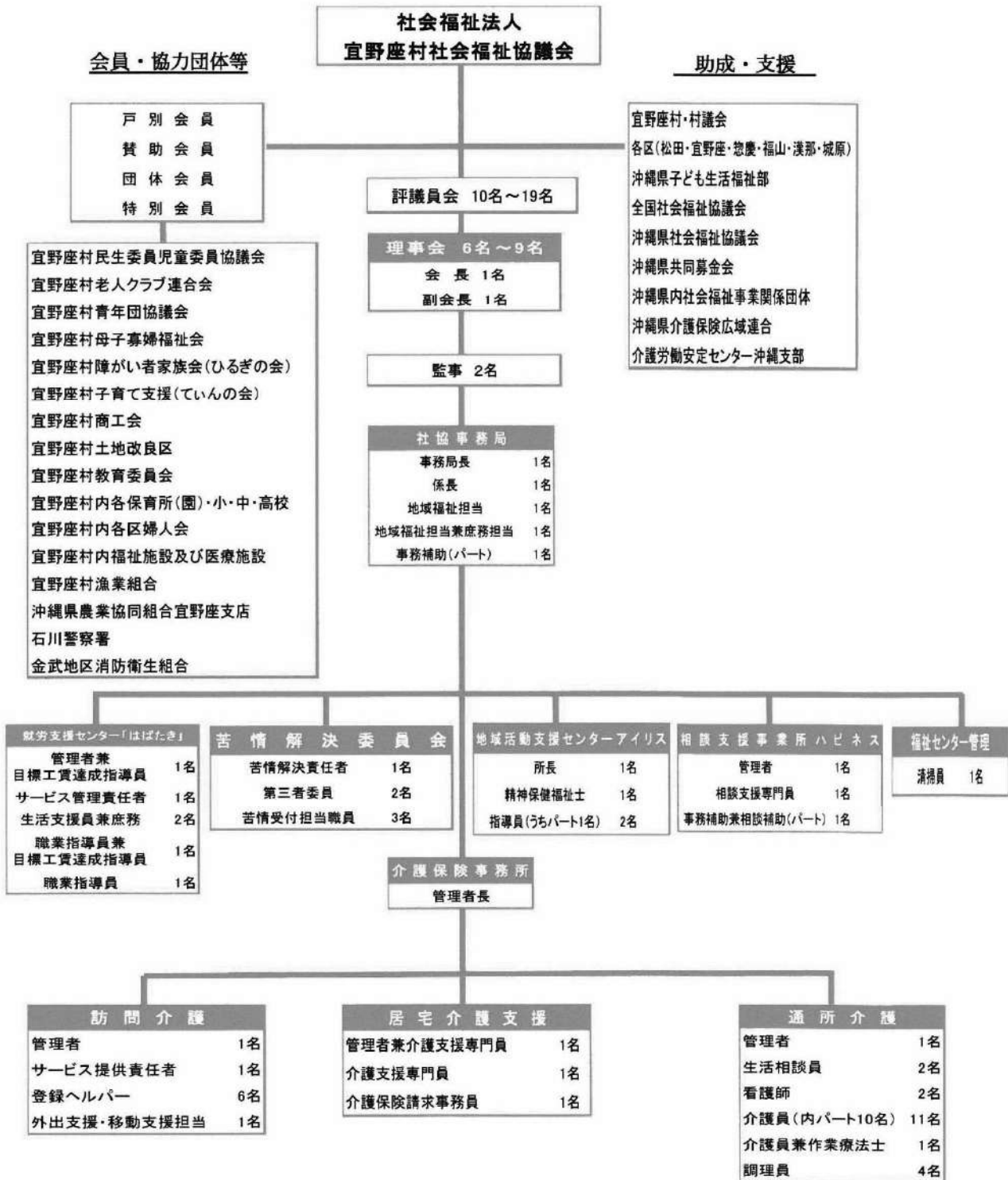
■宜野座村社会福祉協議会の沿革

昭和59年	1月	法人設立（理事9名・監事2名・評議員23名） 初代会長（仲程實湧）就任、福祉活動専門員採用
	4月	非常勤職員（会計及び補助員）採用
	10月	在宅老人給食サービス事業実施
昭和61年	3月	2代目会長（平識善福）就任
	7月	沖縄県社会福祉協議会より老人友愛訪問促進事業の指定（3カ年）
昭和62年	4月	無料法律相談事業の開所（相談員：仲間辰雄弁護士）
昭和63年	4月	福祉基金の設置
	5月	専任事務局長の採用
平成元年	1月	法人設立5周年記念社会福祉大会開催
	5月	社協発展計画策定委員会の発足
平成4年	2月	第1回宜野座村福祉健康づくり推進大会
	5月	宜野座村地域福祉センター落成式・デイサービス（B型）開所式
平成6年	1月	第1回チャリティー芸能大会開催
	4月	沖縄県社会福祉協議会よりボランティア推進事業の指定（3カ年）
	6月	法人設立10周年記念福祉大会開催
	11月	かたばる共同作業所開所式
平成7年	8月	ホリデイサービス開所
平成8年	5月	宜野座村地域福祉センター音頭発表会
平成11年	3月	法人設立15周年記念福祉大会開催
	4月	宜野座村地域福祉活動計画策定
平成12年	4月	介護保険事業（居宅介護・通所介護・訪問介護）の開所
平成14年	7月	沖縄県社会福祉協議会よりふれあいのまちづくり事業の指定（5カ年）
平成15年	11月	第1回宜野座村ふれあい福祉まつり開催
平成16年	3月	3代目会長（伊藝正勇）の就任
平成17年	4月	外出支援事業の実施
	10月	第2回宜野座村ふれあい福祉まつり開催
平成18年	8月	かたばる共同作業所を旧商工会事務所へ移転
	11月	地域福祉懇談会（各区）開催
平成19年	10月	第3回宜野座村福祉まつり開催
平成20年	8月	4代目会長（上原秀幸）就任
平成21年	4月	宜野座障害者センター落成式
	10月	第4回宜野座村福祉まつり開催 （車椅子購入資金）宜野座村チャリティーゴルフ大会開催
平成23年	3月	第2次宜野座村地域福祉活動計画策定
	4月	宜野座村障害者福祉センター育苗ハウス完成 （住民生活に光を注ぐ交付金）

	5月	沖縄県共同募金会宜野座村分会の改称にて沖縄県共同募金会宜野座村共同募金委員会発足
	10月	第5回宜野座村ふれあい福祉まつり開催
平成24年	3月	5代目会長（眞榮城守昭）就任
平成25年	12月	第1回宜野座村社協在宅福祉サービス利用者年忘りの集い開催
平成26年	5月	宜野座村障害児親の会「ていんの会」設立総会開催
	11月	法人設立30周年記念第4回宜野座村社会福祉大会開催
平成27年	4月	赤い羽根共同募金感謝の集いにて村内全区が30年に亘る募金運動が認められ優良市町村共同募金地区を受賞
	8月	宜野座村障害者福祉センターが就労継続支援B型事業所として沖縄県の指定を受け事業スタート。就労支援センターはばたきに改称。
平成28年	8月	第1回 7月遊びぬ集いを開催
	9月	熊本自地震復興支援チャリティー健康講演会開催
平成29年	3月	第3次宜野座村地域福祉活動計画策定
	4月	地域活動支援センターアイリス、県より認可を受け、村より受託し、事業開始
	6月	社会福祉法の改正・定款変更に伴い、会長に眞榮城守昭氏が、重任、副会長に金武司氏が就任
平成30年	6月	宜野座村移動支援事業を村より受託、試験的の事業を開始
	10月	特定旅客自動車運送事業より認可を受ける。
令和元年	4月	宜野座村移動支援事業を開始
	5月	地域福祉担当に當山武尚採用
	6月	役職変更に伴い、新理事に行政代表に平田義史氏、議会代表に当真嗣信氏が就任
	6月	5代目会長に金武 司氏、副会長に山城悦子氏が就任
令和2年	6月	相談支援事業所ハピネス、県及び村より指定を受け、事業開始
令和3年	6月	任期満了に伴い、評議員選任
		任期満了に伴い、役員（理事・監事）選任、また、会長に金武司氏が重任、副会長に山城悦子氏が再任
	8月	宜野座村社会福祉協議会食料支援事業を開始
	12月	宜野座村相談支援事業を村より受託、開始
令和4年	3月	第4次宜野座村地域福祉活動計画策定

■宜野座村社会福祉協議会の組織構成図

(令和3年10月1日現在)



資料編 5 宜野座村地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的と設置)

第1条 この要綱は、宜野座村の地域福祉を推進するために、地域住民や社会福祉に関する活動を行う者等が相互に協力して、活動・行動する「宜野座村地域福祉活動計画」を策定することを目的に、宜野座村地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、運営に関して、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 地域福祉活動計画に必要な調査・課題の把握に関すること。
- (2) 地域福祉活動計画の策定に関すること。
- (3) その他、委員会において必要と認めた事項に関すること。

(委員会)

第3条 委員会は10名以内の委員で構成する。

2 委員は、別表1に定めるものとし、会長が委嘱または任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会には、委員の互選により委員長をおき、副委員長は、委員長が指名する。

2 委員長は、委員会を総括する。委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となり議事を総理する。

(作業部会)

第7条 委員会には宜野座村地域福祉活動計画の策定を推進するための作業部会（以下「部会」という。）をおくことができる。

2 部会は、別表に定める職にあるものをもって充てる。

(費用弁償)

第8条 委員会の委員の費用弁償の支給については、宜野座村社会福祉協議会給与等に関する規程の第6章第22条費用弁償の定めるところによる。

(庶務)

第9条 委員会及び作業部会の庶務は、社協事務局において処理する。

附則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

策定委員会

- 行政機関代表（健康福祉課長）
- 区長会代表
- 民生委員代表
- 障がい者の会代表
- 村老人会代表
- 村教育委員会代表
- 福祉施設代表
- 学識経験者

別表 2（第 8 条関係）

作業部会

- 居宅介護支援ステーション管理者
- 訪問介護事業所管理者
- 通所介護事業所管理者
- 障害者福祉センター管理者
- 宜野座村役場健康福祉課職員
- 福祉関係施設代表

(1) 宜野座村地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

(任期：令和3年12月24日～令和4年12月23日)

No.	代 表	所 属	委 員
1	行政機関代表	健康福祉課長	平田 義史
2	区長会代表	惣慶区長	新里 幸美
3	民生委員代表	宜野座村民生委員児童委員協議会会長	島田 成子
4	障がい者の会代表	ひるぎの会会長	仲間 隆子
5	村老人会代表	老人クラブ連合会会長	當眞 嗣幸
6	ボランティア代表	宜野座村青年団協議会長	平田 優作
7	村教育委員会代表	教育課長	當眞 修
8	福祉施設代表	社会福祉法人 平松福祉会 かな保育園理事長	新里 政
9	福祉施設代表	社会福祉法人 清明会特別養護老人ホーム でいご園常務	山城 勝美
10	学識経験者	宜野座村社会福祉協議会副会長	山城 悦子

(2) 作業部会

1	宜野座村社会福祉協議会 事務局長	當眞 嗣久
2	宜野座村社会福祉協議会介護保険事業所管理者長 兼通所介護事業所管理者兼通所生活相談員	平田 亘
3	宜野座村社会福祉協議会居宅介護ステーション管理者	仲間 司
4	就労支援センターはばたき管理者	宮城 清人
5	宜野座村訪問介護事業所管理者兼訪問介護員	比嘉 律子
6	宜野座村地域活動支援センターアイリス施設長 兼相談支援事業所ハピネス管理者	當山 武尚

(3) 事務局

1	宜野座村社会福祉協議会 事務局長	當眞 嗣久
2	宜野座村社会福祉協議会 地域福祉担当	當山 武尚
3	宜野座村社会福祉協議会 地域福祉担当 庶務・会計補助	東 みさ

第 4 次宜野座村地域福祉活動計画

(令和 4 年度～令和 8 年度)

～一人ひとりが「けーとぅねー」から始める、ふれあい・支え合うむらづくり～

令和 4 年 3 月発行

発行：社会福祉法人 宜野座村社会福祉協議会

〒904-1303 沖縄県宜野座村字惣慶 1898 番地

電話：(098) 968-8979 FAX：(098) 968-5884